



東北大学

2025(令和7)年度

学 生 便 覧

東北大学大学院国際文化研究科

目 次

2025（令和 7）年度国際文化研究科授業実施学年暦（カレンダー）	1
2025（令和 7）年度国際文化研究科学年暦	2
I 国際文化研究科の理念・目的・概要等	
国際文化研究科の理念・目的	3
国際文化研究科のディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー	4
国際文化研究科学位論文に係る評価に当たっての基準	7
国際文化研究科の概要、特色、構成と講座内容	13
II 授業科目の履修と課程修了について	
2025（令和 7）年度授業科目及び担当教員一覧	
前期 2 年の課程	17
後期 3 年の課程	22
東北大学「科目ナンバリング」について	23
修了要件と履修の手続きについて	26
《前期課程》	
研究題目届について	31
研究題目届の記入について	32
修士論文にかかわる日程等	33
課程修了までの主な流れ	34
《後期課程》	
研究題目届について	36
研究題目届の記入について	37
博士論文にかかわる日程等	38
課程修了までの主な流れ	40
2025 年度カリキュラム・ツリー	42
2025 年度カリキュラム・マップ	44
III 日本学国際共同大学院プログラム	
日本学国際共同大学院プログラム	47
IV 災害科学・安全学国際共同大学院プログラム	
災害科学・安全学国際共同大学院プログラム	51
V 学際高等研究教育院について	

学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する	
博士課程前期2年の課程の1年次学生の皆さんへ	57
学際高等研究教育院における学生等に対する支援について	58
東北大学学際高等研究教育院について	60
学際高等研究教育院指定科目等の履修方法について	63
VI 教育職員免許状の取得について	
教育職員免許状の取得について	65
VII 学生留意事項	
学生留意事項	67
学籍異動等に係る諸手続きについて	72
国際文化研究科学生事故処理指針	87
VIII ハラスメント等の防止	
国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	89
ハラスメント問題解決のためのガイドライン	93
大学院国際文化研究科におけるハラスメントの防止等に関する内規	100
ハラスメント・障害者差別解消相談窓口について	102
学生支援相談窓口について	102
ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進委員会相談窓口について	102
IX 諸規程	
東北大学大学院通則	103
東北大学大学院通則細則	131
東北大学大学院国際文化研究科規程	133
東北大学大学院国際文化研究科履修内規	139
「日本学国際共同大学院プログラム」の履修方法等に関する申合せ	146
国際文化研究科授業科目の成績評価等に関する申合せ	148
東北大学大学院共通科目規程	149
学位規則	153
東北大学学位規程	156
修士論文に関する申合せ	162
博士論文（課程博士）に関する申合せ	174
博士論文（博士課程退学者）に関する申合せ	186
東北大学大学院国際文化研究科論文博士審査内規	193
国際文化研究科論文博士学位審査に関する申合せ	195
東北大学学生表彰規程	201
東北大学における入学科の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	202
東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	205

東北大学研究生規程	210
東北大学研究生規程細則	213
東北大学大学院国際文化研究科防災マニュアル	214
X 建物等	
講義室、専攻分野（講座）等配置図	220
川内キャンパスマップ	224
国際文化研究科教職員名簿	226

2025(令和7)年度国際文化研究科 授業実施学年暦(カレンダー)

(2025. 4 ~ 2026. 3)

4月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
5月	27	28	29	30	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	1	②	3
	4	5	6	7	8	9	10
6月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
7月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	...	...	...	...	...
8月	...	...	...	...	...	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
9月	31	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	...	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
10月	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	1	2	3	4
11月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	...
	...	...	...	...	...	...	...
12月	日	月	火	水	木	金	土
	...	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
2026年1月	28	29	30	31	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
2月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	②9	30	31
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
3月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
10月	29	30	31	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
11月	1	2	③3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	...	...	...	...	...	...	...
12月	...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
2026年1月	22	23	24	25	26	27	28
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
2月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	29	30	31	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...

注) 〃 授業日 〃 補講日 〃 は土日祝日等の休業日
〃 各種発表会 〃 修士論文最終試験

注) ○印: 5月2日(金)、11月26日(水)、1月29日(木)は月曜日の授業を行う。
◇印: 2月3日(火)は金曜日の授業を行う。
※ 7月30日(水)~31日(木)にオープンキャンパス実施予定。
※ 10月24日(金)は大学祭実施予定のため、授業日とはしない。

2025(令和7)年度 国際文化研究科 学年暦

授業関係等

入学式	4月 3日(木)
新入生オリエンテーション(4月入学、前期・後期1年次)	4月 4日(金)
第1学期授業	4月 7日(月)～ 7月29日(火)
第1学期履修登録期間	4月 7日(月)～ 4月18日(金)
定期健康診断(全学生(研究生等含む))(土日を除く)	5月 7日(水)～ 5月20日(火)
本学創立記念日	6月22日(日)
補講	8月 1日(金)～ 8月 7日(木)
夏季休業	8月 8日(金)～ 9月30日(火)
9月学位記授与式(修士・博士)、学位記伝達式	9月25日(木)
新入生オリエンテーション(10月入学、前期・後期1年次)	9月26日(金)
第2学期授業	10月 1日(月)～ 2月 3日(火)
第2学期履修登録期間	10月 1日(月)～10月15日(水)
冬季休業	12月29日(月)～ 1月 2日(金)
補講	2月 4日(水)～ 2月10日(火)
3月学位記授与式(修士・博士)、学位記伝達式	3月25日(水)

修士論文関係(前期課程)

修士論文題目届提出期限(9月修了、前期2年次)	5月30日(金)
研究題目届提出期限(4月入学、前期1年次)	6月30日(月)
修士論文仮題目届提出期限(4月入学、前期2年次)	6月30日(月)
修士論文提出期限(9月修了、前期2年次)	6月30日(月)
修士論文最終試験(9月修了、前期2年次)	7月上旬～ 7月下旬
修士論文題目届提出期限(3月修了、前期2年次)	11月28日(金)
研究題目届提出期限(10月入学、前期1年次)	12月19日(金)
修士論文仮題目届提出期限(10月入学、前期2年次)	12月19日(金)
修士論文提出期限(3月修了、前期2年次)	1月 9日(金)
修士論文最終試験(3月修了、前期2年次)	1月20日(火)・ 1月21日(水)

博士論文関係(後期課程)

博士論文提出期間(9月修了、後期3年次)	5月19日(月)～ 5月30日(金)
研究題目届提出期限(4月入学、後期1年次)	5月30日(金)
博士論文最終試験(9月修了、後期3年次)	6月下旬～ 8月 8日(金)
博士論文中間発表会題目届提出期限(4月入学、後期2年次)	6月30日(月)
博士論文題目届提出期限(3月修了、後期3年次)	6月30日(月)
博士論文提出期間(3月修了、後期3年次)	11月14日(金)～11月28日(金)
博士論文最終試験(3月修了、後期3年次)	12月中旬～2月 10日(火)
研究題目届提出期限(10月入学、後期1年次)	12月19日(金)
博士論文中間発表会題目届提出期限(10月入学、後期2年次)	12月19日(金)
博士論文題目届提出期限(9月修了、後期3年次)	1月15日(木)

研究発表会関係(前期・後期課程)

修士論文発表会(9月修了、前期2年次)	7月30日(水)・ 7月31日(木)
研究題目発表会(4月入学、前期・後期1年次)	
修士論文構想発表会(4月入学、前期2年次)	
博士論文中間発表会(4月入学、後期2年次)	
修士論文発表会(3月修了、前期2年次)	1月22日(木)・ 1月23日(金)
研究題目発表会(10月入学、前期・後期1年次)	
修士論文構想発表会(10月入学、前期2年次)	
博士論文中間発表会(10月入学、後期2年次)	
博士論文草稿発表会(個別的に公開で)	2～3月(9月修了予定者) 7～9月(3月修了予定者)

I 国際文化研究科の理念・目的・概要等

国際文化研究科の理念・目的

東北大学大学院国際文化研究科 (Graduate School of International Cultural Studies) は、平成 5 年 (1993 年) 4 月 1 日、東北大学の全学的改革の一環として、本学における最初の独立研究科として設立されたものである。本研究科の設置目的は、国際的な地域文化、文化交流および言語文化に関する学際的かつ総合的な教育・研究を行い、国際化の進展に対応して我が国の内外で活躍し、国際貢献を担う優れた人材を養成することにある。

経済活動の国際化や国家を超えた大規模な人的交流の進展は、人々の国際的な相互理解を深めるプラス面とともに、時として、地域や国家間の深刻な文化的・経済的な摩擦や対立を招きかねないというマイナスの面をも含みもっている。国際的な種々の摩擦や対立は、関係諸国間の人々の言語や思考様式の違いばかりではなく、歴史や文化、宗教、自然観などに対する無理解に起因している場合も多く、それが嵩じたときには、紛争や混乱にまで発展しかねない。不幸なことに、現在でも、宗教的・文化的な不寛容や無理解に起因する民族紛争や地域紛争が後を絶たない。世界がますますグローバル化・ボーダレス化していく 21 世紀にあつて、我が国がより質の高い国際的交流・協力を築いてゆくためには、諸外国の言語や文化、歴史の理解はもとより、国際的な交流や協力の意義、それに内在する諸問題をも深く理解し、かつ高度の専門的知識を有する研究者や実務者を養成することが根本的に重要な課題となっている。本研究科は、そのような見地から教育研究を行い、狭い専門分野に閉じこもらない創造的な研究者を育成すると同時に、幅広い視野に立つ国際性を身につけた高度専門職業人を養成することを目指していかねばならない。

高度情報化に伴う国際化の時代にあつて、世界は文化的にも経済的にも急速に一体化する傾向をあらわにしている。各地域の文化は、それに固有な歴史を背景として形成され、発展し、独自の文化的特徴を持ちながらも、多文化間の相互交流を通じて自他の文化を融合させ、変容を遂げていく。このように変容した文化を「国際文化」と呼ぶならば、「国際文化」研究とは、「各地域文化の形成・発展・交流についての過去、現在、未来を現代における国際的一体化の視点から総合的・学際的に考察する学問分野である」と定義されうる。文化の定義はきわめて多義的であり、言語や宗教、思想、文学、芸術はもとより、歴史や社会、自然観、科学・技術、経済諸活動、教育、生活様式まで包含されよう。しかし、国際文化研究はそうした個々の問題を単に個別の事実としてとらえるだけではなく、世界の様々な地域に生活する人々の生き方や行動様式に、そうした個々の問題がどのような影響を与え、どのような文化を形成するのに役立ったかなど、現代につながる問題意識と総合的・学際的視点から考察し、文化の多様性・独自性とともに普遍性・共通性を探り、文化の本質的理解を目指さなければならない。複合的あるいは重層的な構造を持つ国際文化の研究には、人文・社会・自然科学の諸分野に対応する個別専門分野の伝統的な方法論や概念といった枠組みを超えた、新しい学問の思考法、総合的な視野が必要なのである。

学問としての「国際文化」研究はいまだ萌芽的な研究段階にある。国際文化研究科は、21 世紀現代世界において求められている地域文化・言語・社会構造の解明、異文化間の相互理解、人類の恒久的平和共存のあり方、地球規模の環境・資源問題の解決などの実践的諸課題に応えるためにも、その理論的枠組みを科学的に追及し、常に変容していく国際文化の諸相を的確に捉えることができる新しい学問の確立を目指さなくてはならない。

国際文化研究科のディプロマ・ポリシー／ カリキュラム・ポリシー

○東北大学大学院国際文化研究科博士課程前期2年の課程

ディプロマ・ポリシー

大学院国際文化研究科では、次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与する。

- ①幅広い学際的視野をもち、文理融合の立場からの教育を通して得られる専門的な知識・技能に基づいて、独創的な研究を遂行する能力や高度に専門的な職業に就くことのできる能力を有している。
- ②高い倫理観と責任感をもって、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して学術的に貢献し、社会全体の発展に寄与することができる。
- ③世界水準の研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それらを学術研究や高度に専門的な職業に活かすことができる。

カリキュラム・ポリシー

大学院国際文化研究科では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①研究教育の方法を(1)学生の研究題目に即した「個別的指導」、(2)総合演習科目における講座教員チームによる「総合的指導」、(3)各種研究発表会における研究科全教員による「全体的指導」に整理し、その適切な組み合わせによるきめ細かい指導体制を実現する

「全体的指導」の可視的形態として、学位論文作成の年度ごとの進行をプログラムとして明示し、学生の問題解決能力やプレゼンテーション能力の向上を促進する「学位授与促進プログラム」を実施する

- ②キャンパスの内外を問わず、研究上の高い倫理観を養うために「研究のための倫理」を日本語と英語両方で開講する

- ③共通科目として、外国人留学生が研究を推進する日本語能力を獲得するための「研究のための日本語スキル」、英語の高度な運用能力の育成を図り、研究上必要な英語による情報検索・データ整理・論文執筆・研究発表等の技能を高めるための「研究のための英語スキル」を開講する

また、研究・調査に必要なデータ分析に必須の知識を獲得するために「統計学入門」を日本語と英語両方で開講する

- ④英語による学位コースとして「言語総合科学コース（International Graduate Program in Language Sciences）」を設置し、世界水準の授業をすべて英語で提供

し、言語学、心理学、情報科学、脳科学などの多面的な視点からの言語研究と教育を促進する

同じく英語による学位コースとして「グローバルガバナンスと持続可能な開発プログラム (Graduate Program in Global Governance & Sustainable Development)」を設置し、ガバナンス、環境、開発などに関わる問題の構造理解と解決策の立案に資する教育・研究を英語で行う。これを通じて、国内外において、社会の発展に貢献できる人材の育成を図る

- ⑤授業評価アンケートを毎学期末に実施し、学生のニーズを的確に把握するとともに次学期における授業の質的向上に供する
- ⑥研究指導の成果を年度末の「学生指導記録」等により集約し、より質の高い研究指導に供するとともに、修士論文または特定の課題に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に実施する。研究成果の審査及び試験は、別に定める「国際文化研究科学位論文に係る評価に当たっての基準」に基づいて行う。

○東北大学大学院国際文化研究科博士課程後期3年の課程

ディプロマ・ポリシー

大学院国際文化研究科では、次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与する。

- ①豊かな学識と高度な専門的知識・技能に基づいて、専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を有している。
- ②高い倫理観と責任感をもって、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して高度な学術的貢献ができ、社会全体の発展に大きく寄与することができる。
- ③国際水準の高度な研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それによって国内外における当該分野の研究を先導すること、または高度に専門的な職業のリーダーとして当該職域を牽引することができる。

カリキュラム・ポリシー

大学院国際文化研究科では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①「学位授与促進プログラム」に基づき、論文作成等に係る個別的・総合的・全体的研究指導体制を提供し、豊かな学識と専攻分野に関する高度な専門的知識および優れたプレゼンテーション能力の獲得を促進する
- ②ワールドクラスの研究遂行に求められる高い倫理観やリーダーシップを育む機会、および国内外で最先端の研究成果に学ぶ場を提供する
- ③学修成果の評価基準を「東北大学国際文化研究科規程」第12条によって明示するとともに、博士論文および課題研究業績等に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。研究成果の審査及び試験は、別に定める「国際文化研究科学位論文に係る評価に当たっての基準」に基づいて行う。

令和元年12月11日 教務委員会

令和2年1月8日 教務委員会

令和2年2月19日 教授会

令和6年2月21日 教務委員会

令和6年2月28日 教授会

国際文化研究科学位論文に係る評価に当たっての基準

○修士論文の評価基準

(ア) 満たすべき水準

- ① 幅広い学際的視野をもち、文理融合の立場からの教育を通して得られる専門的な知識・技能に基づいて、独創的な研究を遂行する能力や高度に専門的な職業に就くことのできる能力を有することを証示するに足るものであること。
- ② 高い倫理性と責任感をもって、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して学術的に貢献し、社会全体の発展に寄与することができることを証示するに足るものであること。
- ③ 世界水準の研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それらを学術研究や高度に専門的な職業に活かすことができることを証示するに足るものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
- ② 研究対象である主題に即した研究方法が選択されている。
- ③ 研究対象が、広い視野（歴史的・分野横断的・国際的な文脈等）の下に捉えられている。
- ④ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。
- ⑤ 論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現によって論述されている。
- ⑥ 既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を行っており、当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る、先導的な学術的又は実践的意義を有している。
- ⑦ 広い視野に立って精深な学識を修得し、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを証示している。

(ウ) 審査委員の体制

- ① 審査委員は、本研究科の教授、准教授又は講師の中から2人を含む3人以上（教授又は准教授のうち1人を主査とする。）とし、講座代表者が推薦書により推薦し、教務委員会で決定する。なお、やむを得ない場合は、本研究科の教授1人を含む2人として行うことができる。また、審査委員は、論文提出者の講座の教員に限らず、論文題目にかかわる隣接講座の教員を含めて選出することが望ましい。（言語総合科学コースについてもこれに準じる。）

- ② 教務委員会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び最終試験」の委員に委嘱することができる。
- ③ 教務委員会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。
- ④ 「論文審査及び最終試験委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、講座代表者は、当該者の履歴書(学歴・職歴)及び業績表(著書又は論文3点程度)を提出して、教務委員会の承認を得なければならない。なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申し合わせ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

(エ) 審査の方法

- ① 1月に論文を提出した者に対しては1月に、また6月に提出した者に対しては7月に最終試験を行う。最終試験は、提出された論文に関する口頭試問とし、日程及び場所は、主査が決定する。
- ② 1月に最終試験を受けた者に対しては1月に、7月に最終試験を受けた者に対しては7月に修士論文発表会を行う。
- ③ 審査委員会の主査は、論文審査、最終試験及び修士論文発表会の結果を「論文審査及び最終試験成績報告書」にとりまとめ、1月に論文を提出した者に対しては2月20日までに、6月に論文を提出した者に対しては8月20日までに研究科長に提出するものとする。

○博士論文(課程修了によるもの)の評価基準

(ア) 満たすべき水準

- ① 豊かな学識と高度な専門的知識・技能に基づいて、専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を有することを証示するに足るものであること。
- ② 高い倫理観と責任感をもって、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して高度な学術的貢献ができ、社会全体の発展に大きく寄与することができることを証示するに足るものであること。
- ③ 国際水準の高度な研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それによって国内外における当該分野の研究を先導すること、または高度に専門的な職業のリーダーとして当該職域を牽引することができることを証示するに足るものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
- ② 研究対象である主題に即した研究方法が選択されている。
- ③ 研究対象が、広い視野（歴史的・分野横断的・国際的な文脈等）の下に捉えられている。
- ④ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。
- ⑤ 論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現によって論述されている。
- ⑥ 既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を行っており、当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る、先導的な学術的又は実践的意義を有している。
- ⑦ 独創的視野に立って当該専攻分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示している。

(ウ) 審査委員の体制

- ① 審査委員には、論文提出者の指導教員全員（教授又は准教授のうち1人を主査とする。）のほか、本研究科の他講座の博士課程後期3年の課程の指導を担当する本研究科教授会構成員、他の研究科等の教員又は他の大学院等の教員等から1人とし、講座代表者が推薦書により推薦し、教務委員会で決定する。なお、審査委員は、原則として教授2人を含むものとし、本研究科教授会構成員には「論文審査及び最終試験」を委嘱する。（言語総合科学コースの審査委員は、論文提出者の指導教員全員のほか、言語総合科学コースの教員から1人を選び、コース代表者が推薦書により推薦する。）
- ② 教務委員会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び最終試験」の委員に委嘱することができる。
- ③ 教務委員会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。
- ④ 「論文審査及び最終試験委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、講座代表者は、当該

者の履歴書(学歴・職歴)及び業績表(著書又は論文3点程度)を提出して、教務委員会の承認を得なければならない。なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申し合わせ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

- ⑤ 6月に博士論文題目を届け出た者に係る論文審査委員は、11月の教務委員会で決定する。1月に届け出た者に係る審査委員は、5月の教務委員会で決定する。

(エ) 審査の方法

- ① 11月に論文を提出した者に対しては翌年の2月10日までに、また5月に提出した者に対しては8月10日までに最終試験を行う。最終試験は、提出された論文に関する口頭試問とし、日程及び場所は、主査が決定し、本研究科長に報告する。報告を受けた研究科長は、本研究科全教員に周知する。最終試験には、「論文審査及び最終試験」を委嘱された委員全員が出席するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、主査を除き1名に限り文書による論文審査の報告をもって替えることを認める。なお、最終試験は一般に公開とする。
- ② 審査委員会の主査は、論文審査及び最終試験の結果を「論文審査等報告書」にとりまとめ、また、論文審査の要旨を「論文審査の結果の要旨」にとりまとめ、11月に論文を提出した者に対しては原則として翌年の2月20日までに、5月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。
- ③ 公開する「論文審査結果の要旨」及び「論文審査等報告書」の論文審査の結果の要旨は1,000字程度にまとめ、「論文審査結果の要旨」及び「論文目録」を本研究科教授会構成員に配付する。なお「論文審査等報告書」の論文審査結果の要旨は「別紙のとおり」と記入し、「論文審査結果の要旨」を別紙とすることができる。

○博士論文(論文提出によるもの)の評価基準

(ア) 満たすべき水準

独創的視野に立って当該専攻分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
- ② 研究対象である主題に即した研究方法が選択されている。
- ③ 研究対象が、広い視野（歴史的・分野横断的・国際的な文脈等）の下に捉えられている。
- ④ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。
- ⑤ 論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現によって論述されている。
- ⑥ 既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を行っており、当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る、先導的な学術的又は実践的意義を有している。
- ⑦ 豊かな学識と高度の専門的知識・技能を修得しており、それに基づいて、専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は、高度に専門的な職業に従事でき、その専攻する特定の領域において卓越した能力を有していることが示されている。

(ウ) 審査委員の体制

- ① 審査会は、本研究科博士課程後期3年の課程の指導を担当している教員のうちから、教授2人を含む3人以上の審査委員をもって組織する。
- ② 審査委員は、構成員(外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない理由があると認めた者を除く。以下同じ。)の3分の2以上が出席した教授会において選挙によって選出する。
- ③ 選挙は、3人連記の無記名投票によって行う。
- ④ 審査委員のうち1人を主査とし、審査委員の互選によって定める。
- ⑤ 教授会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び学力の確認」の委員に委嘱することができる。
- ⑥ 教授会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。
- ⑦ 「論文審査及び学力の確認委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、審査会の主査は、当該者の履歴書(学歴・職歴)及び業績表(著書又は論文3点程度)を提出して、教授会の承認を得なければならない。なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申し合わせ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

(エ) 審査の方法

- ① 学力の確認
 - ・ 博士論文を提出した者に対しては、研究科長が博士論文を受理した日から1年以内に、学位授与

の可否に関する議決を行えるよう、学力の確認を行う。

- 学力の確認の日程及び場所は、主査が決定し、本研究科長に報告する。報告を受けた研究科長は、本研究科全教員に周知する。
- 学力の確認は、博士論文の関連ある専攻分野の科目及び外国語について、日本語により口頭又は筆答により行う。なお、学力の確認方法の特例については、東北大学大学院国際文化研究科論文博士審査内規第6条及び第7条の規定によるものとする。
- 学力の確認には、「論文審査及び学力の確認」を委嘱された委員全員が出席するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、主査を除き1名に限り文書による論文審査の報告をもって替えることを認める。なお、学力の確認は一般に公開とする。

② 論文審査等報告

審査委員会の主査は、論文審査及び学力の確認の結果を「論文審査等報告書」にとりまとめ、また、論文審査の要旨を「論文審査の結果の要旨」にとりまとめ、提出するものとする。

- ## ③ 公開する「論文審査結果の要旨」及び「論文審査等報告書」の論文審査の結果の要旨は 1,000 字程度にまとめ、「論文審査結果の要旨」は本研究科教授会構成員に配付する。なお、「論文審査等報告書」の論文審査結果の要旨は「別紙のとおり」と記入し、「論文審査結果の要旨」を別紙とすることができる。

国際文化研究科の概要

○国際文化研究科とは

国際文化研究科は、国際文化研究専攻の博士前期2年の課程および博士後期3年の課程からなる大学院です。本研究科は、国際的な視野に立った日本と世界の多様な地域文化の研究、グローバル化する世界で人々が共生しうる社会の研究、そして地域やグローバル社会の基層を支える言語の科学的研究の3つの領域で、既存の学問領域の枠組みを越えた学際的で総合的なアプローチによって教育・研究を推進します。また、それを通じて、豊かな教養と国際感覚を備え、グローバルに思考し活躍できる能力をもった専門職業人、および高度な専門知識と研究能力を備えた専門家の育成をめざします。

本研究科は1993年（平成5年）に国際地域文化論専攻ならびに国際文化交流論専攻を擁して発足し、その後2001年（平成13年）には国際文化言語論専攻を新たに設置して、人類社会の言語的・文化的・社会的な多元性を踏まえた新たな研究・教育を展開してきました。さらに2007年（平成19年）には、多様な成果をあげて終了した21世紀COEプログラム「言語・認知総合科学戦略研究教育拠点」の活動を継承・発展させるため、「言語脳認知総合科学研究センター」が本研究科附属施設として加えられました。

さらに、近年の急速に進展するグローバリゼーション、そして社会全体の教育ニーズの多様化や国際的な研究動向の変化に的確に応え、より一層発展的かつ実践的な教育プログラムを実施するため、2015年（平成27年）4月、3専攻体制を1専攻体制に変更し、18講座を8講座に再編することによって、より先鋭的な研究を推進し、本研究科独自の教育プログラムを構築しました。2024年（令和6年）4月には、国際日本研究においてより深化した領域別の研究指導を行う目的で現代日本メディア・ジェンダー研究講座、日本宗教・思想史研究講座を新設しました。

これら9講座は、グローバル社会で活躍できる高度な知識や能力の獲得を実現するため、複数の講座が有機的に連携した「系」という教育プログラム上の単位にまとめられています。それぞれの系は、研究科の教育目標の3つの柱、①異文化への深い理解力、②グローバルな問題の解決力、③コミュニケーション能力を教育プログラムとして具現化する役割を担います。これら3つの系は、以前の3専攻以上に緊密かつ弾力的に統合されており、国際文化研究専攻の教育を支える柱となります。

本研究科では、2005年度（平成17年度）から、より高度な専門的知識をもった中学校や高等学校の教員を育成するため、専修免許状（中学校および高等学校：英語）が取得できるカリキュラムを実施しています。（詳しくは「IV 教育職員免許状の修得について」頁を参照してください。）

○国際文化研究科の特色

創造性に満ちあふれた人材の養成

本研究科は、人類社会が直面する様々な問題に立ち向かってゆくため、みずから新たな問いを立て、それに挑戦していくことのできる創造性に満ちあふれた研究者や職業人を養成しています。

世界を舞台に活躍できる人材の養成

本研究科は、様々な人々との交流を通じて豊かな体験を積み、十分なコミュニケーション能力を身につける場を提供することを通して、世界を舞台に活躍できる優れた人材を養成しています。

世界と地域に開かれた研究科

本研究科は、世界と地域に開かれた研究科として、社会人・外国人留学生を含む優れた人材の発掘につとめ、個々の学生の研究学習条件に配慮した支援態勢の整備を進めています。

挑戦者精神の尊重

本研究科は、内外の様々な学部や研究科を修了した優秀な学生を受け入れています。新たな学問分野にこれから挑戦していこうとする意欲にあふれた学生にも十分配慮した指導を行っています。

○国際文化研究科の構成と講座内容

国際文化研究科は、国際文化研究専攻という1専攻体制の下、専門性によって統合された教育プログラムたる3つの系、そしてより大きな括りでまとめられた9つの講座によって構成されます。

1. 地域文化研究系

地域文化研究系は、総合的かつ学際的な観点から、「世界の中の日本」も視野に入れつつ、世界各地の文化と社会の固有性および多様性を解明することを目的として教育研究を行います。これにより、広い視野と地域文化に関する高度な知識を身につけ、国際社会における相互理解と協調に資する専門家・教育者・研究者を育成します。

ボーダレス化の進展する国際社会においては、それぞれの文化が深化する一方で拡散・越境するという重層的な社会現象が顕著にみられます。具体的にそのような現象を理解するために、個別の地域文化研究においては、歴史・思想・文学等の学問領域を越境した複合的研究方法により地域の固有性を考えます。その上で、地域間の比較研究や複数地域を対象とする包括的研究を行います。その際、人文科学の諸領域の枠を超えて、比較の手法も駆使した研究方法により、錯綜した人間の営みのダイナミズムを総合的に解明することを目指します。

☆専攻分野（講座）名： ヨーロッパ・アメリカ研究講座、アジア・アフリカ研究講座、現代日本メディア・ジェンダー研究講座、日本宗教・思想史研究講座

2. グローバル共生社会研究系

グローバル化が急速に進む現代社会においては、国家の枠組みや国境線などに囚われがちだった既存の教育・研究のあり方に軌道修正が求められています。とりわけ、安全保障をはじめとする国際関係、国際経済、資源と環境の保全、民族・文化の摩擦、差別と人権などを巡る地球規模の諸問題では、その解決に向けて新たな知のアプローチが要請されています。このような要請に応えるためには、従来の学問分野の伝統を活かしつつ、それらを統合することによって、新たな学問フロンティアの開拓を目指さねばなりません。グローバル共生社会研究系では、そのような時流の最先端で新たな知を構築し、地球規模の諸課題の解決・改善の方法を探求します。また、異文化間の共生や人間と環境の共生を視野に収め、複眼的な思考に立つ知性を涵養する教育の提供によって、現代国際社会に対する深い識見を備え、日本国内外において国際社会に貢献しうる人材の育成に当たります。

☆専攻分野（講座）名： 国際政治経済論講座、国際環境資源政策論講座、多文化共生論講座

3. 言語総合研究系

言語総合研究系は、ボーダレスでグローバルな性格をますます強める現代の国際社会の中で、英語をはじめ多くの言葉が果たす役割を、先端的な言語研究の立場と、研究成果の特に言語教育への応用の立場から追究するためのリサーチフィールドです。理論言語学・応用言語学、というような2分法的な考え方ではなく、2つの講座に所属する学生も教員も、系という場で活発に交流し、歪狭な学問的世界に閉じこもるのではなく、これまでになかった広い視点と、それを裏付ける多様な研究分野についての確固たる知見を共有していくことが、言語総合研究系の最大の目標です。

英語での授業の数を増やし、多様な母語・文化背景を持った各国からの留学生と日本人学生の間での魅力的で活力ある共修の場が、言語総合研究系からも提供されます。

また、言語を多面的に扱うこの系の役割として、各国の研究機関と連携しての世界水準の言語研究成果の発信と、東北大学をはじめとする国内外の高等教育機関における言語教育に対する積極的な貢献があげられます。

☆専攻分野（講座）名： 言語科学研究講座、応用言語研究講座

〇2つの英語プログラム

国際文化研究科は、英語による学位コースとして「グローバルガバナンスと持続可能な開発プログラム (Graduate Program in Global Governance & Sustainable Development)」と「言語総合科学コース (International Graduate Program in Language Sciences)」を設置し、講義・演習、研究指導、論文執筆、試験等をすべて英語で提供しています。

1. グローバルガバナンスと持続可能な開発プログラム (Graduate Program in Global Governance & Sustainable Development)

グローバルガバナンスと持続可能な開発という人類の共通課題に立ち向かう能力を、批判的な理論検証と問題解決型の研究を通じて、社会の発展に貢献できる人材の育成を図ります。

2. 言語総合科学コース (International Graduate Program in Language Sciences)

人間の言語を、言語学、心理学、脳科学や情報科学など複合的な視点から研究する学際的なプログラムで、言語学や関連領域研究の最新の知識を礎とし、言語コミュニケーション、言語獲得と喪失、言語と脳、自然言語処理など、言語の様々な側面を総合的に理解することを目指します。

〇言語脳認知総合科学研究センター (Research Center for Language, Brain, and Cognition)

2002年に開始した21世紀COEプログラム「言語・認知総合科学戦略研究教育拠点」を土台にして、2007年に学際研究センターとして設立された言語脳認知総合科学研究センターは、東北大学大学院国際文化研究科の言語科学研究者を中心として、情報科学研究科、加齢医学研究所、文学研究科の言語学、心理学、医学、情報処理学の研究者が連携し、fMRI（機能的核磁気共鳴画像法）などの革新的な技術を応用して、文系・理系の枠を越えた学際的な研究を推進しています。

〇国際共同大学院

東北大学では、人類の発展に貢献できる分野について、国際共同大学院プログラムを設置し、部局の枠を超えて結集し、海外有力大学との強い連携のもと共同教育を実践している。国際文化研究科は、「災害科学・安全学国際共同大学院」と「日本学国際共同大学院」の2つのプログラムに参画しています。

1. 災害科学・安全学国際共同大学院 (International Joint Graduate Program in Resilience and Safety Studies)

災害科学・安全学国際共同大学院プログラムでは、国際文化研究科をはじめ、本分野において成果をあげている世界トップクラスの教員を配置し、海外トップレベル研究者の招聘、海外連携教育研究機関との積極的な研究・学生交流を行うことにより、学術的分野からフィールドに至る広域的な分野において、高い専門性を有し国際的に活躍できる人材の育成を目指した実践的国際教育を実践しています。

2. 日本学国際共同大学院 (International Graduate Program in Japanese Studies)

国際文化研究科をはじめ、東北大学人文社会系の全研究科が参画する博士前期・後期課程一貫の共同大学院学位プログラムである日本学国際共同大学院では、海外の大学と連携し、「表象」「資本」「共感」という切り口から多面的かつ創造性に富む日本学のプラットフォーム構築することで、「日本から見た日本学」を世界に発信し、「世界から見た日本学」を日本に吸収するという新しい日本学の創造を推進しています。

II 授業科目の履修と課程修了について

2025年度授業科目及び担当教員一覧

①授業開設部局 ②学科・専攻(全学教育科目等は、科目類・群)

③学問分野 ④レベル・性格 ⑤分類番号

【前期課程】

系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング ① ② ③ ④ ⑤	③学問分野コード名
専攻共通		研究のための倫理（日本語）	研究倫理委員会（研究倫理委員長）	2	1		K IC - ETH 5 01	その他/研究倫理
		研究のための倫理（英語）	研究倫理委員会（研究倫理委員長）	2	1		K IC - ETH 5 01	その他/研究倫理
		研究のための日本語スキル	ジスク、マシユー	2	1		K IC - JPN 5 02	外国語教育/日本語
		研究のための英語スキル	江藤 裕之	2	1		K IC - ENG 5 03	外国語教育/英語
		統計学入門（日本語）	劉 庭秀、劉 曉玥	2	2		K IC - OSO 5 09	社会科学/社会科学一般
		統計学入門（英語）	非常勤講師（新保 奈穂美）	2	1		K IC - OSO 5 09	社会科学/社会科学一般
系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング	③学問分野コード名
							① ② ③ ④ ⑤	
地域文化研究系	系共通	異文化理解基礎論	オムニバス（寺本 成彦、勝山 稔、ゴダール、クリントン）	2	1		K IC - ARS 5 04	総合人文社会/地域研究
		地域研究のためのフィールドワーク	オムニバス（中津 匡哉、朱琳、妙木 忍）	2	2		K IC - ARS 5 05	総合人文社会/地域研究
	ヨーロッパ・アメリカ研究	ヨーロッパ政治社会論Ⅰ		2	2	2025年度は開講しない	K IC - HIS 6 01	人文学/史学
		ヨーロッパ政治社会論Ⅱ		2			K IC - HIS 6 01	人文学/史学
		言語芸術論Ⅰ	非常勤講師（間瀬 幸江）	2	1		K IC - LIT 6 03	人文学/文学
		言語芸術論Ⅱ					K IC - LIT 6 03	人文学/文学
		表象文化論Ⅰ	寺本 成彦	2	2		K IC - LIT 6 05	人文学/文学
		表象文化論Ⅱ	寺本 成彦	2			K IC - LIT 6 05	人文学/文学
		アメリカ政治社会論Ⅰ	小原 豊志	2	2		K IC - HIS 6 06	人文学/文学
		アメリカ政治社会論Ⅱ	小原 豊志	2			K IC - HIS 6 06	人文学/文学
		ラテンアメリカ社会文化論Ⅰ		2	1	2025年度は開講しない	K IC - CUA 6 07	人文学/文化人類学
		ラテンアメリカ社会文化論Ⅱ		2			K IC - CUA 6 07	人文学/文化人類学
		アメリカ文化芸術Ⅰ	山内 玲	2	1		K IC - LIT 6 08	人文学/文学
		アメリカ文化芸術Ⅱ	山内 玲	2			K IC - LIT 6 08	人文学/文学
		アメリカ文化形成論Ⅰ		2	1	2025年度は開講しない	K IC - ARS 6 09	総合人文社会/地域研究
		アメリカ文化形成論Ⅱ		2			K IC - ARS 6 09	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ歴史文化論Ⅰ	中津 匡哉	2	1		K IC - ARS 6 33	人文学/史学
		ヨーロッパ歴史文化論Ⅱ	中津 匡哉	2			K IC - ARS 6 33	人文学/史学
		ヨーロッパ・アメリカ研究総合演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K IC - ARS 6 10	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究総合演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - ARS 6 10	総合人文社会/地域研究
	アジア・アフリカ研究	アジア社会文化論Ⅰ	勝山 稔	2	2		K IC - LIT 6 11	人文学/文学
		アジア社会文化論Ⅱ	勝山 稔	2			K IC - LIT 6 11	人文学/文学
		アジア思想文化論Ⅰ	朱 琳	2	1		K IC - ARS 6 27	総合人文社会/地域研究
		アジア思想文化論Ⅱ	朱 琳	2			K IC - ARS 6 27	総合人文社会/地域研究
		東アジア社会構造論Ⅰ	未定	2			K IC - HIS 6 13	人文学/史学
		東アジア社会構造論Ⅱ	未定	2			K IC - HIS 6 13	人文学/史学
		アジア・アフリカ世界システム論Ⅰ	木村 可奈子	2	2		K IC - ARS 6 32	人文学/史学
		アジア・アフリカ世界システム論Ⅱ	木村 可奈子	2			K IC - ARS 6 32	人文学/史学
		中東・アフリカ社会構造論Ⅰ	大河原 知樹	2	1		K IC - ARS 6 15	総合人文社会/地域研究
		（日・英）中東・アフリカ社会構造論Ⅱ	大河原 知樹	2			K IC - ARS 6 15	総合人文社会/地域研究
		中東・アフリカ社会文化論Ⅰ	非常勤講師（岡崎 弘樹）	2	1		K IC - ARS 6 16	総合人文社会/地域研究
		中東・アフリカ社会文化論Ⅱ		2			K IC - ARS 6 16	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究総合演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K IC - ARS 6 17	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究総合演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - ARS 6 17	総合人文社会/地域研究

系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング	③学際分野コード名
							① ② ③ ④ ⑤	
地域文化研究系	現代日本メディア研究・ジェン	日本文化基層論Ⅰ	非常勤講師（棚原 恵）	2	1		K IC - GHS 6 18	学際分野/ジェンダーと人間社会
		日本文化基層論Ⅱ		2			K IC - LIT 6 18	人文学/文学
		現代日本社会論Ⅰ	妙木 忍	2	1		K IC - GHS 6 29	学際分野/ジェンダーと人間社会
		現代日本社会論Ⅱ	妙木 忍	2			K IC - GHS 6 29	学際分野/ジェンダーと人間社会
		比較社会文化論Ⅰ	非常勤講師（佐野 正人）	2	1		K IC - CLC 6 23	人文学/比較文学・文化
		比較社会文化論Ⅱ		2			K IC - CLC 6 23	人文学/比較文学・文化
		現代日本メディア・ジェンダー研究総合演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K IC - ARS 6 26	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究総合演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - ARS 6 26	総合人文社会/地域研究
	日本宗教・思想史研究	比較文化形成論Ⅰ		2		2025年度は開講しない	K IC - CLC 6 19	人文学/比較文学・文化
		比較文化形成論Ⅱ		2			K IC - CLC 6 19	人文学/比較文学・文化
		近代日本思想論Ⅰ	ゴダール, クリントン	2		2025年度は開講しない	K IC - CLC 6 28	人文学/史学
		近代日本思想論Ⅱ	ゴダール, クリントン	2			K IC - HIS 6 28	人文学/史学
		日本宗教史Ⅰ	クラウタウ, オリオン	2	2		K IC - HIS 6 30	人文学/史学
		日本宗教史Ⅱ	クラウタウ, オリオン	2			K IC - HIS 6 30	人文学/史学
		日本研究基礎論Ⅰ	非常勤講師（碧海 寿広）	2	1		K IC - ARS 6 31	総合人文社会/地域研究
		日本研究基礎論Ⅱ		2			K IC - ARS 6 31	総合人文社会/地域研究
		中近世日本思想論Ⅰ	非常勤講師（桐原 健真）	2	2		K IC - HIS 6 35	人文学/史学
		中近世日本思想論Ⅱ		2			K IC - HIS 6 35	人文学/史学
		日本宗教・思想史研究総合演習A	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	1		K IC - ARS 6 26	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究総合演習B	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	2		K IC - ARS 6 26	総合人文社会/地域研究

系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング	③学間分野コード名
							① ② ③ ④ ⑤	
系共通	国際政治経済論	国際政治経済論	国際政治経済論講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - IPE 5 15	社会科学/国際政治経済関係
		調査方法論（英語）	講座全教員（佐藤 正弘）	2	2		K IC - OSO 5 08	社会科学/社会科学一般
		共生社会論	オムニバース（佐藤 透）	2	1		K IC - OHS 5 16	総合人文社会/総合人文社会一般
		ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス ☆	未定（災害科学国際研究所）	2	1		-	複合領域/社会・安全システム科学
		巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス ☆	未定（災害科学国際研究所）	2	2		-	複合領域/社会・安全システム科学
		水循環システム論 ☆	未定（工学研究科）	2	2		-	複合領域/社会・安全システム科学
		防災システム論 ☆	未定（災害科学国際研究所）	2	2		-	複合領域/社会・安全システム科学
		国際開発学 ☆	未定（農学研究科）	2	1		-	社会科学/経済学
		食料経済学 ☆	未定（農学研究科）	2	2		-	社会科学/経済学
		国際資源エネルギー戦略論 ☆	未定（環境科学研究所）	2	1		-	環境学/環境学一般
		環境とエネルギーの安全保障問題 ☆	未定（環境科学研究所）	2	2		-	環境学/環境学一般
		（英）欧米国際関係史Ⅰ	池田 亮	2	1		K IC - POL 6 22	社会科学/政治学
グローバル共生社会研究系	国際政治経済論	欧米国際関係史Ⅱ	池田 亮	2	2		K IC - POL 6 22	社会科学/政治学
		東アジア国際関係論Ⅰ	勝間田 弘	2	2		K IC - POL 6 02	社会科学/政治学
		（英）東アジア国際関係論Ⅱ	勝間田 弘	2			K IC - POL 6 02	社会科学/政治学
		国際社会論Ⅰ	池田 亮	2		2025年度は開講しない	K IC - POL 6 23	社会科学/政治学
		（英）国際社会論Ⅱ	池田 亮	2		2025年度は開講しない	K IC - POL 6 23	社会科学/政治学
		グローバルガバナンス論Ⅰ	松本 明日香	2	1		K IC - IPE 6 24	社会科学/国際政治経済関係
		（英）グローバルガバナンス論Ⅱ	松本 明日香	2	2		K IC - IPE 6 24	社会科学/国際政治経済関係
		（英）資源循環型環境システム論Ⅰ	劉 庭秀	2	2		K IC - SUD 6 06	環境学/環境創成学
		資源循環型環境システム論Ⅱ	劉 庭秀	2	1		K IC - SUD 6 06	環境学/環境創成学
		プロジェクトリスクマネジメントⅡ	講座全教員（劉 庭秀）	2	2		K IC - SOS 6 38	複合領域/社会・安全システム科学
		（英）地域の計画と開発Ⅰ	大塚 和明	2	1		K IC - ABP 6 40	工学/都市計画/建築計画
		地域の計画と開発Ⅱ	大塚 和明	2	2		K IC - ABP 6 40	工学/都市計画/建築計画
	国際環境資源政策論	国際経済政策論Ⅰ	非常勤講師（倉田 洋）	2	1		K IC - ECO 6 23	社会科学/経済学
		（英）国際経済政策論Ⅱ		2			K IC - ECO 6 23	社会科学/経済学
		（英）法と国際問題	西本 健太郎（法学研究科）	2	2		K IC - LAW 6 36	社会科学/法学
		国際政治経済論総合演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K IC - IPE 6 05	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済論総合演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - IPE 6 05	社会科学/国際政治経済関係
		（英）環境共生行動論Ⅰ		2	1	2025年度は開講しない	K IC - PSY 6 24	社会科学/心理学
		環境共生行動論Ⅱ		2	1	2025年度は開講しない	K IC - PSY 6 24	社会科学/心理学
		環境資源経済論Ⅰ	佐藤 正弘	2	2		K IC - ECO 6 37	社会科学/経済学
		（英）環境資源経済論Ⅱ	佐藤 正弘	2	2		K IC - ECO 6 37	社会科学/経済学
		持続可能型開発論Ⅰ	非常勤講師（西宮 宜昭）	2	1		K IC - SUD 6 25	環境学/環境創成学
		（英）持続可能型開発論Ⅱ		2			K IC - SUD 6 25	環境学/環境創成学
		（英）環境政策論Ⅰ	非常勤講師（福岡 慶三）	2	1		K IC - PUP 6 27	社会科学/公共政策
		環境政策論Ⅱ		2			K IC - PUP 6 27	社会科学/公共政策
		環境教育論Ⅰ	非常勤講師（阿部 治）	2	1		K IC - EDU 6 26	社会科学/教育学
		（英）環境教育論Ⅱ		2			K IC - EDU 6 26	社会科学/教育学
		（英）プロジェクトリスクマネジメントⅠ	泉 貴子	2	1		K IC - SOS 6 38	複合領域/社会・安全システム科学
		（英）国際協力論	西出 優子（経済学研究科）	2	2	2025年度は開講しない	K IC - OSO 6 39	社会科学/社会科学一般
		国際環境資源政策論総合演習A	講座全教員（佐藤 正弘）	2	1		K IC - OSO 6 13	社会科学/社会科学一般
		国際環境資源政策論総合演習B	講座全教員（佐藤 正弘）	2	2		K IC - OSO 6 13	社会科学/社会科学一般

系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング	③学問分野コード名
							① ② ③ ④ ⑤	
グローバル共生社会研究系	多文化共生論	多元文化構造論Ⅰ	非常勤講師（藤田 恭子）	2	1		K IC - OHS 6 14	総合人文社会/総合人文社会一般
		多元文化構造論Ⅱ		2			K IC - OHS 6 14	総合人文社会/総合人文社会一般
		多元文化動態論Ⅰ	非常勤講師（石川 真作）	2	1		K IC - OHS 6 15	総合人文社会/総合人文社会一般
		多元文化動態論Ⅱ		2			K IC - OHS 6 15	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化共生思想論Ⅰ	非常勤講師（島貫 悟）	2	1		K IC - OHS 6 17	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化共生思想論Ⅱ		2			K IC - OHS 6 17	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化社会形成論Ⅰ	目黒 志帆美	2	2		K IC - OHS 6 22	総合人文社会/総合人文社会一般
		（英）多文化社会形成論Ⅱ	目黒 志帆美	2			K IC - OHS 6 22	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化比較思想論Ⅰ	佐藤 透	2	1		K IC - OHS 6 18	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化比較思想論Ⅱ	佐藤 透	2			K IC - OHS 6 18	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化交流史Ⅰ	坂巻 康司	2	2		K IC - OHS 6 19	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化交流史Ⅱ	坂巻 康司	2			K IC - OHS 6 19	総合人文社会/総合人文社会一般
		多民族社会論Ⅰ	佐藤 雪野	2	2		K IC - OHS 6 20	総合人文社会/総合人文社会一般
		（英）多民族社会論Ⅱ	佐藤 雪野	2			K IC - OHS 6 20	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化共生論総合演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K IC - OHS 6 21	総合人文社会/総合人文社会一般
		多文化共生論総合演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K IC - OHS 6 21	総合人文社会/総合人文社会一般

系	講座	授業科目名	担当教員	単位数	学期	備考	科目ナンバリング					③学年分野コード名
							①	②	③	④	⑤	
言語総合研究系	系共通	(英) 言語研究法	内原 卓海・真家 峻	2	2		K	IC	-	LIN	5 12	人文学/言語学
		言語科学概論 (英語)	ジスク, マッシュー	2	2		K	IC	-	LIN	5 13	人文学/言語学
		言語科学概論 (日本語)	オムコバス (中本 武志, 郷 暢婷)	2	1		K	IC	-	LIN	5 14	人文学/言語学
	言語科学研究	(英) 生成統語論Ⅰ	高橋 大厚	2	2		K	IC	-	LIN	6 02	人文学/言語学
		(英) 生成統語論Ⅱ	高橋 大厚	2			K	IC	-	LIN	6 02	人文学/言語学
		(英) 認知言語学Ⅰ	非常勤講師 (上原 聡)	2	1		K	IC	-	LIN	6 04	人文学/言語学
		認知言語学Ⅱ		2			K	IC	-	LIN	6 04	人文学/言語学
		(英) 言語文化論Ⅰ	江藤 裕之	2	2		K	IC	-	LIN	6 21	人文学/言語学
		言語文化論Ⅱ	江藤 裕之	2			K	IC	-	LIN	6 21	人文学/言語学
		(英) 語用論Ⅰ	中本 武志	2	1		K	IC	-	LIN	6 06	人文学/言語学
		語用論Ⅱ	中本 武志	2			K	IC	-	LIN	6 06	人文学/言語学
		(英) 言語認知科学論Ⅰ	真家 峻	2	2		K	IC	-	LIN	6 24	人文学/言語学
		(英) 言語認知科学論Ⅱ	真家 峻	2			K	IC	-	LIN	6 24	人文学/言語学
		(英) 心理言語学Ⅰ	中山 真里子	2	2		K	IC	-	LIN	6 22	人文学/言語学
		(英) 心理言語学Ⅱ	中山 真里子	2			K	IC	-	LIN	6 22	人文学/言語学
		(英) 日本語史Ⅰ	ジスク, マッシュー	2	1		K	IC	-	LIN	6 23	人文学/言語学
		(英) 日本語史Ⅱ	ジスク, マッシュー	2			K	IC	-	LIN	6 23	人文学/言語学
		コーパス言語学Ⅰ	非常勤講師 (宮川 創)	2	1		K	IC	-	LIN	6 12	人文学/言語学
		(英) コーパス言語学Ⅱ		2			K	IC	-	LIN	6 12	人文学/言語学
		言語科学研究総合演習A	講座全教員 (講座代表)	2	1		K	IC	-	LIN	6 10	人文学/言語学
		言語科学研究総合演習B	講座全教員 (講座代表)	2	2		K	IC	-	LIN	6 10	人文学/言語学
	応用言語研究	(英) 第二言語音声習得論Ⅰ	常本 亜希	2	2		K	IC	-	LIN	6 25	人文学/言語学
		(英) 第二言語音声習得論Ⅱ	常本 亜希	2			K	IC	-	LIN	6 25	人文学/言語学
		(英) 対照言語学Ⅰ	中村 渉	2	1		K	IC	-	LIN	6 15	人文学/言語学
		対照言語学Ⅱ	中村 渉	2			K	IC	-	LIN	6 15	人文学/言語学
		(英) 言語データ解析論Ⅰ	非常勤講師 (江口 政貴)	2	1		K	IC	-	LIN	6 16	人文学/言語学
		(英) 言語データ解析論Ⅱ		2			K	IC	-	LIN	6 16	人文学/言語学
		(英) 第二言語習得論Ⅰ	ワーナー・ピータージョン	2	1		K	IC	-	LIN	6 17	人文学/言語学
		(英) 第二言語習得論Ⅱ	ワーナー・ピータージョン	2			K	IC	-	LIN	6 17	人文学/言語学
		(英) 第二言語語彙習得論Ⅰ	内原 卓海	2	2		K	IC	-	LIN	6 21	人文学/言語学
		(英) 第二言語語彙習得論Ⅱ	内原 卓海	2			K	IC	-	LIN	6 21	人文学/言語学
		第二言語教授法Ⅰ	菅谷 奈津恵	2	1		K	IC	-	LIN	6 18	人文学/言語学
		第二言語教授法Ⅱ	菅谷 奈津恵	2			K	IC	-	LIN	6 18	人文学/言語学
		神経言語学Ⅰ	郷 暢婷	2	1		K	IC	-	LIN	6 19	人文学/言語学
		(英) 神経言語学Ⅱ	郷 暢婷	2			K	IC	-	LIN	6 19	人文学/言語学
		応用言語研究総合演習A	講座全教員 (菅谷 奈津恵)	2	1		K	IC	-	LIN	6 20	人文学/言語学
		応用言語研究総合演習B	講座全教員 (菅谷 奈津恵)	2	2		K	IC	-	LIN	6 20	人文学/言語学

☆印の科目は、「グローバルガバナンスと持続可能な開発プログラム」(G2SDプログラム)在籍の学生及びSDGs学修認定証を希望する学生専用の共通科目となります。(ただし、SDGs学修認定証を希望する学生が☆印の科目を履修しても、修了要件の科目とはみなしません。)

2025年度授業科目及び担当教員一覧

【後期課程】

系	講座	授業科目名	担当者名	単 位 数	学 期	備考	科目ナンバリング				③学間分野コード名	
							①	②	③	④		
地域文化研究系	ヨーロッパ・アメリカ研究	ヨーロッパ・アメリカ研究特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 01	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 01	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 02	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 02	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 03	総合人文社会/地域研究
		ヨーロッパ・アメリカ研究特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 03	総合人文社会/地域研究
	アジア・アフリカ研究	アジア・アフリカ研究特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 04	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 04	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 05	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 05	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 06	総合人文社会/地域研究
		アジア・アフリカ研究特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 06	総合人文社会/地域研究
	現代日本メディア研究	現代日本メディア・ジェンダー研究特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 07	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 07	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 08	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 08	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	ARS	7 09	総合人文社会/地域研究
		現代日本メディア・ジェンダー研究特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	ARS	7 09	総合人文社会/地域研究
	日本宗教・思想史研究	日本宗教・思想史研究特別演習A	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	1		K	IC	-	ARS	7 07	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究特別演習B	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	2		K	IC	-	ARS	7 07	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究特別研究A	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	1		K	IC	-	ARS	7 08	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究特別研究B	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	2		K	IC	-	ARS	7 08	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究特別講義A	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	1		K	IC	-	ARS	7 09	総合人文社会/地域研究
		日本宗教・思想史研究特別講義B	講座全教員（クラウタウ, オリオン）	2	2		K	IC	-	ARS	7 09	総合人文社会/地域研究
国際政治経済論	国際政治経済論特別演習A	国際政治経済論特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	IPE	7 01	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済論特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	IPE	7 01	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済論特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	IPE	7 02	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済論特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	IPE	7 02	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済学特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	IPE	7 03	社会科学/国際政治経済関係
		国際政治経済学特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	IPE	7 03	社会科学/国際政治経済関係
	国際環境資源政策論	国際環境資源政策論特別演習A	講座全教員（佐藤 正弘）	2	1		K	IC	-	OSO	7 04	社会科学/社会科学一般
		国際環境資源政策論特別演習B	講座全教員（佐藤 正弘）	2	2		K	IC	-	OSO	7 04	社会科学/社会科学一般
		国際環境資源政策論特別研究A	講座全教員（佐藤 正弘）	2	1		K	IC	-	OSO	7 05	社会科学/社会科学一般
		国際環境資源政策論特別研究B	講座全教員（佐藤 正弘）	2	2		K	IC	-	OSO	7 05	社会科学/社会科学一般
		環境資源政策論特別講義A	講座全教員（佐藤 正弘）	2	1		K	IC	-	OSO	7 06	社会科学/社会科学一般
		環境資源政策論特別講義B	講座全教員（佐藤 正弘）	2	2		K	IC	-	OSO	7 06	社会科学/社会科学一般
多文化共生論	多文化共生論特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	OHS	7 07	総合人文社会/総合人文社会一般	
	多文化共生論特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	OHS	7 07	総合人文社会/総合人文社会一般	
	多文化共生論特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	OHS	7 08	総合人文社会/総合人文社会一般	
	多文化共生論特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	OHS	7 08	総合人文社会/総合人文社会一般	
	多文化共生論特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	OHS	7 09	総合人文社会/総合人文社会一般	
	多文化共生論特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	OHS	7 09	総合人文社会/総合人文社会一般	
言語総合研究系	言語科学研究	言語科学研究特別演習A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	LIN	7 01	人文学/言語学
		言語科学研究特別演習B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	LIN	7 01	人文学/言語学
		言語科学研究特別研究A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	LIN	7 02	人文学/言語学
		言語科学研究特別研究B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	LIN	7 02	人文学/言語学
		言語科学研究特別講義A	講座全教員（講座代表）	2	1		K	IC	-	LIN	7 03	人文学/言語学
		言語科学研究特別講義B	講座全教員（講座代表）	2	2		K	IC	-	LIN	7 03	人文学/言語学
	応用言語研究	応用言語研究特別演習A	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	1		K	IC	-	LIN	7 04	人文学/言語学
		応用言語研究特別演習B	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	2		K	IC	-	LIN	7 04	人文学/言語学
		応用言語研究特別研究A	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	1		K	IC	-	LIN	7 05	人文学/言語学
		応用言語研究特別研究B	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	2		K	IC	-	LIN	7 05	人文学/言語学
		応用言語研究特別講義A	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	1		K	IC	-	LIN	7 06	人文学/言語学
		応用言語研究特別講義B	講座全教員（菅谷 奈津恵）	2	2		K	IC	-	LIN	7 06	人文学/言語学

東北大学「科目ナンバリング」について

I 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の連携や科目内容の難易を表す番号をつけ、教育課程の構造を分かりやすく明示する仕組みです。

II 導入の目的

授業科目に記号と番号を振り、授業の難易度・性格、位置づけ、履修順を明確にすることによって、学生はどの科目から履修していけばよいかを理解し、学士課程・大学院課程全体の中でその授業がいかなる位置にあり、どのような目的で履修するのかを把握することができます。

また、授業科目のレベルが明確になることから、海外大学との単位互換が容易になることが期待されます。

III 付番方法

本学における科目ナンバリングは次の構成になっています。

年度毎に付番するのではなく、原則として授業科目に固定したものです。ただし、授業科目の大きな見直し等があった場合は、再付番することがあります。

1. 科目ナンバリングコード：

A BC - (ハイフン) DEF 1 23 G
① ② ③ ④ ⑤ ⑥

2. コードの意味：

- ①授業開設部局
- ②学科・専攻（全学教育科目等は、科目類・群）
- ③学問分野
- ④レベル・性格
- ⑤分類番号
- ⑥授業で使用する言語

3. コード表：

①部局コード一覧【アルファベット1文字】

学籍番号の3桁目の学部・研究科等の所属を表すアルファベットと同一とし、「全学教育科目」、「教職科目」及び「大学院共通科目」は重複しないアルファベットを割り振っています。

(2022年1月24日修正)

学部・研究科等	部局コード
文学部・文学研究科	L
教育学部・教育学研究科	P

学部・研究科等	部局コード
国際文化研究科	K
情報科学研究科	I

学部・研究科等	部局コード
法学部・法学研究科	J
経済学部・経済学研究科	E
理学部・理学研究科	S
医学部・医学系研究科	M
歯学部・歯学研究科	D
薬学部・薬学研究科	Y
工学部・工学研究科	T
農学部・農学研究科	A

学部・研究科等	部局コード
生命科学研究科	B
環境科学研究科	G
医工学研究科	W
教育情報学教育部（2017年度まで）	F
全学教育科目	Z
教職科目	Q
大学院共通科目（2022年度から）	C

②学科・専攻コード一覧【アルファベット2文字】 ※本研究科分抜粋

（2022年1月24日修正）

研究科又は教育部	専攻	専攻コード
国際文化	国際文化研究（2015年度から） International Cultural Studies	IC
	国際地域文化論（2014年度まで） Area Studies	AS
	国際文化交流論（2014年度まで） Intercultural Relations	IR
	国際文化言語論（2014年度まで） Language Studies	LS
大学院共通科目（2022年度から） Common Graduate School Subjects		CG

③学問分野コード【アルファベット3文字】 ※関連部分抜粋

Area 分野	Discipline 分科	学問分野コード
Humanities 人文学	Philosophy 哲学	PHI
	Art studies 芸術学	ART
	Literature 文学	LIT
	Linguistics 言語学	LIN
	History 史学	HIS
	Human geography 人文地理学	HUG
	Cultural anthropology 文化人類学	CUA
	Comparative literature and culture 比較文学・文化	CLC
	Other humanities 人文学一般	OHU
Social sciences 社会科学	Law 法学	LAW
	Politics 政治学	POL
	Public Policy 公共政策	PUP
	Economics 経済学	ECO
	Management 経営学	MAN
	Accounting 会計学	ACC

Social sciences 社会科学	Economics and management 経済経営融合科目	ECM
	Sociology 社会学	SOC
	Psychology 心理学	PSY
	Education 教育学	EDU
	Educational technology 教育工学	EDT
	International political and economic relations 国際政治経済関係	IPE
	Other social sciences 社会科学一般	OSO

④レベル・性格コード一覧【数字1桁】

課程	レベル・性格	コード
学部	全学教育科目（外国語上級科目、高年次教養教育科目を除く）及びそれに準ずる科目	1
	基礎的な内容の科目、全学教育科目（外国語上級科目、高年次教養教育科目）	2
	発展的な内容の科目	3
	卒業論文、卒業研究、臨床実習関連科目等	4
大学院（修士・専門職）	基礎的な内容の科目、大学院共通科目、研究科共通科目	5
	発展的な内容の科目、研究指導科目	6
大学院（博士）	専門的な科目、大学院共通科目	7
視野拡大のための科目（学際的、総論的なもの）		8
レベル分け等が困難な科目（海外留学、インターンシップ関連科目等）		9

⑤分類番号【数字2桁】

⑥使用言語コード一覧【アルファベット1文字】

その授業科目で使用する言語を次のとおり付番する。

使用言語	コード
日本語	J
英語	E
英語以外の外国語	F
2カ国語以上	B

当該コードは、開講年度のシラバスに応じて、授業担当教員単位で付加するものです。

修了要件と履修の手続きについて

I. 修了要件

＜前期課程＞

1. 本研究科の前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し授業科目を30単位以上修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。研究指導とは、履修指導、研究活動指導、論文作成指導をいいます。

履修指導……課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるようにアドバイザーもしくは指導教員が行う指導。

研究活動指導…研究題目に沿った研究のための支援及びそれに必要な教育指導をいいますが、なお、論文題目設定のための調査・研究活動の指導、学会発表、学会誌への論文投稿指導及び学会活動支援等が含まれます。

論文作成指導…学位論文完成のために必要な具体的な執筆指導で、おおむね論文題目の届け出時から論文完成時までの実践的指導をさします。

2. 授業科目の30単位修得においては、以下の条件を満たす必要があります。

- 1) グローバル展開基盤科目・・・10単位

・専攻共通科目から4単位以上（「研究のための倫理」（必修）を含む）及び系共通科目から6単位以上を選択履修することになります。

- 2) 専門科目・・・・・・・16単位

・専門科目から16単位以上を選択履修することになります。

- 3) 演習科目・・・・・・・4単位

・所属する専攻分野の総合演習4単位を履修することになります。

※本研究科教授会が認めた場合は、大学院共通科目及び他の研究科の授業科目を、6単位を限度にグローバル展開基盤科目及び専門科目の単位に含めることができます。

3. 授業科目の単位修得は、当該科目の授業終了時に試験を行い、その合格をもって行います。

4. 入学前に他の大学院（外国を含む）において修得した単位は、本研究科が認めた場合、15単位まで本研究科の修得単位とみなすことができます。なお、申請できる授業科目は、本研究科の授業科目に近接する科目となっているのでアドバイザーもしくは指導教員に相談してください。この場合、既修得単位認定申請書の提出が必要になります。

詳細はアドバイザー（指導教員が決定された後は指導教員）に相談してください。

5. 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、グローバル展開基盤科目、専門科目及び演習科目（上記2-1）、2-2）、2-3）を参照。）を併せて20単位以上修得し、かつ研究指導を受けた上でなければ提出できません。論文提出に当たっては、所定の期日までに「修士論文題目届」を届け出なければなりません。

6. 在学期間に関しては、本研究科教授会が、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上在学すれば足ります。

＜後期課程＞

1. 前期課程から後期課程への進学に当たっては、修士論文審査、外国語能力試験などを含む入学試験を行います。
2. 本研究科の後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学し、授業科目を12単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。研究指導とは、履修指導、研究活動指導、論文作成指導をいいます。

履修指導……課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるようにアドバイザーもしくは指導教員が行う指導。

研究活動指導…研究題目に沿った研究のための支援及びそれに必要な教育指導をいいますが、なお、論文題目設定のための調査・研究活動の指導、学会発表、学会誌への論文投稿指導及び学会活動支援等が含まれます。

論文作成指導…学位論文完成のために必要な具体的な執筆指導で、おおむね論文題目の届け出時から論文完成時までの実践的指導をさします。

3. 授業科目は後期課程に開講された特別研究A、B、特別演習A、B、特別講義A、Bを履修してください。
4. 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、課程修了時に3年に達する者で、授業科目6単位以上を履修したもので、かつ、研究指導を受けたものでなければ提出できません。なお、論文提出に当たっては、所定の期日までに「博士論文題目届」を提出しなければなりません。
5. 博士論文を提出せず退学する者で、授業科目12単位以上を履修し、かつ、研究指導を受けたと認められた者は「博士課程科目修了生」と称することができます。
6. 在学期間に関しては、本研究科教授会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年（前期課程を2年未満の在学期間で修了した者は、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足ります。
7. 授業科目の受講にあたっては、前期課程の学生と同様に履修手続きを行ってください。

II. 履修の手続き

1. 履修手続きは、1学期については4月、2学期については10月の所定の期間に行います。（具体的な期間は掲示で周知します。）

履修手続きを行わずに授業を履修しても単位は認定されません。

2. 具体的な手続きは、次のとおりです。

- (1) 本研究科の授業科目を履修する場合

学務情報システムから登録してください。

アクセス方法は本学のウェブサイト「東北大学教育系システムオンラインガイド」を参照してください。

東北大学教育系システムオンラインガイド <https://www.dc.tohoku.ac.jp/>

- (2) 他研究科・他学部の授業科目を履修する場合

時間割及び講義概要（シラバス）等を開覧の上、アドバイザーもしくは所属講座の教員の指導・助言を得なければなりません。

学務情報システムから登録できませんので、「他研究科等履修科目届」（アドバイザーもしくは主指導教員の認印が必要）を提出してください。

- (3) 集中講義を履修する場合（本研究科・他研究科）

集中講義は日程が決定次第、随時掲示等で周知しますので、日程を確認のうえ「集中講義履修科目届」を提出してください。なお、登録期間は授業の日程によって異なりますので、注意してください。

- (4) 全学教育科目を履修する場合

全学教育科目（教職に関する科目等）を履修する場合は、教務係窓口にお問い合わせください。

3. グローバル展開基盤科目及び専門科目の認定申請について

大学院共通科目及び他研究科開設の授業科目を、本研究科のグローバル展開基盤科目及び専門科目として履修することを希望する場合は、「他研究科等履修科目届」を所定の期日までに指導教員へ提出してください。

4. 授業科目の履修等に関する相談は、アドバイザーもしくは指導教員と行ってください。また、以下の者に助言を求めることも可能です。

- ・教務委員
- ・学生支援相談窓口相談員
- ・同講座の2年次以上の学生

Ⅲ. 授業と単位について

授業は、講義、演習のいずれかにより、又はこれらの併用により行われ、セメスター当たり15回（週）実施することを基本としています。なお、一部の授業科目は、集中講義で実施することもあります。

単位は、学習量を表すもので、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準としています。本研究科授業科目においては、2単位の授業科目の場合は、授業の方法に応じて、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次のとおり定められています。

授業の形態	授業時間	学修内容
講義	30時間	2時間（本学では90分に読替）の授業を15回受講した他に、講義科目では授業1回当たり4時間、演習科目では2～4時間の予習・復習を必要とします。
演習	30時間～60時間	

Ⅳ. 成績評価の取り扱いについて

登録した授業科目の成績は、学務情報システムから確認できます。成績を確認後、問い合わせをしたい学生は、以下に定める期間内に、授業担当教員に成績評価について説明を求めることができます。説明を求める場合は、教務係に備え付けの所定の用紙（成績評価問い合わせ書）に必要事項を記入のうえ、教務係の窓口で申し出てください。

第1学期に履修した科目： 9月下旬～9月末日

第2学期に履修した科目： 2月下旬～2月末日

集中講義：教務係に確認すること

国際文化研究科授業科目の成績評価区分は、以下の通りです。

成績評価区分	点数	評価
AA	90点～100点	合格
A	80点～89点	合格
B	70点～79点	合格
C	60点～69点	合格
D	59点以下	不合格

大学院共通科目

東北大学大学院では、あらゆる境界を越え、創造的で活力のある研究者・高度専門人材を育成するため、深い教養の涵養、現代的社会課題の学修、移転可能スキルの修得を図ることを目的として、「大学院共通科目」を開設しています。

大学院共通科目は、「修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程（修士課程等）」向け科目、「後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程（博士課程等）」向け科目を開設します。なお、本研究科教務委員会が認めた場合は、これらの科目を他の研究科の授業科目と併せて6単位を限度に前期課程のグローバル展開基盤科目及び専門科目の単位に含めることができます。

履修登録方法は科目によって異なりますので、ウェブサイト
(<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>) を確認してください。

【2025 年度開講 大学院共通科目】

科目名	単位数	対象課程
AI・XR で拓くグローバル・コミュニケーション	2	修士課程等
AI・XR グローバル PBL	2	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 A	1	修士課程等
修士インターンシップ・キャリア実習 B	2	修士課程等
融合領域研究合同講義	2	修士課程等
大学教授法開発論	2	博士課程等
学際研究特別講義 I	1	博士課程等
学際研究特別講義 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 I	1	博士課程等
学際研究特別研修 II	1	博士課程等
学際研究特別研修 III	1	博士課程等
学際研究特別研修 IV	1	博士課程等
学際フロンティア特別研修	1	博士課程等
博士リテラシーの基礎	2	博士課程等
博士インターンシップ研修	1～2	博士課程等
知的財産セミナー I	2	修士課程等, 博士課程等
知的財産セミナー II	2	修士課程等, 博士課程等
再生可能エネルギー・バイオマス循環	2	修士課程等, 博士課程等
カーボンニュートラル基礎論	2	修士課程等, 博士課程等

カーボンニュートラル特論	2	修士課程等，博士課程等
大学教員のための ICT 活用演習	2	修士課程等，博士課程等
国際教育演習	2	修士課程等，博士課程等
多文化理解 PBL 特別演習	2	修士課程等，博士課程等
グローバル・コミュニケーション協働演習	2	修士課程等，博士課程等
異文化交流演習	2	修士課程等，博士課程等
キャリア・スキル開発特別演習	2	修士課程等，博士課程等
英語によるプレゼンテーション演習	2	修士課程等，博士課程等
AI 応用学習方法論演習	2	修士課程等，博士課程等
科学リテラシー養成基礎	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 A	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 B	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別講義 C	2	修士課程等，博士課程等
教養教育院特別演習	2	修士課程等，博士課程等

研究科横断科目

大学院学生に対する共通性の高い科目の履修機会拡大のため、大学院共通科目と同様に各研究科で開講する科目で、共通性が高く、他研究科学生の履修を推奨する科目を「研究科横断科目」として取りまとめました。

開講科目はウェブサイト (<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/subjects.html>) を確認してください。

《前期課程》

研究題目届について

〈主旨〉

本研究科の前期課程を修了するためには、授業科目を30単位以上修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、最終試験に合格しなければなりません。研究指導を受けるために、アドバイザーと話し合い「研究題目」を設定し、事前に届け出る必要があります。

〈記入と届出〉

「研究題目届の記入について」を参照し、アドバイザーと相談の上、「研究題目届」を所定の期日（具体的な期日は、掲示で指示します。）までに教務係へ提出してください。

〈研究題目発表会〉

7月下旬（具体的な日程は、掲示で指示します。）に、研究題目に関する発表会を予定しています。本発表会は、学生が研究を開始するに当たり、研究の目的、内容、方法、先行研究等について具体的に考えること、発表技術の修得及び向上を目的としています。したがって、必ずしも研究内容や成果の詳細を発表する場ではありません。

〈その他〉

研究題目は、修士論文題目と同一である必要はありません。しかし、研究題目に基づいた研究が進展して修士論文題目が設定されます。修士論文題目届の提出は、2年次の11月末を予定しています。

研究題目届の記入について

1. 指導教員認印欄について

アドバイザーと相談し研究題目及び指導教員予定者を決め、指導教員予定者と研究題目等を相談のうえ、以下に留意して「研究題目届」（様式 修Ⅲ－３－(2)－①）を作成し、教務係へ提出してください。教務委員会で承認されれば指導教員となります。

- 1) 研究題目と密接に関連する研究分野の教授又は准教授から主指導教員（所属する講座の教員１人）を、また研究題目と密接に関連する研究分野の教授、准教授又は講師から副指導教員（１人以上）をそれぞれ選ぶことができます。副指導教員は主指導教員を補佐します。
- 2) 講座間にまたがる研究題目の場合、関連講座の教授、准教授又は講師を副指導教員とすることができます。

2. 研究題目欄について

研究題目は、修士論文題目と同一である必要はありません。また、副題は必ずしも必要ではありません。しかしながら、研究題目は修士論文題目に進展していくものと理解し、アドバイザーとよく相談して設定してください。7月下旬に開催予定の「研究題目発表会」では、この届け出による研究題目に関して発表することになります。

3. 締切日と提出について

締切日： 6月下旬（具体的な期日は、掲示で指示します。）

提出先： 教務係

4. 提出後の変更について

提出した研究題目は、後日変更可能です。その際は、指導教員の下承を経て研究題目届と同様の手続きを行うことになります。また研究題目変更にともない指導教員の変更がある場合には、指導教員変更届も必要になります。（「研究題目変更届」様式 修－Ⅲ－３－(2)－②、「指導教員変更届」様式 修－Ⅲ－３－(3)）

修士論文にかかわる日程等

《日程》

「課程修了までの主な流れ＜前期課程＞」（表）を参照してください。具体的な期日等は掲示します。

《留意事項》

I. 修士論文提出の基礎資格について

修士論文提出の基礎資格は、次のすべてに該当する者としてします。

1. 本研究科博士課程前期2年の課程に在学する者で、課程修了時に在学期間が2年に達する者であること。
2. 国際文化研究科規程第6条第1項による必要な授業科目20単位以上を修得し、かつ研究指導を受けた者であること。

II. 修士論文について

1. 論文に用いる言語は、日本語を原則とします。ただし、指導教員の許可があれば、その他の言語を用いることができます。
2. 論文の提出については、正本の他に副本(写本)を添える必要があります。

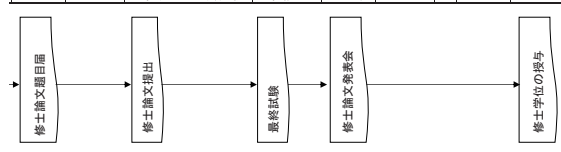
III. 論文発表会について

1. 論文発表会では、日本語による口頭発表（発表10分・質疑応答5分）を行うことになります。レジュメ（A4判2枚）は日本語を用いてください。
2. 論文発表会は、論文審査結果が確定される直前に行われる重要な行事です。入念な準備をもって臨む必要があります。

課程修了までの流れ

＜前期2年の課程＞

	学 生	期 限 等	教 員
アドバイザー決定		3月上旬候補者推薦書提出 3月教務委員会決定	入試時の研究計画書及び面接を参考に課外会議で検討し、課程代表者が3月上旬までにアドバイザー候補者を推薦書（様式修一Ⅲ-1-(2)）に記載し教務係へ提出する。
アドバイザー発表		4月オリエンテーション	
履修書の提出(M1)	アドバイザーの指導を受けること。	4月中旬（1学期）	アドバイザーは、課程修了に必要な授業科目を適切に履修するように指導する。
研究指導計画の策定・確認	主指導教員予定者が作成した「研究指導計画書」を受領・確認し、署名した上で提出すること。	5月末日教務係	主指導教員予定者は、学生と協議の上、研究指導計画を策定し、5月末日までに「研究指導計画書」（教務委員会別記に定める様式）によって学生に明示する。
研究題目・指導教員の申請	アドバイザーの指導を受けること。 指導教員予定者の承認を得ること。 （様式修一Ⅲ-3-(2)-(4)）	6月末日	アドバイザーは学生の研究題目・指導教員選定に対して指導・助言する。
研究題目発表会	レジュメ（A4判2枚）提出 （様式修一Ⅲ-3-(4)） →入10分質疑応答5分 「研究題目を変更する場合」 主指導教員若しくは主指導教員予定者が「指導教員変更届」（様式修一Ⅲ-3-(3)）を新たに指導教員となる者全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会承認を得なければならない。 「指導教員を変更する場合」 主指導教員若しくは主指導教員予定者が「指導教員変更届」（様式修一Ⅲ-3-(3)）を新たに指導教員となる者全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会承認を得なければならない。	7月教務委員会 7月下旬	主指導教員（1～2名）予定者は「研究題目届」（様式修一Ⅲ-3-(2)-(4)）を確認する。 研究題目及び指導教員の決定
履修書の提出(M1)	指導教員の履修指導を受けること。	10月中旬（2学期） 2月末日教務係	「研究題目変更届」（様式修一Ⅲ-3-(2)-(3)）を指導教員全員が確認する。 「指導教員変更届」（様式修一Ⅲ-3-(3)）を新主指導教員が提出する。
履修書の提出(M2)	指導教員の履修指導を受けること。	4月中旬（1学期）	履修指導 研究指導記録提出（主指導教員）
研究指導計画の策定・確認	主指導教員が作成した「研究指導計画書」を受領・確認し、署名した上で提出すること。	5月末日教務係	2年次の「研究指導計画書」を、5月末日までに学生に明示する。
論文作成計画書	論文作成計画書提出	5月末日教務係	
修士論文仮題目届	論文題目の決定 （修士論文仮題目届） （様式修一Ⅲ-3-(6)-(4)）提出 《修士論文提出資格》 1年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な履修指導、研究活動指導、論文作成指導を受けた者	6月末日	指導の重点を論文作成指導に移行 《修士論文仮題目届》（様式修一Ⅲ-3-(6)-(4)）を指導教員全員が確認する。
修士論文構想発表会	レジュメ（A4判2枚）提出 （様式修一Ⅲ-3-(4)） →入10分質疑応答5分	7月教務委員会 7月下旬	修士論文仮題目の決定
履修書の提出(M2)	指導教員の履修指導を受けること。	10月中旬（2学期）	履修指導



「修士論文題目」 (様式修-Ⅲ-3-(6)-②) 提出	11月末日	「修士論文題目」 (様式修-Ⅲ-3-(6)-②) を指導教員全員が確認する。
	12月教務委員会	修士論文題目の決定 論文審査委員の選出 (審査委員は本研究科の教授、准教授又は講師の中から2人を含む3人以上。(内定時:「推薦書」様式修-V-1-1-①を課程代表者がとりまとめ教務係に提出))
(修士論文の要件) 修士論文は広い視野に立つて精深な学識を修得し、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要と高度の能力を有することであることを証明するに足らなければならないこと。 (提出書類) 正本 (原稿用紙) ……1部 (研究科係存) 副本 (複製本) ……論文審査委員数部 論文内容要旨 (A4判縦長・横置) 4頁以内…正本、副本に添付 (正誤表) 修士論文提出後、審査の過程で指摘された誤りのうち、文字の誤記・脱字、誤脱字等は訂正し直さなければならないものとして論文本文に追加できるが、主文が許容された範囲であるかを確認する。	1月9日	
ビジュイ (A4判2枚) 提出 →1人10分質疑応答5分	1月下旬	論文審査委員の決定 (決選委員:「推薦書」様式修-V-1-②を課程代表者がとりまとめ教務係に提出する) 論文審査及び最終試験委員会を委嘱する場合には、副席代表者が当該者の履歴書及び業績表 (審査または論文3点程度) を提出し、教務委員会の承認を得なければならない。
「論文の取り下げ」 「論文審査及び最終試験成績報告書」提出以前の場合、論文を取り下げることができる。(様式修-X-1)	1月下旬	1月中旬に最終試験を実施する。 最終試験の日程及び会場は主査が決定し教務係に届け出る。
	修士論文提出後から成績報告書提出以前	論文審査等報告書 最終試験及び修士論文発表会の結果を「論文審査及び最終試験成績報告書」 (様式修-Ⅲ-3) にとりまとめ、教務係に提出する。
	2月末日教務係	研究指導記録提出 (主指導教員)
	3月初旬教保会	議決 教務委員長の報告に基づき3分の2以上の出席、3分の2以上の賛成をもって議決する。議決は準手による。
	3月学位記採方式	

- 指導教員とは、アドバイザー教員、主指導教員、副指導教員をいいます。
- アドバイザー教員は、入学時から主・副指導教員が決まるまでの間、学生一人に一人を配置します。
- 研究指導とは、履修指導、研究活動指導 (研究題目に沿った研究のための支援及びそれに必要な教育指導とし、論文題目設定のための調査・研究活動の指導、学会発表・学会誌への論文投稿指導及び学会活動支援等を含めるものとする)、論文作成指導をいいます。
- 論文作成指導とは学位論文完成のために必要な具体的な執筆指導であり、おおむね論文題目届け出時から、論文完成時までの実践的指導を指します。
- 研究指導の方式は、①教員の間の研究交流や意見交換をベースに、学生の研究題目に即した個別具体的な指導、②総合演習における講座教員チームによる総合的指導、③各種の研究・論文関連発表会における本研究科教員全員による体系的指導により行います。
- 長期履修制度適用及び修業年限超過の学生については「修士論文に関する申し合わせ」を参照してください。
- 7・9月に修了する場合は、申し合わせを参照してください。
- 8・日程については学年暦を参照してください。



《後期課程》

研究題目届について

〈主旨〉

本研究科の後期課程を修了するためには、必要な研究指導を受けて博士論文を提出し、最終試験に合格しなければなりません。これに加えて、授業科目12単位以上の修得が必要です。研究指導を受けるために、アドバイザーと話し合い「研究題目」を設定し、事前に届け出ることにしています。

〈記入と届出〉

「研究題目届の記入について」を参照し、アドバイザーと相談の上、「研究題目届」を所定の期日（具体的な期日は、掲示で指示します。）までに教務係へ提出してください。

〈研究題目発表会〉

7月下旬（具体的な日程は、掲示で指示します。）に、研究題目に関する発表会を予定しています。本発表会は、学生が研究を開始するに当たり、研究の目的、内容、方法、先行研究等について具体的に考えること、発表技術の修得及び向上を目的としています。したがって、必ずしも研究内容や成果の詳細を発表する場ではありません。

〈その他〉

研究題目は、博士論文題目と同一である必要はありません。しかし、研究題目に基づいた研究が進展して博士論文題目が設定されます。博士論文題目届の提出等の日程については、後日掲示します。

研究題目届の記入について

1. 指導教員認印欄について

アドバイザーと相談し研究題目及び指導教員予定者を決め、指導教員予定者と研究題目等を相談のうえ、以下に留意して「研究題目届」（様式 博在Ⅲ－3－(2)－①）を作成し、教務係へ提出してください。教務委員会で承認されれば指導教員となります。

- 1) 研究題目と密接に関連する研究分野の教授又は准教授から主指導教員（所属する講座の教員1人）を、また研究題目と密接に関連する研究分野の教授、准教授又は講師から副指導教員（1人以上）をそれぞれ選ぶことができます。副指導教員は主指導教員を補佐します。
- 2) 講座間にまたがる研究题目的の場合、関連講座の教授、准教授又は講師を副指導教員とすることができます。

2. 研究題目欄について

研究題目は、博士論文題目と同一である必要はありません。また、副題は必ずしも必要ではありません。しかしながら、研究題目は博士論文題目に進展していくものと理解し、アドバイザーとよく相談して設定してください。7月下旬に開催予定の「研究題目発表会」では、この届け出による研究題目に関して発表することになります。

3. 締切日と提出について

締切日： 5月下旬（具体的な期日は、掲示で指示します。）

提出先： 教務係

4. 提出後の変更について

提出した研究題目は、後日変更可能です。その際は、指導教員の下承を経て研究題目届と同様の手続きを行うことになります。また研究題目変更にもない指導教員の変更がある場合には、指導教員変更届も必要になります。（「研究題目変更届」様式 博在－Ⅲ－3－(2)－②、「指導教員変更届」様式 博在－Ⅲ－3－(3)）

博士論文にかかわる日程等

《日程》

「課程修了までの主な流れ<後期課程>」（表）を参照してください。具体的な期日等は掲示します。

《留意事項》

I. 博士論文提出の基礎資格について

博士論文提出の基礎資格は、次のいずれかに該当する者とします。

1. 大学院博士課程後期3年の課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者。また、必要な授業科目6単位以上を修得した者でなければなりません。
2. 後期課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、退学した日から起算して1年以内の者。

このほか、次の条件を満たした者でなければ提出することができません。

- (1) 2編以上の研究論文が審査付きの学術雑誌等に発表されていること。
- (2) 2編のうち少なくとも1編は、その研究論文が該当する学術分野において定評のある学術雑誌等に発表されていること。
- (3) 未発表の研究論文であっても、発行者が掲載を保証する文書が提出された場合には、既発表と見なすことができる。

II. 博士論文について

1. 論文に用いる言語は、日本語を原則とします。ただし、指導教員の許可があれば、その他の言語を用いることができます。
2. 提出書類（作成上の詳細は後日通知する）
 - ①博士論文は正本（審査用）1部、副本審査委員数部、正本データ（PDF形式・インターネット公表用）
 - ②参考論文（必ず提出するものではない）①に添付して各1部
 - ③履歴書（所定用紙）1部
 - ④論文目録（所定用紙）1部
 - ⑤論文内容要旨データ（PDF形式）1部
 - ⑥研究指導報告書（所定用紙）1部

III. 博士論文中間発表会について

論文中間発表会では、日本語による口頭発表（発表25分・質疑応答15分）を行うことになります。レジュメ（A4判4枚）は日本語を用いてください。

IV. 博士論文草稿発表会について

講座ごとに自主的に公開で7月下旬から9月にかけて実施します。

V. 最終試験の方法について

論文審査の最終段階で最終試験が行われます。最終試験は提出された論文について論文審査委員が口頭試問を行う形で実施されます。

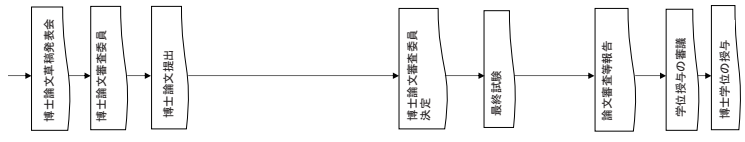
VI. その他

後期課程1年次又は2年次で課程修了を願う場合には6月末日（具体的な期日は、掲示で指示する。）までに博士論文題目届を提出しなければなりません。それ以降の日程については、通常の日程における後期課程3年次のそれを準用します。



課程修了までの主な流れ

＜後期3年の履修＞			学	生	期	限	等	教	員
アドバイザー決定									入学時の研究計画書及び面接を参考に集約会議で検討し、指導代表者が3月上旬までにアドバイザー候補者を推薦書（様式 附在録-Ⅲ-1-(2)）に記載し教務係へ提出する。
アドバイザー発表									
履修届の提出(D1)									
研究指導計画の策定・確認(D1)									
論文作成計画書(第一次)									
研究題目・指導教員の申請									
研究題目発表会									
履修届提出(D2)									
研究指導計画の策定・確認(D2)									
論文作成計画書(第二次)									
博士論文中間発表会 題目届									
博士論文中間発表会									
研究指導計画の策定・確認(D3)									
論文作成計画書(第三次)									
博士論文題目届 (D3)									



1. 指導教員とは、アドバイザー教員、主指導教員、副指導教員をいいます。
2. アドバイザー教員は、入学時から主・副指導教員が決まるまでの間、学生一人に一人を配置します。
3. 研究指導とは、開修指導、研究活動指導（研究題目に付った研究のための支援及び必要に必要な教員指導）とします。
4. 増及学協会活動支援等を含むものとします。
5. 論文作成指導とは学位論文完成のために必要な身体的・精神的・経済的・社会的な支援をいいます。
6. 長期研修制度適用、修業年限短縮及び博士課程退学学生の学生にあっては「博士論文（課程博士）」に関する申し合わせを、9月に修了する場合は、学位授与を参照してください。
7. 9月に修了する場合は、学位授与を参照してください。
8. 日程については学年間を参照してください。

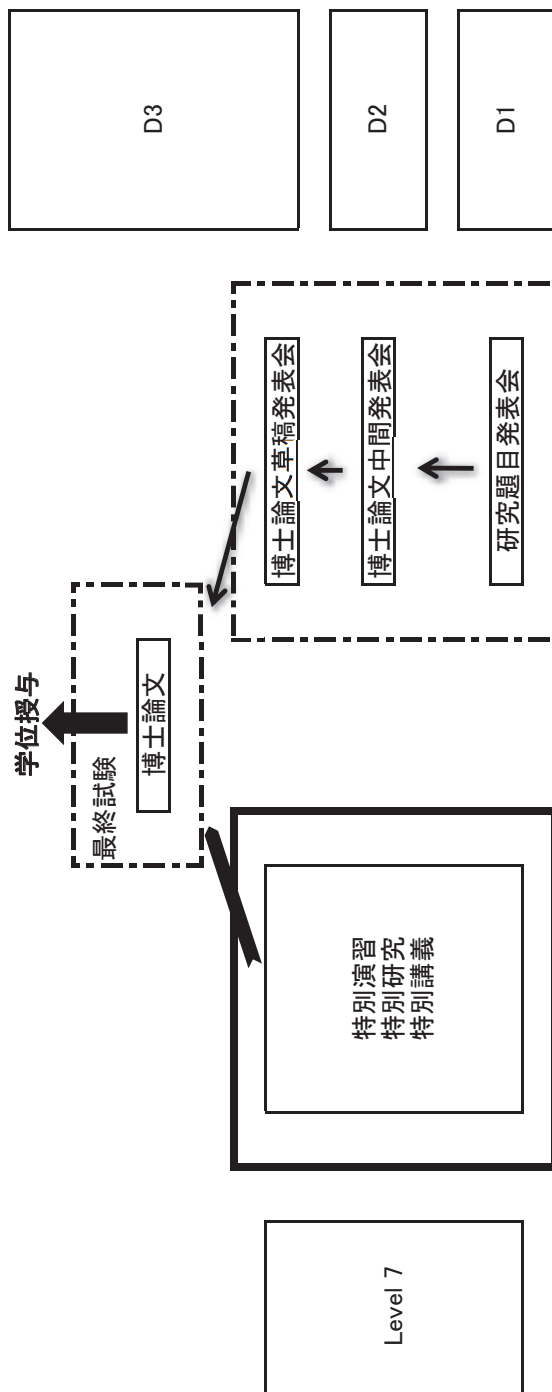
博士論文草稿送附教養部	7月教務委員会	博士論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
博士論文審査委員会	7月下旬～9月	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
博士論文提出	11月教務委員会	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
博士論文審査委員会	11月教務委員会	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
最終試験	2月末日教務係	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
論文審査等報告	博士論文提出後から成績報告書提出の前	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
学位授与の審議	3月初旬教務係	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定
博士学位の授与	3月学位記授与式	博土論文提出予定者の論文題目の決定	博土論文提出予定者の論文題目の決定

PDFダウンロード

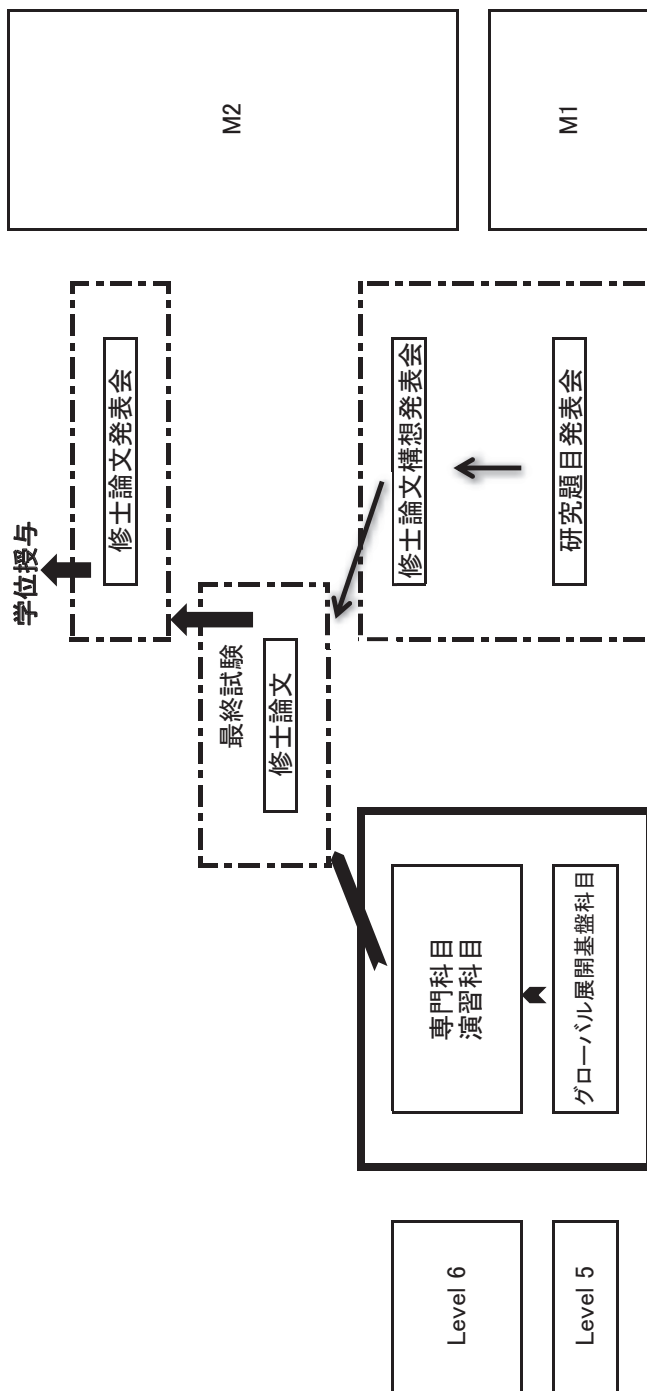


2025年度国際文化研究科カリキュラム・ツリー

○後期課程



○前期課程



学位授与促進プログラム

授業科目

科目ナンバリング
レベル・性格コード

2025年度 東北大学 国際文化

博士課程前期 2 年の課程ディプロマポリシー

- ① DP1：幅広い学際的視野のもと、文理融合の立場からの教育を通じて得られる専門的な知識、技能に基づいて、独創的な研究を遂行する能力や高度に専門的な職業に就くことのできる能力を有している。
- ② DP2：高い倫理観と責任感をもつて、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して学術的に貢献し、社会全体の発展に寄与することができる。
- ③ DP3：世界水準の研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それらを学術研究や高度に専門的な職業に活かすことができる。

M1 > > > > > > > > > > >

M2

[illegible]

研究科カリキュラムマップ

博士課程後期3年の課程ディプロマポリシー

- ①DP1：豊かな学識と高度な専門的知識・技能に基づいて、専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を有している。
- ②DP1：高い倫理観と責任感をもって、グローバルな社会が要求する広範なニーズに対して高度な学術的貢献ができ、社会全体の発展に大きく寄与することができる。
- ③DP1：国際水準の高度な研究内容の受信と発信に不可欠な優れた国際的視野とコミュニケーション能力を有し、幅広い教養と総合的で実践的な問題解決能力を身につけ、それによって国内外における当該分野の研究を先導すること、または高度に専門的な職業のリーダーとして当該職域を牽引することができる。

D1 >>> D2 >>>>> D3			
特別演習	特別研究	特別講義	博士学位論文 ① ② ③
ヨーロッパ・アメリカ研究特別演習 ①～③	ヨーロッパ・アメリカ研究特別研究 ①～③	ヨーロッパ・アメリカ研究特別講義 ①～③	
アジア・アフリカ研究特別演習 ①～③	アジア・アフリカ研究特別研究 ①～③	アジア・アフリカ研究特別講義 ①～③	
現代日本メディア・ジェンダー研究特別演習 ①～③	現代日本メディア・ジェンダー研究特別研究 ①～③	現代日本メディア・ジェンダー研究特別講義 ①～③	
日本宗教・思想史研究特別演習 ①～③	日本宗教・思想史研究特別研究 ①～③	日本宗教・思想史研究特別講義 ①～③	
国際政治経済論特別演習 ①～③	国際政治経済論特別研究 ①～③	国際政治経済学特別講義 ①～③	
国際環境資源政策論特別演習 ①～③	国際環境資源政策論特別研究 ①～③	環境資源政策論特別講義 ①～③	
多文化共生論特別演習 ①～③	多文化共生論特別研究 ①～③	多文化共生論特別講義 ①～③	
言語科学研究特別演習 ①～③	言語科学研究特別研究 ①～③	言語科学研究特別講義 ①～③	
応用言語研究特別演習 ①～③	応用言語研究特別研究 ①～③	応用言語研究特別講義 ①～③	

地域文化研究系

グローバル共生社会研究系

言語総合研究系

PDF
ダウンロード



Ⅲ 日本学国際共同大学院プログラム

2017年、東北大学は、東京大学、京都大学とともに指定国立大学に指定されました。指定国立大学として東北大学では、人材育成・学生の獲得強化を重点目標に掲げ、国際共同大学院をはじめとした特色ある学位プログラムを拡充することとしております。その中心となるのが、「世界十指に入る学問領域」や「新学問領域」としての国際共同大学院プログラムです。そのプログラムのうち、文科系で唯一開設されるのが、「日本学国際共同大学院プログラム」です。

本大学院プログラムに採用された大学院生は、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、環境科学研究科（ただし、前述の研究科もしくは東北アジア研究センターと連携し日本学に関連する博士論文研究を行う見通しがある者に限る）の各専攻に所属しながら、同時に本プログラムにも参加し、大学院前・後期課程を通して学びます。

これまでの日本学は、日本では国内での問題関心から日本学が研究され、他方、海外ではそれぞれの国の視点から日本の歴史・思想・芸術・社会・言語、サブカルチャーなどの研究が盛んに行われてきました。その結果として、相互のベクトルに大きなズレが生じてきたのも事実です。それは多様性として歓迎できるものというよりもむしろ、相互理解を阻む障壁となってきました。本学においてこれから始まる「日本学」は、日本で培われた日本学を世界に発信するとともに、世界から見た日本学を吸収することによって、このような状況を乗り越え、新たな日本学のプラットフォームを構築するものです。

そこで、新たな日本学に対するこのような理念の下、本大学院プログラムでは、①地域研究としての日本学と②新たな方法・視点を定めることに軸足を置く、日本の学問論としての日本学からなる新しい教育を行います。また、現代社会の課題に取り組むという視点を積極的に導入することで、①能動的に課題を発見し根気強く解決する知性と探求心、②研ぎ澄まされた現実感覚に裏打ちされた深い教養と専門性、③人を牽引する説得力のある主導性と求心力を持つ人材を育成します。

本プログラム生は、自らの専門分野を「表象」「共感」「資本」の三つの学域の中に位置づけ、専門分野における研究を深めると同時に、それと他の二つの学域を有機的、融合的に結びつけながら積極的に学ぶことによって、新たな「日本学」領域を創造し、現代の課題を視野に入れた独創的な研究を行います。そしてそうした教育・研究活動を通じて、価値観の衝突や、環境破壊などの現代の社会問題に対し、さまざまな場で果敢に挑戦する志を養います。具体的には、国際交流を通して培った視野を生かし、大学などの研究者、民間の研究員、国際機関等の職員及び公務員などとして活躍できる実力を磨きます。それはとりもなおさず、人類の幸福追求のための新しいルール作りに参画し、その基盤を支えることのできる見識をそなえたリーダーを志向することであり、日本学国際共同大学院プログラムが目指すの

は、このような人材の育成です。

本プログラムの選抜方法の詳細については、下記の日本学国際共同大学院ホームページに掲載されます。採用された学生はリサーチアシスタント(RA)として給与が毎月支給されます。これによって、自身の研究遂行に対して経済的な支援が得られ、若手研究者としての研究遂行能力を身につけることに邁進できます。

また、本プログラムのカリキュラムの際立った特徴は、国際共同大学院という名前の通り、海外の大学の教員と共同での研究指導です。従って、修士論文や博士論文の指導には、本学の教員だけではなく、海外（ヨーロッパの連携大学）の教員も研究指導に積極的に関わります。そのため、本プログラムでは、博士課程後期において6ヶ月以上の海外研修が義務づけられます。そしてこの海外研修にかかる費用についても大学から支援が受けられます。

日本学国際共同大学院の詳しい内容は、ホームページもご覧ください。

日本学国際共同大学院ホームページ <https://gpjs.tohoku.ac.jp/>

日本学国際共同大学院プログラムの授業科目(博士前期2年の課程)				
科目群		授業科目	必修	選択必修 備考
基盤科目		日本学メソドロジー基盤A	2	Aは前期2年の課程1年次、Bは同課程2年次に履修すること
		日本学メソドロジー基盤B	2	
日本学学域基盤科目	表象基盤科目	*		2
	共感基盤科目	*		2
	資本基盤科目	*		2
コミュニケーション科目		日本学研究のための英語・日本語演習	2	
海外連携教育科目		日本学特別講義	2	

※ 授業科目欄の "*"について、具体的な授業科目名は別に定めます。

※ そのほか、以下の2点を満たさなければなりません。

1. 本プログラムが実施する博士資格第一次審査（Qualifying Examination 1：QE1）に合格すること。
2. 前期2年の課程1年次から、日本学ワークショップに毎年参加すること。

日本学国際共同大学院プログラムの授業科目(博士後期3年の課程)				
科目群		授業科目	必修	選択必修 備考
実践科目		日本学メソドロジー実践	2	
日本学学域実践科目	表象実践科目	*		2
	共感実践科目	*		2
	資本実践科目	*		2
コミュニケーション科目		日本学研究のための英語・日本語演習	2	
海外研修科目		日本学国際研修	4	海外提携大学への半年以上の研修
海外連携教育科目		日本学特別講義	2	

※ 授業科目欄の "*"について、具体的な授業科目名は別に定めます。

※ そのほか、以下の2点を満たさなければなりません。

1. 本プログラムが実施する博士資格第二次審査（Qualifying Examination 2：QE2）に合格すること。
2. 日本学ワークショップ及び日本学公募型カンファレンスに毎年参加すること。

IV 災害科学・安全学国際共同大学院

プログラム

災害科学・安全学 国際共同大学院プログラム

(The International Joint Graduate Program in Resilience and Safety Studies: GP-RSS)

1. プログラム概要

現在、世界を取り巻く不確実性の中、安全・安心な社会を構築していく上で、しなやかな対応力のあるレジリエントな研究の国際化と研究者の育成は急務となっています。

災害科学・安全学国際共同大学院プログラム（以下「GP-RSS」）では、本分野において成果をあげている世界トップクラスの教員を配置し、海外トップレベル研究者の招聘、海外連携教育研究機関との積極的な研究・学生交流を行うことにより、学術的分野からフィールドに至る広域的な分野において、高い専門性を有し国際的に活躍できる人材の育成を目指した実践的国際教育を行います。

講義は英語により行われ、QE (Qualifying Examination) の導入による教育の質の保証を行います。また、プログラムに所属する学生が、自己の学習と研究に専念できるよう、学生へのサポート（経済的サポート、留学支援など）を行います。

プログラムを修了した場合には、学位記にその旨が付記されるとともに、海外連携先との協定が整っている場合には国際共同学位を証明する証書を授与します。

2. ディプロマポリシー

本プログラムでは、国際的な教育研究環境を整備することにより、以下の能力を有する人材育成を目的としています。

- ・災害科学・安全学分野における基礎基盤知識とそれを応用する能力
- ・災害科学・安全学分野における既存の枠組みを踏まえつつ、幅広い視野から多角的に捉える能力
- ・災害科学・安全学分野における対話型協働能力の習得と実践課題解決の能力
- ・国際的視座と現地密着滞在型の研究交流の経験を有し、その知見に立脚しながら研究成果を発信し、国際的に活躍できる能力

3. 応募資格（2025 年度）

- (1) 下記部局の博士前期課程・修士課程の 1 年次、または医学履修課程 1 年次に在籍している者。

参画部局：医学系研究科，工学研究科，農学研究科，国際文化研究科，環境科学研究科，
災害科学国際研究所

※災害科学国際研究所の場合は当該研究所教員による研究指導を受けている者を対象とします。

- (2) 海外の連携大学・部局との災害科学・安全学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、GP-RSS に所属することが相応しいと判断される者。

※本プログラムは博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程へつながる一貫教育を原則としているので、博士後期課程・医学履修課程への進学を希望しない者は本プログラムへ出願することはできません。

※特例として、博士後期課程 1 年次に編入学・進学を予定し、本プログラム運営委員会の承認がある者も出願を認める場合があります。

※海外の連携教育研究機関には、国連大学環境・人間の安全保障研究所（UNU-EHS）（ドイツ）、国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）（日本）、（マレーシア）、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所（アメリカ）、ソウル大学（SNU）（韓国）、シンガポール国立大学（NUS）（シンガポール）、清華大学（中国）、マレーシア工科大学（UTM）（マレーシア）、韓国科学技術院（KAIST）（韓国）、バンドン工科大学（ITB）（インドネシア）、ブラウウィジャヤ大学（インドネシア）、クィーンズランド大学（オーストラリア）、ワーゲニンゲン大学（WUR）（オランダ）、ユトレヒト大学（オランダ）、南開大学経済社会発展研究院（中国）、国立ノボシビルスク大学（ロシア）他を予定しています。博士海外研修先はこれら連携機関以外も可能です。

4. 学生へのサポート

(1) 経済的サポート

GP-RSS に選抜された優秀な学生については、RA として雇用し、給与を支給します。

RA の採用は、博士前期課程・修士課程の 2 年次以降（医学履修課程から所属の学生は 1 年次以降）のプログラム生を対象に実施します。海外での長期研修期間中は、同等のサポートとして奨学金を支給します。なお、支給額は東北大学国際共同学位取得支援制度に基づき GP-RSS プログラム運営委員会で決定された額となります（開始年度等で変動する可能性もあり、事務局や説明会等で必ず事前に確認ください）。

なお、他の経済的支援を受けている場合は事前にご相談ください。既存の支援形態によっては差額支援も可能ですが、二重支給はできません。

(2) 日本学術振興会特別研究員（DC1/DC2）採用に向けたサポート

GP-RSS ではプログラム生に対して、日本学術振興会特別研究員（DC1/DC2）への申請を推奨しており、教員による採用のための指導等のサポートを実施します。採用された優秀な学生には、留学支援などが含まれる奨励金が授与されます。

5. GP-RSS のカリキュラム

(1) 基本カリキュラム構成

GP-RSS のカリキュラムは、博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程の一貫教育となっており、すべて英語により実施されます。カリキュラムは、大きく、①災害科学・安全学分野における基礎基盤知識、応用能力、多角的な視野に立脚し課題を捉える能力の修得を目的とするインプット科目と、②修得した基盤的知識の実践・活用、対話型協働、実践課題解決能力の修得・研鑽を目的とするアウトプット科目（連携教育研究機関で開催されるサマースクール、国際セミナー等への参加等）、国際的視座の形成、研究成果の発信能力、対話型国際協働等の実践的能力の修得、定着を目的とする現地密着滞在型の海外研修（通算 6 ヶ月以上の海外連携教育研究機関での研究）により構成されています。

(2) GP-RSS において開設する授業科目、単位数及び履修方法

GP-RSS では、災害科学・安全学基礎（2 単位）、学際基幹科目（6 単位）、グローバルリーダー実践演習（2 単位）、災害科学・安全学実践研修（2 単位）、災害科学・安全学発展講義（2 単位）、学際発展科目（4 単位）、海外研修（8 単位・通算 6 ヶ月以上）の履修が必要となります。

なお、学際基幹科目についてはプログラム所属前の履修、単位取得が可能です（プレ履修）。その場合、選抜試験合格後、GP-RSS 教務委員会へ申請することにより GP-RSS の単位として認定されます。詳細は表 1 を参照ください。

(3) Qualifying Examination (QE)

GP-RSS の博士前期課程・修士課程及び博士後期課程・医学履修課程修了時には、Qualifying Examination (QE1, QE2) を行い、ディプロマポリシーに基づき、研究能力のみならず、グローバルに活躍できる能力を審査します。GP-RSS の博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程に進学するためには、所属する各研究科における修士論文の審査に加え、QE1 に合格する必要があります。また GP-RSS の博士後期課程・医学履修課程修了のためには、所属する研究科で実施される論文審査に合格するとともに、QE2 に合格することが条件となります。

※医学履修課程から GP-RSS に所属した場合の QE1 は、所属後、半年から 1 年後に実施します。

(4) プログラム修了と学位授与

学位は、所属する研究科の審査基準に基づき、当該研究科より授与されます。GP-RSS のプログラム修了には、全学組織である東北大学学位プログラム推進機構に設置された学位審査会における審査、及び GP-RSS で実施する最終試験に合格することが必要となります。合格した場合には災害科学・安全学国際共同大学院を修了したことが学位記に付記されます。また、共同教育協定（覚書）のある大学との共同教育に関しては、両大学で共同教育が行われたことを示す証書が授与されます。

6. プログラム Web サイト

GP-RSS の詳細や学生募集などの最新情報については以下の Web サイトを参照してください。

<http://gp-rss.tohoku.ac.jp/>

表1 「災害科学・安全学国際共同大学院プログラム」

1 授業科目、単位数及び履修方法

(1) 博士前期課程・修士課程

科目群	授 業 科 目	単位と履修方法			備 考		
		必修	選択 必修	選択			
基幹基礎 科目	災害科学・安全学基礎Ⅰ Basics of Disaster and Safety SciencesⅠ	1					
	災害科学・安全学基礎Ⅱ Basics of Disaster and Safety SciencesⅡ	1					
学際基幹 科目	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス Human Security and Global Health		2		医学 開講	左記のうち、 所属する研究科が 開講する科目から 2 単位以上、他研究 科が開講する科目 から 4 単位以上、 計 6 単位以上を履 修すること。	
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス Health and Social Resilience for large-scale Disaster		2				
	水循環システム論 Hydrology		2		工学 開講		
	防災システム論 Disaster Control System		2				
	国際開発学 International Development Studies		2		農学 開講		
	食料経済学 Food Economics		2				
	グローバルガバナンスと安全 Global Governance and Safety		2		国際 文化 開講		
	国際社会論Ⅱ International SocietyⅡ		2				
	環境とエネルギーの安全保障問題 Environmental Resilience and Energy Security		2		環境 科学 開講		
	国際資源エネルギー戦略論 Energy and Resource Resilience Strategies		2				
国際実践 科目	グローバルリーダー実践演習Ⅰ Global LeadershipⅠ	1			環境科学研究科サマースク ールにて履修		
	グローバルリーダー実践演習Ⅱ Global LeadershipⅡ	1					
研修科目	災害科学・安全学実践研修 Master's Practicum	2			連携校サマースクール等にて 1～2 週間の海外派遣		

(2) 医学履修課程・博士後期課程

科目群	授 業 科 目	単位と履修方法			備 考
		必修	選択 必修	選択	
基幹発展 科目	災害科学・安全学発展講義 Disaster and Safety Sciences Doctoral Seminar	2			APRU サマースクール参加 にて履修
学際発展 科目	グローバルヘルス 特論 Advanced Global Health		2		医学 開講 工学 開講 農学 開講 国際 文化 開講 環境 科学 開講
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス特 論 Advanced Health and Social Resilience for large-scale Disaster		2		
	水循環システム論 特論 Advanced Hydrology		2		
	防災システム論 特論 Advanced Disaster Control System		2		
	応用 国際開発学 Advanced International Development Studies		2		
	応用 食料経済学 Advanced Food Economics		2		
	グローバルガバナンスと安全 特論 Advanced Global Governance and Safety		2		
	国際社会論Ⅱ 特論 Advanced International Society II		2		
	環境とエネルギーの安全保障問題 特論 Advanced Environmental Resilience and Energy Security		2		
	国際資源エネルギー戦略論 特論 Advanced Energy and Resource Resilience Strategies		2		
研修科目	博士海外研修 Doctoral Research Residency	8			海外連携教育研究 機関での共同研究 (6ヶ月以上)

注1. 医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は、上記 (2) に示す科目に加え、(1) 博士前期課程・修士課程の学際基幹科目から6単位以上を備考欄の規定に従い履修すること。

2 修了要件

(1) 医学履修課程又は博士後期課程への進級要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹基礎科目を 2 単位修得すること。
- ③ 学際基幹科目のうち所属する研究科が開講する科目から 2 単位，他研究科が開講する科目から 4 単位，計 6 単位以上修得すること。
- ④ 国際実践科目を 2 単位修得すること。
- ⑤ 研修科目を 2 単位修得すること。
- ⑥ プログラムが実施する資格審査試験（Qualifying Examination 1: QE1）に合格すること。

(2) 修了要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹発展科目を 2 単位修得すること。
- ③ 学際発展科目（学際基幹科目のうち，未修得科目の応用・特論）を 4 単位以上履修すること。なお，医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は，学際基幹科目 6 単位以上を修得すること。
- ④ 研修科目を 8 単位修得すること。
- ⑤ 本プログラムが実施する総合審査（Qualifying Examination 2: QE2）に合格すること。
- ⑥ 必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出し高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査及び最終試験に合格すること。

V 学際高等研究教育院について

学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する

博士課程前期 2 年の課程の 1 年次学生の皆さんへ

学際高等研究教育院（以下「研究教育院」という。）とは、既存の研究科や学術領域にとらわれず、新しいタイプの異分野融合による新領域の学際的研究を創造して、将来のアカデミアを担う世界的な研究者を目指そうとする若手研究者を養成するための支援組織です。

研究教育院には、現在、博士前期課程 2 年次の修士研究教育院生と博士後期課程の博士研究教育院生が合わせて 110 名ほど在籍しています。

修士研究教育院生になるには、研究教育院指定授業科目（以下「指定授業科目」という。）から前期課程の 1 年次に 6 単位以上（ただし、他専攻又は他研究科等の指定授業科目を 4 単位以上）を履修した上で、国際文化研究科に申請し、その推薦に基づき研究教育院の審査を受け、合格しなければなりません。

具体的には、前期課程 1 年次の 3 月までに指定授業科目を 6 単位以上修得し、指導教員の意見書を添え国際文化研究科の教務係に申請します。国際文化研究科で審査のうえ、研究科の推薦書や成績表を添えて研究教育院へ推薦します。研究教育院では申請書を基に審査をして合格すれば前期課程 2 年次に修士研究教育院生として、奨学金、論文投稿費用や学会参加費用等の経済的支援や研究環境支援を受けるとともに、学際科学フロンティア研究所等の若手研究者などとの研究会やセミナーを通して、融合研究の視点の醸成や他分野研究者とのネットワーク形成などが可能となります。

また、修士研究教育院生であったものや修士研究教育院生以外で特に成績優秀な後期課程 1 年次生（医学、歯学、薬学履修課程は 2 年次生）から選抜される「博士研究教育院生」は、3 年間にわたり上記の支援のほか、その研究に見合った研究費の支援を受け、国際学会や海外での研究費用の助成なども受けることができます。

学際高等研究教育院の詳しい内容や指定授業科目については、ウェブサイトやパンフレットをご覧ください。

学際高等研究教育院ウェブサイト <http://www.iiare.tohoku.ac.jp/>

学際高等研究教育院における学生等に対する支援について

- 学際高等研究教育院とは、既存の研究科や学術領域にとらわれず、新しいタイプの異分野融合による新領域の学際的研究を創造して、将来のアカデミアを担う世界的な研究者を目指そうとする若手研究者を養成するための支援組織です。

- いま、学問の領域は広がり、新しい研究分野がめざましい成果を挙げ始めています。新しい研究分野や融合領域を開拓しうる視野と発想の醸成を支援します。具体的には、既成の学術領域のディシプリンにとらわれない、複眼的で幅広い視野と発想を育て、独創的な問題解決能力の育成を重視した実践的研究教育を支援します。

- 学際高等研究教育院の審査に合格した大学院学生は、国際文化研究科に在籍したまま、「研究教育院生」と呼ばれます。

博士課程前期2年の課程の1年次に、国際文化研究科所定の授業科目のほかに、学際高等研究教育院の指定する授業科目（6単位以上）を履修し、その修了時に、国際文化研究科に申請し、その推薦を受け、学際高等研究教育院の審査に合格した者は、2年次への進級時に「修士研究教育院生」となります。（専門職学位課程は含みません。）

また、博士課程後期3年の課程への進学時に、国際文化研究科に申請し、その推薦を受け、提出する研究計画書及び成績が学際高等研究教育院の審査に合格した者は「博士研究教育院生」となります。例外的に修士研究教育院生以外の学生であって特に成績が優秀な者についても、申請を受け付けます。この場合、国際文化研究科所定の単位のほかに研究テーマの達成度に応じ4単位を履修することとなります。

なお、所属は、あくまで研究科にあることから、学位はそれぞれの研究科において授与されます。ただし、本機構の予算が認められた場合に実施するもので、詳しい内容は本機構のウェブサイトをご覧ください。

- 「修士・博士研究教育院生」においては、奨学金の支給、論文投稿諸費用や国際会議出席費用等の各種支援が受けられます。
- 特に、「博士研究教育院生」においては、融合分野のプログラム研究リーダーとして研究活動を展開しつつ成長できるよう、奨学金の支給等のほかに、研究計画に見合った研究費や研究環境又は国際インターンシップのための助成等が提供されるよう検討しています。
- 最先端の6つの研究領域で世界的に卓越した研究者群による研究教育支援が受けられます。

1 物質材料・エネルギー領域基盤

この領域では、機械工学・化学工学・電気/電子工学・土木/建築工学など材料に関わる多くの研究分野を横断的に融合することにより、新たな材料科学を開拓するとともに、最先端のエネルギー工学で求められる優れた新物質材料の開発及び機能の創出に必要な設計、合成、評価を先導できる人材を育てます。

2 生命・環境領域基盤

この領域では、生命・生物・環境を対象とした領域です。医学・歯学・薬学・農学・生命科学・環境科学・医工学等を専攻する大学院生の中で、従来の研究科の枠にとらわれず、生命・生物・

環境の新しい展開を行える人材、また上記以外の研究科の大学院生で、この領域の新展開を行える人材を育てます。

3 情報・システム領域基盤

この領域は、ナノエレクトロニクス、半導体、メモリ、ワイヤレスネットワーク、超広帯域伝送、画像認識・処理・圧縮・表示、言語・情報認識、生命及び生体に関する情報科学などを扱い、高度情報工学・先端材料・デバイス科学の融合を図ると共に、ネットワークを基盤とした高度で広範な情報化社会の構築を企画、担当、指導できる人材を育てます。

4 デバイス・テクノロジー領域基盤

この領域は、実世界の情報をセンシングし、それを入力として処理を行い、処理結果により実世界に働きかけるために必須の要素である、半導体デバイス、化学デバイス、ナノデバイス、光デバイス、有機デバイス、MEMSデバイス等による、センサ、処理装置、プロセッサ、記憶装置、表示装置、アクチュエータなどの個々の新規デバイス技術の開拓や、高度な機能が統合された情報機器・装置の研究・開発やそれらの応用展開を図ることができ、未来情報社会の技術牽引力となり得るリーダーを育成します。

5 人間・社会領域基盤

この領域では、人文科学・社会科学全般を射程に入れながら、人間と社会に関する融合的な研究を推進します。このような融合的な広い視野に立って①人間と社会の本質を深く理解でき、②人間と社会の複雑な関係を丹念に解きほぐせる人材を育てます。このために、人文科学内部や社会科学内部だけの融合的研究のみならず、人文科学と社会科学を横断するような研究も奨励します。

6 先端基礎科学領域基盤

この領域は、素粒子から原子・分子の世界、それらから構成される物質、さらに地球・宇宙の神秘にまたがる普遍的物理及び化学の概念の理解と、それに基づくサイエンスとテクノロジーについて幅広い自然科学的視野を持ち、さらに実践的応用まで見据えることができる人材を育てます。

東北大学学際高等研究教育院について

1 組織の位置付け

東北大学学際高等研究教育院は、21 世紀の先端学問領域で、卓越した研究グループに選ばれた研究者群（文部科学省の「グローバル COE プログラム」に採択された 12 グループ）を中核とし、各研究科から支援を受けて設置された若手研究者養成の支援組織です。

また、この組織は、新しいタイプの異分野融合からなる新領域の学際的研究組織の創出やグローバル COE 対応型大学院の形成を視野に入れながら、研究・教育に様々な新しい試みを展開しようとする実践的な学内共同組織です。

2 理念

東北大学学際高等研究教育院の理念は、既存の学術領域の融合により形成された新融合分野の研究から世界に向けて発信される研究成果を基盤に活動を展開しようとするものです。ここでは、複眼的視野で多角的にみる見方が歓迎されるとともに、既存のディシプリンにとらわれない考え方も尊重されます。そして、既存の研究科・教育部の枠にとらわれず、新たな総合的知を創造しうる世界トップレベルの若手研究者を養成することにあります。

3 支援の方策

学際高等研究教育院の審査に合格した修士課程又は博士課程前期 2 年の課程（以下「修士課程等」という。）の 1 年次学生は、2 年次への進級時に「修士研究教育院生」となり、2 年次目の大学院生は、奨学金の支給、論文投稿諸費用や国際会議出席費用等の各種支援が受けられます。

また、「修士研究教育院生」が博士課程後期 3 年の課程への進学時に学際高等研究教育院の審査に合格した学生は、「博士研究教育院生」となり、これらの支援のほかに研究計画に見合った研究費や研究環境又は国際インターンシップのための助成等が提供されます。

ただし、医学、歯学及び薬学履修課程に入学した者にあつては、2 年次進級時に学際高等研究教育院の審査に合格した学生が「博士研究教育院生」となります。

4 審査の申請

修士課程等の学生で「修士研究教育院生」を志願する者は、1 年次に、所属する研究科所定の授業科目のほかに学際高等研究教育院が指定する 6 単位以上の講義の単位を修得した上で、その修了時に所属する研究科に申請します。学際高等研究教育院は、当該研究科からの推薦をもとに審査を行います。

また、「修士研究教育院生」で「博士研究教育院生」を志願する者（その他「修士研究教育院生」以外の学生であつて特に成績が優秀な者）は、進学時等に所属する研究科に申請します。なお、医学、歯学、及び薬学履修課程に入学した者にあつては、

2 年次進級時に申請します。学際高等研究教育院は、当該研究科からの推薦をもとに審査を行います。ただし、本機構の予算が認められた場合に実施するものですので、詳しい内容は本機構のウェブサイトをご覧ください。

5 6つの研究領域基盤

本組織には、6つの研究領域基盤（コース）が用意されています。異分野の研究領域に進出することを希望する学生はこの6つのコースの中から自分の予定する研究内容に最も近いコースを選択することになります。

1) 物質材料・エネルギー領域基盤

この領域では、機械工学・化学工学・電気/電子工学・土木/建築工学など材料に関わる多くの研究分野を横断的に融合することにより、新たな材料科学を開拓するとともに、最先端のエネルギー工学で求められる優れた新物質材料の開発及び機能の創出に必要な設計、合成、評価を先導できる人材を育てます。

2) 生命・環境領域基盤

この領域では、生命・生物・環境を対象とした領域です。医学・歯学・薬学・農学・生命科学・環境科学・医工学等を専攻する大学院生の中で、従来の研究科の枠にとらわれず、生命・生物・環境の新しい展開を行える人材、また上記以外の研究科の大学院生で、この領域の新展開を行える人材を育てます。

3) 情報・システム領域基盤

この領域は、ナノエレクトロニクス、半導体、メモリ、ワイヤレスネットワーク、超広帯域伝送、画像認識・処理・圧縮・表示、言語・情報認識、生命及び生体に関する情報科学などを扱い、高度情報工学・先端材料・デバイス科学の融合を図ると共に、ネットワークを基盤とした高度で広範な情報化社会の構築を企画、担当、指導できる人材を育てます。

4) デバイス・テクノロジー領域基盤

この領域は、実世界の情報をセンシングし、それを入力として処理を行い、処理結果により実世界に働きかけるために必須の要素である、半導体デバイス、化学デバイス、ナノデバイス、光デバイス、有機デバイス、MEMSデバイス等による、センサ、処理装置、プロセッサ、記憶装置、表示装置、アクチュエータなどの個々の新規デバイス技術の開拓や、高度な機能が統合された情報機器・装置の研究・開発やそれらの応用展開を図ることができ、未来情報社会の技術牽引力となり得るリーダーを育成します。

5) 人間・社会領域基盤

この領域では、人文科学・社会科学全般を射程に入れながら、人間と社会に関する

融合的な研究を推進します。このような融合的な広い視野に立って①人間と社会の本質を深く理解でき、②人間と社会の複雑な関係を丹念に解きほぐせる人材を育てます。このために、人文科学内部や社会科学内部だけの融合的研究のみならず、人文科学と社会科学を横断するような研究も奨励します。

6) 先端基礎科学領域基盤

この領域は、素粒子から原子・分子の世界、それらから構成される物質、さらに地球・宇宙の神秘にまたがる普遍的物理及び化学の概念の理解と、それに基づくサイエンスとテクノロジーについて幅広い自然科学的視野を持ち、さらに実践的応用まで見据えることができる人材を育てます。

6 専任教員及び特任教員等について

コースごとに1～2名程度の専任教員（5年任期）を配置し、新しい研究領域の成果をもとに斬新な専門の講義を担当するとともに、各コースのコーディネーター、アドバイザーとして研究支援のコアを努めます。専任教員を提供される部局は、当該教員のポストをそのまま使用することが出来るようその方策について現在検討しています。また、特任教員、客員教員（それぞれ2年任期）を配置し、きめの細かい研究支援を行います。

学生は、従来の研究科に所属したままですから、「修士研究教育院生」は各種の特典を受け、かつ博士課程への進学指導を所属する研究科の指導教員から受けることができます。また、博士課程の学生も所属する研究科はそのままですが、研究計画書に基づく研究環境の整備によっては、所属以外の研究環境で研究活動を行うこともあります。さらに、特別研究（又は課題研究）の従来の必要単位に加えて、学生が自主的に提案した研究テーマの達成度に対して4単位を与えるものとします。この研究指導は、所属する研究科の指導教員がコアとなりつつ、他の研究科や他の専攻の教員、または特任教員、客員教員がサブとなっていくこともあります。

7 協力教員、協力部局への支援

本組織の活動に協力する教員や部局に対しては相応の支援を行います。

学際高等研究教育院指定科目等の履修方法について

1) 修士研究教育院生に志願するための授業履修方法

修士研究教育院生に志願しようとする学生は、前期課程1年次に、学際高等研究教育院の指定する授業科目のうちから6単位以上（ただし、所属する専攻以外に開設されている指定授業科目のうちから4単位以上）を修得する必要があります。

そのため、通常の履修手続きの他に、所定の期日までに、本院が指定する履修届に履修しようとする授業科目名を記入し、国際文化研究科教務係に提出しなければなりません。

指定授業科目については、学際高等研究教育院ウェブサイトやパンフレットで確認してください。

なお、各種連絡は掲示及び研究科ウェブサイトにより周知します。

2) 博士研究教育院生の行う融合領域課題研究（4単位）の履修方法

博士研究教育院生に選抜された学生は、指導教員のもと自主的に研究のテーマを定めて、融合領域課題研究（4単位）を行う必要があります。

本研究科では、修了要件単位である特別演習A（2単位）及び特別演習B（2単位）を履修することにより、融合領域課題研究に読み替えを行います。

なお、各種連絡は掲示及び研究科ウェブサイトにより周知します。

VI 教育職員免許状の取得について

教育職員免許状（専修免許状）の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学（学部）での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目（単位）が異なりますので、教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

本研究科で取得できる免許状は次のとおりです。

中学校教諭 専修免許状（英語）
高等学校教諭 専修免許状（英語）

2. 基礎資格及び最低修得単位数

本研究科で免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数 教科に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	24単位
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	24単位

3. 大学が独自に設定する科目

本研究科で免許状を取得するための大学が独自に設定する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

授業科目名	単位	授業科目名	単位
アメリカ政治社会論Ⅰ・Ⅱ	各2	多文化社会形成論Ⅰ・Ⅱ	各2
生成統語論Ⅰ・Ⅱ	各2	言語文化論Ⅰ・Ⅱ	各2
言語認知科学論Ⅰ・Ⅱ	各2	語用論Ⅰ・Ⅱ	各2
心理言語学Ⅰ・Ⅱ	各2	コーパス言語学Ⅰ・Ⅱ	各2
		研究のための英語スキル	2

4. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に免許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

VII 学生留意事項

学 生 留 意 事 項

1. 窓口業務（教務係）

国際文化研究科教務係（以下、「教務係」という。）の窓口業務時間は、次のとおりです。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。また、臨時に窓口業務を休止する場合があります。

平日： 8時45分～17時15分

休業： 土曜日・日曜日・祝日（振替休日を含む）・一斉休業日（8月中旬）・年末年始（12月29日から1月3日まで）

2. 連絡事項・郵便物・配付物

- (1) 学生に対する連絡事項は、すべて東北大メールへの連絡及びオンライン掲示板に掲載しますので、1日1回は、確認する習慣をつけてください。また、郵便物・配布物は教務係窓口前の講座別メールボックス入れられますので、こちらも定期的に確認してください。
- (2) 教務係からの連絡の見落としにより、周知事項や提出期日等の連絡の不徹底が生じて、取り返しのつかない事態を生ずることがありますので、メール及びオンライン掲示板は常に注意してください。
- (3) 呼び出しがあった者は、速やかに教務係に申し出てください。

3. 東北大学SSO（Single Sign-On）

Single Sign-Onは東北大学における情報サービスの利用者認証機構の一つであり、主に学外のネットワークから学内の各種情報サービスにアクセスする際の認証窓口として機能する他、学生用の各種情報サービスへのリンク集「学生用ポータルサイト」の窓口としても機能する玄関口に当たるサービスです。

詳しくは、本学ウェブサイト「東北大学教育系情報システムオンラインガイド」

(<https://www.dc.tohoku.ac.jp/>) を確認してください。

4. 学生証

- (1) 学生証は、東北大学の学生であることを証明する大切な身分証明書です。学生証は常に携帯し、各窓口などで本学教職員及びその他の者からの要求があるときは、提示してください。
また、証明書自動発行機、図書館などの利用にも必要となりますので、学生証を常に携帯する習慣をつけるようにしてください。
- (2) 落としたり他人に貸すと、学生本人になりすまして学生ローンなどで借金をしたり、各種の学生割引を利用されたりなど、知らないうちに学生証が悪用され損害を受けることにもなりかねません。大学及び学生本人が迷惑をこうむることになりますので、特に注意してください。
また、紛失した場合は速やかに教務係に届け出て、再交付の手続きを行ってください。
- (3) 再交付を受けてから前の学生証が見つかった場合、修了時、または退学・除籍などにより学籍を失った（学生の身分がなくなった）場合には、速やかに教務係へ学生証を返却してください。

5. 授業料の納付

在学中の授業料は、指定銀行の預金口座からの自動引落しにより大学へ納付していただきます。

6. 入学料の免除・徴収猶予

経済的理由によって入学料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績が優秀である者には、願い出により選考の上、全額又は半額を免除することがあります。

また、経済的理由によって入学料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績が優秀である者には、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予（延納）することがあります。

願い出の詳細については、入学手続書類中の関係文書を確認の上、川内北キャンパス教育・学生総合支援センター内の教育・学生支援部学生支援課経済支援係（以下、「経済支援係」という。）へ照会してください。

7. 授業料の免除

- (1) 経済的理由その他やむを得ない事由により授業料の納付が困難な者に対しては、願い出により選考のうえ授業料を免除することがあります。（「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」参照）
- (2) 授業料免除の願い出については、その都度（1月、7月頃の予定）経済支援係より周知されますので、ウェブサイト（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）等で確認し、所定の期日までに関係書類を経済支援係に提出してください。免除出願者は、選考結果の通知があるまで授業料を納付しないでください。

8. 授業料の徴収猶予及び月割分納

- (1) 経済的理由によって、授業料を納付期限までに納付することが困難な者に対しては徴収猶予（延納）、一括納付が困難な者に対しては月割分納を、それぞれ願い出により認めることがあります。（「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」参照）
- (2) 授業料の徴収猶予及び月割分納の願い出については、その都度（1月、7月頃の予定）経済支援係より周知されますので、ウェブサイト（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）等で確認し、所定の期日までに関係書類を経済支援係に提出してください。

9. 諸願・届

学籍上の異動（休学、復学、退学等）の願い出及び学生記録の記載事項（転籍、改姓、現住所等）に変更がある場合や、旧姓・通称名の使用を希望する場合には、教務係へ速やかに申し出てください。

10. 諸証明書請求

在学証明書、修了見込証明書、成績証明書（厳封していないもの）は、自動発行機で発行します。成績証明書（厳封したもの）等は、教務係で発行します。（「提出書類・交付期日一覧」参照）

なお、修了後、各種証明書等が必要になった場合は、所要の切手を貼付した返信用封筒を同封し、入学年月、修了年月、専攻、講座、氏名、生年月日、必要理由、提出先、必要部数を記入し、教務係へ申し込んでください。（詳細は、国際文化研究科・修了生向けサイトで確認してください。）

また、在学中、修了後、いずれの場合も、電話、ファックス等による申し込みは受け付けておりませんので、御了承願います。

11. 学生旅客運賃割引証（学割証）

- (1) 学割証は、JR が学生の勉強を容易にするために与える特典ですので、使用にあたっては規定を遵守し不正行為のないように注意してください。
- (2) 学割証は自動発行機で発行します。
- (3) 学割の年間交付枚数は、20 枚です。なお、学割の有効期限は発行の日から3か月間です。

12. 通学証明書

JR の通学定期券を新規購入する際、仙台市交通局の通学定期券（区間通学定期券、他社との連絡通学定期券）を新年度に初めて購入する際には通学証明書を必要とします。証明書は、教務係で発行します。

13. 学都仙台 市バス・地下鉄フリーパス

公共交通機関の利用促進を目的とした、「学都仙台 市バス・地下鉄フリーパス」があります。これは市バス^(※)・地下鉄で利用可能なパスです。学生証の提示のみで購入できます。

※「るーぶる仙台」「楽天シャトルバス」「宮交バス」を除く

フリーパスについての詳細

仙台市交通局のウェブサイト (https://www.kotsu.city.sendai.jp/fare/freepass/hanbai_index.html)

14. 奨学生の募集及び奨学金の交付

(1) 日本学生支援機構奨学生

- ①日本学生支援機構から募集通知があった都度、電子掲示板等により周知します。
- ②日本学生支援機構の奨学金は、銀行振込方式により交付されます。
- ③毎年1月頃に奨学金継続願の提出により、奨学生の適格認定を行います。この手続きをしない場合は、奨学金の振込が停止されます。この手続きについては、掲示等により周知しますので、手続きもれないよう注意してください。

(2) その他奨学会等の奨学金

地方公共団体、民間企業、財団法人等から募集通知があった都度、電子掲示板等により周知します。

15. 教室使用の留意事項

- (1) 国際文化研究科の学生が、学習・研究を目的とする会合のために使用できる教室は、国際文化研究科棟、国際文化研究科西棟及び川北合同研究棟並びにマルチメディア教育研究棟（一部）の諸教室のうち授業又は研究等で使用しない教室です。
- (2) 教室使用を願ひ出る学生は、所定の教室使用願に必要事項を記入し、所属する講座教員の認印を得たうえで所定の期限（使用日の3日前）までに教務係に願ひ出て許可を得てください。
なお、教室の使用時間等の詳細は、教務係の指示に従ってください。

16. 保健衛生

(1) 定期健康診断

全学生を対象として春（5月）に定期健康診断を行っています。疾病の早期発見や予防に、健康管理の万全を期するためにも必ず受診してください。

なお、就職や奨学金の申請等に必要健康診断書は定期健康診断の結果に基づいて発行しますが、定期健康診断を受診しなかった学生には発行できませんので注意してください。

(2) 健康相談と診療

保健管理センターでは学生の健康を保持しさらに増進することを目的として、学医による健康相談と診療を行っています。

所属学部に関係なく、最寄りの保健室に申し込んでください。

受付時間 月～金 9:00～11:30 13:00～16:15

健康診断と診療などの詳細

保健管理センターウェブサイト

<https://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

(3) 食生活の相談

栄養士による学生に対する献立や栄養指導・食生活に関する相談に応じていますので気軽にご利用ください。

相談を希望される方は予約（795-7836）が必要です。

(4) その他の医療機関

保健管理センターのほか、本学には病院があります。保健管理センター・各保健室等では、必要

に応じ紹介状も発行しています。

なお、これらの医療機関を利用する場合は、健康保険証を必ず持参してください。

17. 学生教育研究災害傷害保険制度（学研災）

教育研究活動中に発生した不慮の災害事故はもとより、課外活動中の災害、事故及び通学中の事故により、自分の身体に傷害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」の制度があります。学生は原則加入していただきます。詳細については、入学手続書類に同封してありますが、教務係または学生支援課支援企画係（教育・学生総合支援センター 1 階。以下、「支援企画係」という。）に問い合わせてください。

18. 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ活動、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動及びその往復途中において万が一相手をけがさせたり物を壊したりしたときに備えての賠償責任保険制度があります。日本人学生は学研災と併せて、原則加入していただきます。詳細については、教務係または支援企画係に問い合わせてください。

19. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

外国人留学生が安心して留学生活を送ることが出来るよう、私生活を含む 24 時間のけがや病気、賠償事故等を補償する保険です。外国人留学生は学研災と併せて原則加入していただきます。詳細については、入学手続書類に同封してありますが、教務係または支援企画係に問い合わせてください。

20. 厚生施設

厚生施設としては、東北大学生生活協同組合が、購買書籍店、旅行部及び食堂を運営しています。営業時間は東北大学ウェブサイトで確認してください。（夏期・年末年始・春期休業時並びに諸事情により、営業時間が短縮、変更となる場合があります。）

厚生施設の営業時間

東北大学のウェブサイト（<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/10/studentlife1001/>）

21. 海外留学

本学の学生が海外の大学で教育を受けることは、将来、本学の教育研究の向上と活性化を促進させるのみならず、国際理解と友好親善を図り、我が国の国際的地位を維持する上で重要です。

このことから、本学では海外の大学と大学間協定並びに本研究科では部局間協定を締結し、それぞれの大学へ学生を派遣しています。

○大学間交流協定による留学

派遣先大学、派遣人数等、募集の詳細は、教務係又は教育・学生支援部留学生課（川内北キャンパス）（以下、「留学生課」という。）に問い合わせてください。派遣先大学の資料等は、留学生課で閲覧することができます（事前に電話で予約が必要です。☎022-795-7820）が、最新の情報は、グローバルラーニングセンターのウェブサイト（<http://www.insc.tohoku.ac.jp/>）を参照してください。

○部局間交流協定による留学

本研究科では、下記の大学と部局間協定を締結しています。

- ・南開大学外国語学院（中国）
- ・南開大学経済社会発展研究院（中国）
- ・タイ国立開発行政大学院大学 言語及びコミュニケーション研究科（タイ）
- ・タマサート大学 教養学部（タイ）
- ・イーストアングリア大学（イギリス）

提出書類・交付書類等一覧

区分	諸届・許可願	提出期限	備考
学籍関係	休学願	その都度	3か月以上休学する場合
	復学願	〃	休学期間内にその理由が解消した場合
	復学届	〃	休学期間終了後に復学する場合
	退学願	〃	中途退学・満期退学の場合
	身上変更届	〃	改姓・名、本籍、現住所、保護者等、連絡先等の変更時
学費関係	入学科免除・徴収猶予に関する申出書	入学手続時	
その他	教室使用願 物品貸出願	使用する日の3日前までに教務係に申し込んでください。	
証明書発行	学生証 通学証明書 各種証明書 単位修得証明書（見込み含む） （教員免許申請用） 修了証明書 退学証明書	入学・進学・編入学時に交付 教務係窓口取扱 申込み日から起算して3日後（土日祝日除く） 左記以外の証明書が必要な場合は、教務係に問い合わせてください。	
	在学証明書（和文・英文） 成績証明書（和文・英文） 修了見込証明書（最終学年） 学生旅客運賃割引証 健康診断結果報告書 授業料領収書（和文）	教育・学生総合支援センター1階の自動発行機で発行 （川内北キャンパス自動発行機稼働時間 8:30～21:00） 他のキャンパスの自動発行機も利用できます。	

学籍異動等に係る諸手続きについて

1. 休学、復学、退学、他の大学院における授業科目の履修・他の大学院等における修学及び留学並びに旧姓又は通称名の使用の願い出について
休学、復学、退学、他の大学院における授業科目の履修・他の大学院等における修学及び留学並びに旧姓又は通称名の使用を願い出ようとするときは、主指導教員に早めに相談するとともに教務係に事情を説明して願い出用紙を受領してください。
なお、各願い出とも、提出期日以前にさかのぼって願い出することはできません。
2. 身上変更（改姓・名、本籍、現住所、保護者等、保護者等住所）の届け出について
身上変更（改姓・名、本籍、現住所、保護者等、保護者等住所）を届け出ようとするときは、その事実発生後、速やかに学務情報システムへ入力してください。
なお、届け出ない場合、緊急の連絡がとれず、不利益が生じることがあります。
3. 各願い出・届け出用紙とも、願い出・届け出の都度、教務係から受領してください。
その際、日本学生支援機構奨学生及びその他各種奨学会奨学生の者は、「休学・復学・退学・留学・身上変更」の異動がある場合、諸手続きがありますので、必ずその旨を申し出てください。
4. 各願い出用紙には、「本人」、「保護者等（父母又は親戚等）」及び「主指導教員」3者の直筆の署名が必要です。なお、社会人学生、外国人留学生であっても、同様です。（一部、保護者等の直筆の署名、主指導教員の直筆の署名が不要なものもあります。）

1. 休学の願い出について

- ① 病気等の理由により、修学できない場合は、「休学願」（別紙1－1、77 ページ）を提出することができます。
- ② 休学できる期間は、3か月以上1年以内です。ただし、病気、留学等の特別の事情がある場合は、願い出により継続して休学することができます。
- ③ 休学願には、学生本人及び保護者等それぞれの直筆の署名が必要です。
- ④ 理由欄は該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。病気の場合には医師作成の診断書（病名等の秘密は厳守します。）、留学の場合は受け入れ先の留学許可書の写しもしくはそれに準ずる書類を添付してください。なお、理由が外部へ漏れることはありません。
- ⑤ 休学は、修学上やむを得ない事情であると認められる場合に許可されます。審査の結果によっては許可されないことがあります。
- ⑥ 休学願の提出に当たっては、主指導教員の直筆の署名を必要としますので、署名を得てから教務係へ提出してください。

添付の「休学願等に関する所見」（別紙1－2、77 ページ）は、主指導教員との面談時に主指導教員に渡し、面談終了後、主指導教員から教務係へ直接提出してもらうようにしてください。

なお、休学願を提出する場合には、提出する日の属する学期までの授業料を納付していなければなりません。

また、休学許可書は、教務委員会で承認された後に送付します。

- ⑦ 日本学生支援機構又はその他各種奨学金の交付を受けている場合は、奨学金の交付が休止となりますので、休学願提出時に、日本学生支援機構奨学生は「異動願（届）」（86 ページ）等を、その他各種奨学会奨学生は、各種奨学会所定の異動願等を併せて提出してください。

ただし、休学理由が「留学」の場合、継続願を提出し休止にならない場合もありますので、事前に教務係へ相談してください。（5. 留学の願い出⑥欄参照）

- ⑧ 休学期間は、授業計画及び授業料の関係で、原則として月単位（月の初日から末日まで）となり、原則として年度をまたぐことはできません。

また、休学期間の初日は、休学願の受理日以前とすることはできません。4月1日から休学を希望する場合は、3月中旬頃までに受理される必要があります。休学期間については、事前に教務係に相談してください。

- ⑨ 休学期間中の授業料については、「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」に基づき、免除される場合がありますので、早めに教務係に相談してください。
- ⑩ 休学期間が引き続き3か月以上の場合は、在学年数に算入されません。休学は、博士課程前期2年の課程の学生にあっては通算して2年、博士課程後期3年の課程の学生にあっては3年を超えることはできません。

2. 復学の願い出及び届け出について

- ① 休学期間が満了し復学する場合は、休学期間が満了する以前に「復学届」（別紙2－1、78 ページ）を提出してください。

休学期間内に、その理由がなくなったときは「復学願」（別紙2－2、72 ページ）を提出し、復学することができます。なお、病気で休学している場合は、回復した旨の診断書を添付してください。

- ② 復学願及び復学届には、学生本人及び保護者等それぞれの直筆の署名が必要です。

- ③ 復学願の提出に当たっては、主指導教員の直筆の署名を必要としますので、署名を得てから教務係へ提出してください。なお、復学願の提出に当たっては、添付の「休学願等に関する所見」を主指導教員との面談時に主指導教員へ渡し、面談終了後、主指導教員から教務係へ直接提出してもらうようにしてください。
- ④ 休学のため日本学生支援機構又はその他の各種奨学金の交付が休止になっている場合、復学により、「復活」手続きをすることで交付が再開されますので、復学願又は復学届の提出時に、日本学生支援機構奨学生は「異動願（届）」（86ページ）を、その他各種奨学会奨学生は各種奨学会所定の異動願等を併せて提出してください。
- ⑤ 復学を願い出た学生に対しての復学許可書は、教務委員会で承認された後に送付します。
- ⑥ 復学した日の属する学期の授業料は、復学を許可された日の属する月の末日までに納付しなければなりません。

3. 退学の願い出について

- ① 都合により退学する場合は、学生本人及び保護者等が直筆で署名の上、理由を記入した「退学願」（別紙3-1、73ページ）に学生証を添えて提出してください。また、理由欄は該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。

なお、博士課程後期3年の課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後1年以内に限り手数料なしで学位授与を申請できます。当該申請を希望する場合は、あらかじめ主指導教員に相談するとともに、「研究指導報告書」（別紙3-2、79ページ）の作成を依頼してください。

- ② 退学願の提出に当たっては、主指導教員の直筆の署名を必要としますので、署名を得てから教務係へ提出してください。

添付の「休学願等に関する所見」は、主指導教員との面談時に主指導教員へ渡し、面談終了後、主指導教員から教務係へ直接提出してもらうようにしてください。

なお、退学願を提出する場合には、提出する日の属する学期までの授業料を納付していなければなりません。

また、退学許可書は、教務委員会で承認された後に送付します。

- ③ 退学年月日は任意とすることもできますが、特別の事情のない限り月の末日としてください。ただし、退学年月日を退学願受理日以前とすることはできませんので、早めに手続きをしてください。3月31日付けの退学を希望する場合は、3月中旬頃までに受理される必要があります。
- ④ 授業料の徴収猶予許可者、月割分納許可者がその期の中途で退学することを許可された場合は、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の月末までの月数を乗じて得た額の授業料が免除となることがあります。3月末日限りで退学する場合には3月中旬頃までに、9月末日限りで退学する場合には9月中旬頃までに退学手続きを済ませなければ、新たな授業料納付義務が生じますので、事前に教務係に相談してください。
- ⑤ 日本学生支援機構その他の各種奨学金の交付を受けている場合は、退学と同時に交付終了となりますから、退学願提出時に、日本学生支援機構奨学生は「異動願（届）」（86ページ）を、その他の各種奨学会奨学生は各種奨学会所定の異動願等を併せて提出してください。
- 後日、貸与奨学金については、「返還誓約書」等を送付しますので、作成のうえ提出することになります。

4. 他の大学院における授業科目の履修・他の大学院等における修学の願い出について

- ① 他の大学院において、授業科目の履修を希望する者は、「他大学院における授業科目の履修願」(別紙4-1、80ページ)に授業概要(シラバス)の写しを添えて提出してください。
- ② 他の大学院等において、研究指導の一部を受けることを希望する者は、「他大学院等における修学願」(別紙4-2、81ページ)を提出してください。
- ③ 他大学院における授業科目の履修願、他大学院等における修学願の提出に当たっては、主指導教員の直筆の署名・承認印を必要としますので、その認印を得てから教務係へ提出してください。
なお、他大学院における授業科目の履修願、他大学院等における修学願を提出する場合には、提出する日の属する学期までの授業料を納付していなければなりません。また、履修・修学期間中の授業料は納付しなければなりません。
- ④ 履修・修学期間は在学期間に算入されます。なお、他大学院における授業科目の履修・他大学院等における修学期間は、博士課程前期2年の課程の学生は1年を、博士課程後期3年の課程の学生は原則として1年6か月を超えることはできません。
- ⑤ 成績報告書又は研究報告書及び研究状況報告書が提出された場合は、教務委員会の議を経て、本研究科における必要な単位(15単位まで)及び研究指導の一部として認定されることがあります。

5. 留学の願い出について

- ① 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等において修学することを希望する者は、「留学願」(別紙5、82ページ)に留学先の入学許可書等の写しを添付し教務係へ提出してください。
なお、留学願の提出に当たっては、主指導教員の直筆の署名を必要としますので、署名を得てから提出してください。
- ② 留学期間は在学期間に算入されます。また、得られた成果(単位)は、留学先での授業科目の履修をあらかじめ願い出た場合に限り、留学期間終了後、15単位まで本研究科で修得したものと認定される場合があります。
- ③ 留学願を提出する場合には、提出する日の属する学期までの授業料を納付していなければなりません。
なお、留学期間中の授業料は納付しなければなりません。
また、留学許可書は、教務委員会で承認された後に送付します。
- ④ 留学期間の初日は、願い出の提出期日以前にさかのぼることはできません。
- ⑤ 留学期間の延長は、願い出によって認められる場合があります。その場合、現に許可されている留学期間内に願い出てください。
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金については、留学中でもその経費の出所が私費・外国政府・公共機関・各種基金等の場合、「留学奨学金継続願」(82ページ)の提出により貸与が認められますので、留学願提出時に手続きをしてください。

6. 休学、他の大学院等における修学及び留学期間中の状況報告について

- ① 休学、他の大学院等における修学、留学期間中は、主指導教員の指示に従い、定期的に連絡をとりあい、生活状況等を報告してください。
- ② 状況報告は、毎月末日までに、「状況報告書」(別紙6、83ページ)又は電子メール等により、次の事項を主指導教員に報告してください。
(1) 休学者

生活状況(病気による休学の場合は、病状を含む。)、研究の進捗状況(留学による休学者のみ)、
休学期間終了後の修学の可能性

(2) 他の大学院等における修学、留学者

研究の進捗状況、他の大学院等における修学・留学期間終了後の修学計画

③ 毎月1回の状況報告以外にも、必要に応じて主指導教員に生活状況等を報告してください。

7. 学生記録及び身上変更届について

① 大学院学生の学生記録は授業開始前までに学務情報システムへ入力してください。

② 学部研究生・大学院研究生・特別研究学生の学生記録(別紙7-2、84ページ)は、入学等手続時に提出してください。

③ 科目等履修生及び特別聴講学生の学生記録(別紙7-3、84ページ)は、入学等手続時に提出してください。

④ 大学院学生が入学等手続時に提出した学生記録の内容(姓、名、本籍(国籍)、現住所、保護者、保護者等住所)を変更した場合は、速やかに学務情報システムへ入力してください。研究生、科目等履修生及び特別聴講学生が学生記録の内容を変更した場合は、速やかに「身上変更届(別紙7-4、85ページ)」を提出してください。

なお、改姓(改名)に伴い、学生証の再交付を希望する場合は、「学生証再交付願(別紙7-5、85ページ)」に写真1枚を貼付し、教務係へ提出してください。

その他、日本学生支援機構又はその他各種奨学会の奨学生は、当該奨学会に届け出が必要な場合がありますので、各自で奨学会の奨学生心得等を確認してください。

8. 旧姓又は通称名の使用について

① 在学中に、旧姓又は通称名(以下「旧姓等」という。)の使用を希望する場合には、旧姓等と戸籍の原本との相違に関する説明責任は、当該学生が負うことを条件に認められることがあります。

② 旧姓等の使用を希望する場合は、「旧姓等使用申出書(別紙8、86ページ)」を教務係へ提出してください。

③ 教務委員会において旧姓等の使用が認められた場合には、旧姓等使用許可書を交付します。

④ 旧姓等を使用している者が、旧姓等の使用を中止したい場合は、「旧姓等使用中止届(別紙8、80ページ)」を、使用中止を希望する日以前に教務係へ提出してください。

⑤ 旧姓等使用を申し出て、教務委員会で認められた場合、学生証、学位記及び各種証明書に記載する氏名は、原則として認められた旧姓等となります。

⑥ 旧姓等を記載した学生証の交付は、教務委員会での旧姓等使用承認後に、「学生証再交付願(別紙7-5、85ページ)」に写真1枚を貼付し、教務係へ提出してください。

復学届

年 月 日

国際文化研究科長 殿

復学愿

年 月 日

国際文化研究科長 殿

主指導教員
(署名)

本人 (自署)

年 月 博士課程 期 年の課程
学籍番号 専攻 () 学
氏 名 氏 名
現住所 現住所 干

固定電話等 ()
携帯電話等 ()

保護者等 (自署)

氏 名 氏 名
学生との続柄 学生との続柄
現住所 現住所 干

固定電話等 ()
携帯電話等 ()

私は、下記のとおり返学しますので、お聞けます。

1. 復学年月日 年 月 日
2. 休学許可期間 年 月 日～ 年 月 日
3. 復学後の連絡先 (変更があった場合は、「身上変更届」を提出すること。)

〒

To ()

E-Mail

【※学費減免】 学生・保護者等は記入しないください。(奨学金減免を申請してから受領すること)

日本学生支援機構奨学金	①	有・無	奨学生番号	②	奨出済	月 日
文部科学省の奨学金	③	有・無	奨学基金名	④	奨出済	月 日
復学届受領日	⑤	月 日	奨学基金名	⑥	奨出済	月 日
指導教員等へ送付	⑦	月 日	奨学基金名	⑧	奨出済	月 日

※「復学届」の記入・提出に当たっては、裏面「留意事項」を参照願います。

本人 (自署)

年 月 博士課程 期 年の課程
学籍番号 専攻 () 学
氏 名 氏 名
現住所 現住所 干

固定電話等 ()
携帯電話等 ()

保護者等 (自署)

氏 名 氏 名
学生との続柄 学生との続柄
現住所 現住所 干

固定電話等 ()
携帯電話等 ()

私は、休学を許可されている期間の中途から、下記のとおり返学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 復学年月日 年 月 日
2. 復学理由 (詳細に記入すること。また、病氣回復の場合は、診断書を添付すること。)

〒

To ()

E-Mail

3. 休学許可期間 年 月 日～ 年 月 日
4. 復学後の連絡先 (変更があった場合は、「身上変更届」を提出すること。)

〒

To ()

E-Mail

※「復学届」の記入・提出に当たっては、裏面「留意事項」を参照願います。

他の大学院における授業科目の履修願

国際文化研究科長 殿

主指導教員	㊦
-------	---

入・進学年度	年度	学
学籍番号		
専攻	攻	専攻
講座	座	講座
氏名	名	㊦

私は、下記のとおり他の大学院において授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

大学院 研究科名	予 (Ⅱa)	Ⅱb
所在地		
履修を希望する大学院等	名称 (単位)	担当教員
	名称 (単位)	担当教員
	名称 (単位)	担当教員
	名称 (単位)	担当教員
	名称 (単位)	担当教員
履修期間	年 月 日から	年 月 日まで
研究題目		
履修期間中の連絡先	〒 ー Ⅱa (ー)	
	E-Mail	

(氏名：)
(他の大学院において授業科目の履修を希望する理由、修学計画)

見本

他の大学院等における修学願

国際文化研究科長 殿

主指導教員	⑥
-------	---

入・進学年度	年度	学
学籍番号		
専攻	専攻	
講座	講座	
氏名	氏名	⑦

私は、下記のとおり他の大学院等において研究指導の一部を受けたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

修学を希望する大学院等	大学院研究科名 (研究所名)	〒 ー 血 ()
	所在地	
指導教員名	専攻 講座	
	職名 氏名	
修学期間	年 月 日から 年 月 日まで	
研究題目		
修学期間中の連絡先	〒 ー 血 ()	
	E-Mail	

(氏名：)
(他の大学院等において研究指導の一部を受けたい理由、修学計画)

見本

主 指 導 教 員 殿

学籍番号 _____
氏 名 ふり な _____
現 住 所 〒 _____

取 () _____
E-Mail _____

状 況 報 告 書

私は、 年 月 日から (※ 休学・他大学院へ修学・留学) していますが、
下記のとおりその状況を報告します。

- 記
1. 生活状況について (※ 生活動向は、私には不明な場合は、報告しない)
2. 研究の進捗状況について (※ 進捗は不明な場合は、私には不明な場合は、報告しない)

3. [※ 休学期間終了後の修学の可能性
他大学院へ修学・留学期間終了後の修学計画]

(記入上の注意) 1. 「状況報告書」の記入・提出に当たっては、裏面「留意事項」を参照願います。
2. ※は、該当する事項を○で囲んでください。
3. 記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。
4. 本用紙を使用せず、電子メールで報告しても構いません。

旧姓等使用申出書・中止届

国際文化研究科長 殿

年 月 日

主指導教員	印
-------	---

本人 ()
入・進・編入・転・再入学 専攻 () 講座
(自署)
学籍番号
氏 名 印
現 住 所 千

私には、下記の旧姓等 印 を利用したいので、許可くださるようお願いします。
印 の使用を中止しますので、お知らせします。
なお、認められなかった旧姓等と戸籍の原本との相違に関する説明責任は私が負います。

記

印 旧姓等使用中止

1. 使用する旧姓等 1. 中止する旧姓等

2. 戸籍上の氏名 2. 戸籍上の氏名

3. 戸籍上の変更年月日

(注意) 1. 「旧姓等使用申出書・中止届」の記入・提出に当たっては、裏面「留意事項」を参照願います。
2. 印の項目は、該当するものにし点を付してください。

【様式1-1】 吳 勳 願 (届)

全別荘保証書

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

記入者(保証人)日本学生支援機構理事長 殿

国際文化研究科学生事故処理指針

制定 平成13年12月21日

改正 平成17年 3月23日 教授会

(目的及び運用上の注意)

- 第1条 この指針は、国際文化研究科（以下「本研究科」という。）構内で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が大学院学生及び研究生等（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。
- 2 本研究科の学生は、本研究科構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。
- 3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来すことのないよう留意しなければならない。

(火災)

- 第2条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近辺の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体确保安全が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。

また、速やかに、警務員室又は最寄りの事務室に通報するものとする。

(人の死傷)

- 第3条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。

また、速やかに、警務員室又は最寄りの事務室に通報するものとする。

(物損事故)

- 第4条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに警務員室又は最寄りの事務室に通報するものとする。

(盗難)

- 第5条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに警務員室又は最寄りの事務室に通報するものとする。

(警察への通報)

- 第6条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら、警察に通報するものとする。

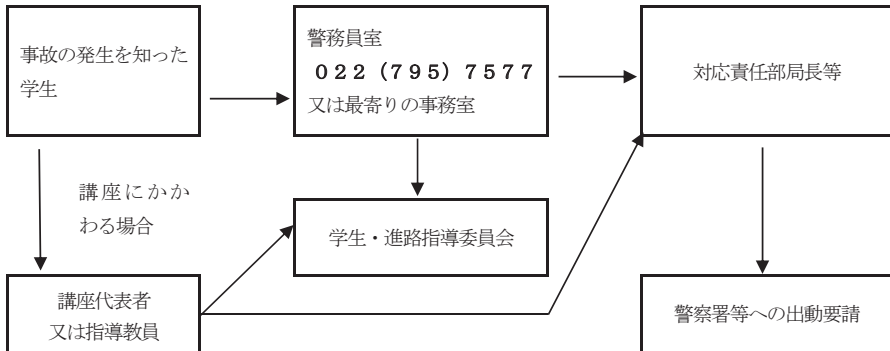
また、速やかに、警務員室又は最寄りの事務室に通報するものとする。

(講座代表者への連絡)

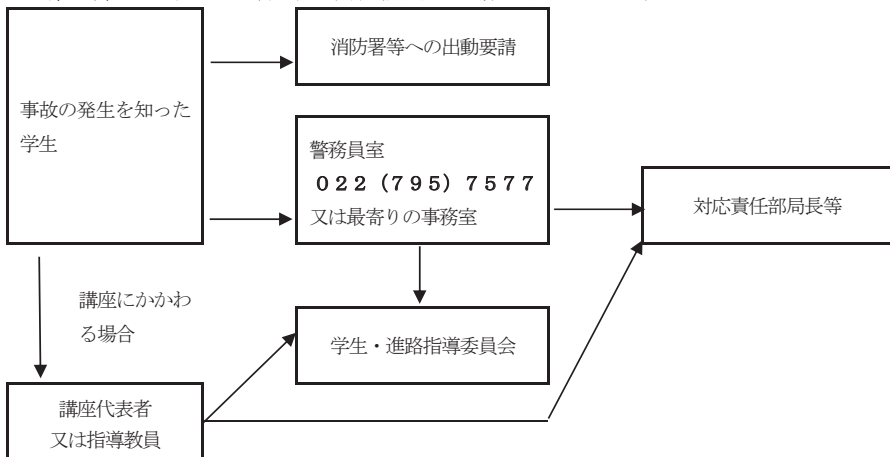
- 第7条 事故に遭遇した学生は、専攻分野（講座）にかかわる場合、速やかに講座代表者（東北大学大学院国際文化研究科教授会運営内規第18条第3項による。）又は指導教員へ連絡するものとする。

国際文化研究科における事故処理について

1. 緊急措置の必要がないと判断する場合（例：盗難、軽微な交通事故など）



2. 緊急措置の必要があると判断する場合（例：人の死傷・火災・天災など）



（事故の発生を知った学生が行う措置等）

- ・警務員室又は最寄りの事務室へ通報する。
（緊急措置の必要がある場合には、救急車・消防車等の出動要請後に通報する。）
- ・事故の状況の把握に努める。
- ・救護の措置をとる。
- ・被害拡大の防止措置をとる。
- ・事故の状況に応じた適宜の措置をとる。
- ・講座にかかわる場合、講座代表者又は指導教員へ知らせ、講座代表者は学生・進路指導委員会及び研究科長へ連絡する。

VIII ハラスメント等の防止

国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成18年1月25日

規程1号

国立大学法人東北大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年規第59号）の全部を改正する。

国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止・排除及びハラスメントに関する問題の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定め、もって健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 セクシュアル・ハラスメント 他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為（本学の職員、学生その他本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）の間において、他者の人権を侵害する行為をいう。以下同じ。）

二 教育研究ハラスメント 教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為

三 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント 妊娠、出産、産前休暇、産後休暇その他の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）に定める妊娠又は出産に関する事由及び育児休業、介護休業その他の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）に定める子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する言動による人権侵害行為

2 この規程において「部局」とは、総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等、組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等、本部事務機構及び監査室をいう。

（総長及び本学構成員の責務）

第3条 総長は、ハラスメントのない健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持するため、本学におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

2 本学構成員は、ハラスメントを行い、又は他者が行うハラスメントを容認してはならない。

3 職務上管理監督する立場にある者は、健全で快適なキャンパス環境を確保するため、その職務の一環としてハラスメントの防止・排除に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（ハラスメント全学防止対策委員会）

第4条 本学に、本学におけるハラスメントの防止等のための施策を統括させるため、ハラスメント全学防止対策委員会（以下「全学防止対策委員会」という。）を置く。

(全学防止対策委員会の所掌事項)

第5条 全学防止対策委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ハラスメントの防止・排除に関する対策について、企画立案し、及び実施すること。
- 二 部局のハラスメントに係る問題の対応に関し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。
- 三 第14条に規定する全学相談窓口の運営等に関すること。
- 四 ハラスメントに係る問題の解決に関すること。
- 五 その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第6条 全学防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科又は国際文化研究科の教授 2人
- 三 理学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科又は医工学研究科の教授 2人
- 四 医学系研究科、歯学研究科又は薬学研究科の教授 1人
- 五 附置研究所（東北アジア研究センターを含む。）の教授 1人
- 六 高度教養教育・学生支援機構学生相談・特別支援センター長
- 七 高度教養教育・学生支援機構保健管理センター長
- 八 総務企画部長
- 九 人事企画部長
- 十 教育・学生支援部長
- 十一 その他全学防止対策委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第7条 全学防止対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、全学防止対策委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、ハラスメントに係る問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(委嘱)

第8条 第6条第2号から第5号まで及び第10号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第9条 第6条第2号から第5号まで及び第10号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 全学防止対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者（学外者を含む。）を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(ハラスメント全学調査委員会)

第11条 全学防止対策委員会は、本学構成員からハラスメントの申立てがあり、必要と認めたときは、その事実関係の調査に当たらせるため、事実ごとにハラスメント全学調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を置くことができる。

2 前項の全学調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント全学調停委員会)

第12条 全学防止対策委員会は、本学構成員からハラスメントの申立てがあり、その相手方となる当事者が応諾したときは、その調停に当たらせるため、事実ごとにハラスメント全学調停委員会（以下「全学調停委員会」という。）を置くことができる。

2 前項の全学調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第13条 全学防止対策委員会は、第5条第1号に掲げる所掌事項を行わせるためその他ハラスメントに関する特定の事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者（学外者を含む。）を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(全学相談窓口)

第14条 本学に、本学に係るハラスメントに関する相談に対応させるため、全学相談窓口を設け、全学相談員を置く。

2 全学相談員は、全学防止対策委員会の委員長（以下「全学防止対策委員長」という。）の指名により、総長が委嘱する。

3 全学相談窓口におけるハラスメントに関する相談は、面談によるほか、電話その他の方法で受け付けるものとする。

4 全学相談員は、相談に対し、その内容、状況等に応じ適切に対応するとともに、ハラスメントに関する問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行う。

5 全学相談員は、前項の職務の遂行に当たっては、適宜、全学防止対策委員長又は第19条に規定するハラスメント相談顧問に相談し、必要な助言を受けるとともに、必要に応じ関係部署と連携を図るものとする。

6 全学相談員は、ハラスメントに関する相談内容を記録し、別に定める方法により、その概要を全学防止対策委員長に報告するものとする。

7 全学相談窓口の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(部局相談窓口)

第15条 部局に、当該部局に係るハラスメントに関する相談に対応させるため、部局相談窓口を設け、部局相談員を置く。ただし、部局の事情を勘案し、全学防止対策委員会の定めるところにより、複数の部局が合同で部局相談窓口を設置することができる。

2 部局相談員は、当該部局の長（以下「部局長」という。）が委嘱する。

3 前条第4項から第6項までの規定は、部局相談員の職務等について準用する。この場合において、同条第5項中「全学防止対策委員長」とあるのは「当該部局長、全学防止対策委員長」と、同条第6項中「全学防止対策委員長」とあるのは「当該部局長及び全学防止対策委員長」と読み替えるものとする。

4 部局相談窓口の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。

(部局の防止対策組織)

第16条 部局に、当該部局におけるハラスメントの防止等に当たる組織（以下「部局の防止対策組織」という。）を置く。

2 前条第1項ただし書きの規定は、部局の防止対策組織の設置について準用する。

3 部局の防止対策組織の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。

(部局長の責務)

第17条 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

2 部局長は、当該部局の部局相談窓口及び防止対策組織の運営等に関する規則を定め、又はこれを改めた場合は、全学防止対策委員長にその内容を報告しなければならない。

3 部局長は、ハラスメントに関する問題への対処に当たり、全学防止対策委員長と必要な連携をとり、適切かつ迅速な問題解決に努めなければならない。

4 部局長は、全学防止対策委員長から助言又は勧告等があった場合は、これに従い適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(部局長に対する改善勧告)

第18条 全学防止対策委員長は、前条に規定する部局長の責務が十分に果たされていないと判断したときは、役員会の議を経て、当該部局長に対し、ハラスメントの防止等に関する管理運営の改善を図るよう勧告することができる。

(ハラスメント相談顧問)

第19条 本学に、ハラスメント相談顧問（以下「相談顧問」という。）若干人を置く。

2 相談顧問は、全学相談員、部局相談員及びハラスメントに関する問題に対処する部局長等の求めに応じ、専門的見地から助言を行う。

3 相談顧問は、全学防止対策委員長の指名により、総長が委嘱する。

(相談、申立て及び問題解決の手続き)

第20条 ハラスメントに関する相談、申立て及び問題解決の手続きについては、別に定めるガイドラインに即して取扱うものとする。

(プライバシー等への配慮及び守秘義務)

第21条 ハラスメントに関する問題解決に当たり、その手続きに関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 本学構成員は、ハラスメントに関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第23条 ハラスメントの防止等に関する事務は、人事企画部及び教育・学生支援部と連携して、総務企画部において処理する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される全学防止対策委員会の委員の任期は、改正後の第9条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(省 略)

附 則 (令和元年11月26日規第47号改正)

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、令和元年10月1日から適用する。

ハラスメント問題解決のためのガイドライン

平成 18 年 1 月 25 日

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成 18 年規第 1 号。以下「規程」という。)第 20 条の規定に基づき、本学構成員に対し、ハラスメントに関する相談、申立て及び問題解決の手続きのガイドラインを示し、広くこれらの手続きについて周知することを目的とします。

本学は、ハラスメントの防止及び排除に必要な施策や措置を講じるとともに、発生したハラスメントに対しては、このガイドラインに即して最善の問題解決が図られるよう、適切かつ迅速に対処します。

2 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、原則として本学の構成員(職員、学生等その他本学に在籍するすべての者)の間に生じたハラスメントについて適用します。

ただし、構成員と構成員以外の者との間に生じたハラスメントであっても、それが本学の管理下で行われる職務又は修学上の行為であると認められる場合は、このガイドラインを準用して対処します。

なお、他大学等の非常勤講師については、兼業の許可を得て行う職務外行為なので、基本的に私生活上の行為として取扱います(ただし、公益性の高い無報酬兼業は職務とみなすことがあります。)。他大学等の非常勤講師の立場でのハラスメントについては、原則的に当該大学が対処することになります。その結果を踏まえ、不正行為が明らかとなり、本学の名誉と信用を著しく傷付ける場合には、懲戒処分等の対象となることがあります。

ハラスメントとは、本学の規程では、「セクシュアル・ハラスメント」(他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為)又は「教育研究ハラスメント」(教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為)のいずれかに該当する人権侵害行為と定義されます。この「教育研究ハラスメント」において、教育研究とは、教育研究に直接関わる業務及びそれらを支援する事務・技術等の業務のほか、修学上の行為も含めた教育研究業務等全般をいい、優越的な地位等とは、教育研究業務等における職務上の地位や人間関係などの優位性が背景にある立場のことをいいます。また、不適切な言動とは、業務の適正な範囲や社会通念を越えて精神的・身体的苦痛を与え就労・修学環境を悪化させる言動をいいます。したがって、いわゆるアカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントが対象となります。

「職務上管理監督する立場にある者」とは、原則として、本学組織(設置)規程で定める各業務を掌理する者をいいますが、他の構成員を事実上監督していると認められる立場にある者も含まれます。

「セクシュアル・ハラスメント」及び「教育研究ハラスメント」の例を参考として別紙に掲載します。なお、これらは例示であって、性的な又は不適切な言動はここに掲げた例で尽きるものではありません。

(別紙 1) セクシュアル・ハラスメントの例示

(別紙 2) 教育研究ハラスメントの例示

3 相談の手続き

- ① ハラスメントの被害を受けたと感じたら、まず相談してみてください。

本学には、ハラスメントの相談に対応するため、3種類の相談窓口を設けています。構成員は、どれでも利用しやすい相談窓口を選ぶことができます。なお、全学相談窓口は、相談者が学生か職員かによって、窓口を分けて相談を受付けています。

「全学相談窓口」	専門相談員が応対
「部局相談窓口」	部局の諸事情に通じた相談員が応対
「学外相談窓口」	委託専門機関のカウンセラーが電話等で応対

相談は、直接面談によるほか、電話その他の方法で受け付けますが、各相談窓口で異なることがありますので、ホームページ等の公開情報で確認してください。

- ② 相談員は、相談の内容や状況に応じて適切に対応するとともに、相談者のプライバシー等に十分配慮しながら関係部署と連携を図るなどにより、問題の解決に必要な援助や情報等を相談者に提供します。

4 申立ての手続き

- ① 構成員は、ハラスメントの被害について、ハラスメント全学防止対策委員会（「全学防止対策委員会」）に対し、問題解決を求める手続きを行うことができます。これを申立ての手続きといいます。
- ② この手続きにおいて、ハラスメントの被害を申立てた者を「申立人」、加害者と名指しされる者を「相手方」、その双方を「当事者」といいます。
- ③ 申立ての手続きは、申立人が、相談窓口を通じ全学防止対策委員会に対し、所定の「申立書」を提出することにより開始されます。

その際、申立人は、次のうちから問題解決の手続きを選択することになります。

手続き	手続きの概要	主な解決策例
「調整」	当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続き	・悪化した修学・就労環境等の是正、回復、改善
「調停」	当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により紛争解決を図る手続き	・加害者への注意・指導 ・被害者への謝罪の仲介
「調査」	事実関係の公正な調査に基づき、問題の解決を図る手続き	・紛争状態の解消 ・人事上の措置（配置換等）の勧告
		など

- ④ 全学防止対策委員会は、提出された「申立書」の記載内容等について審査のうえ受理するかどうかを決定し、その旨を申立人に通知します。その際、必要に応じて、「申立書」の記載内容等について確認や補正の照会等を行うことがあります。

すでに卒業・修了・退学・退職等をした元構成員の申立てについては、申立ての遅延につき相当の理由が認められる場合に、全学防止対策委員会はこれを受理することがあります。

5 問題解決の手続き

- ① 全学防止対策委員会は、「申立書」を受理した後、申立人の意向を尊重し、かつ、ハラスメントの状況を考慮したうえで問題の解決に適切に対処するため、速やかに「調整」「調停」「調査」のいずれかの手続きを開始します。また、全学防止対策委員会は、必要があると認めるときは、複数の申立てを併合し若しくは併合された複数の申立てを分離すること、または複数人からの一の申立てを分離し若しくは分離された複数の申立てを併合することがあります。
- ② 全学防止対策委員会は、個別の事情に即して、最善の問題解決を図るため、これらの手続きに先行又は併行し、関係部局長等と連携して必要な措置を講じます。たとえば、申立人(相談者)の健康状態等を考慮し、修学・就労環境を確保するための緊急措置(指導教員、研究室、就業場所の変更等)を講ずることがあります。
- (1) 「調整」の手続き
 - ① 当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続きを「調整」といいます。
 - ② 全学防止対策委員会は、申立人の「調整」申立てに基づき、この手続きを行います。
 - ③ 部局長は、全学防止対策委員会に協力し、その責任と権限において、部局長自らが又は部局長が指名する者が手続きを担当します。
 - ④ 「調整」にあたっては、問題の解決に向けて関係部局長等が指導教員、研究室、就業場所の変更その他修学・就労上の措置等を行うことがあります。
 - ⑤ 全学防止対策委員会は、適切かつ迅速に対処し、概ね3週間以内の問題解決を目標とします。
 - ⑥ 「調整」の手続きにおいては、申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。
 - ⑦ 申立人が、「調整」に不満があるときは、全学防止対策委員会に対し、他の問題解決の手続きを求めることができます。
- (2) 「調停」の手続き
 - ① 当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により紛争解決を図る手続きが「調停」です。
 - ② 全学防止対策委員会は、申立人から「調停」の申立てがあり、相手方が応諾した場合に、ハラスメント全学調停委員会(「調停委員会」)を設置します。
 - ③ 調停委員会は、公正・中立・客観性を確保し、男女比等を考慮して、原則として学内外の専門家を含む調停委員2人以上により構成されます。
 - ④ 調停委員は、話し合いの場に立会い、あるいは双方の主張を調整するなど、当事者間の話し合いを円滑に進めるために必要なサポートをします。
 - ⑤ 「調停」の手続きにおいては、申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。
 - ⑥ 「調停」は、話し合いによる合意が基本ですが、進行状況や諸般の事情を考慮し、調停委員会が調停案を提示することがあります。当事者双方が調停案を受諾した場合は、調停成立となります。
 - ⑦ 調停委員会は、次のいずれかに該当するときは、「調停」を打切ることができます。
 - A 当事者の一方又は双方が「調停」の打切りを申し出たとき
 - B 当事者の一方又は双方が調停案を受諾しないとき
 - C 相当な期間が経過しても合意が成立する見込みがないと判断したとき

- ⑧ 調停委員会は、「調停」が成立したときは、合意事項を文書で確認し、全学防止対策委員会に報告します。
- ⑨ 申立人は、「調停」が打ち切りになったときは、全学防止対策委員会に対し、他の問題解決の手続きを求めることができます。
- (3) 「調査」の手続き
- ① 事実関係の公正な調査に基づき、問題の解決を図る手続きが「調査」です。
- ② 全学防止対策委員会は、申立人からの「調査」の申立てを受け、調査の必要性について判断し、「調査」の必要があると認める場合に、ハラスメント全学調査委員会(「全学調査委員会」)を設置します。
- ③ 全学調査委員会は、公正・中立・客観性を確保し、男女比等を考慮して、原則として学内外の専門家を含む調査委員2人以上により構成されます。
- ④ 「調査」の手続きにおいては、申立人の要請に応じて、相談員が同席することがあります。
- ⑤ 全学調査委員会は、必要に応じて、当事者その他関係者から事情を聴取するなどして、事実関係を調査します。本学構成員は、全学調査委員会から聴取を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできません。なお、全学調査委員会は、事実関係の調査に際して、適切・丁寧な対応に努めます。
- ⑥ 全学調査委員会は、原則として2ヶ月以内に調査を終了し、調査結果を全学防止対策委員会に報告します。
- ⑦ 全学防止対策委員会は、報告内容を確認し、ハラスメントの事実関係(被害者、加害者)を認定します。その際、必要に応じて、当事者の意見を聴取する機会を設けることがあります。
- ⑧ 全学防止対策委員会は、認定したハラスメントの事実関係により懲戒委員会への通知が必要と判断した場合は、懲戒委員会に当該事案を通知します。その後は懲戒委員会の判断及び懲戒手続きに従って適正に処理されることになります。
- ⑨ 全学防止対策委員会は、被害者の受けた不利益や悪化した就労・修学環境等を可能な限り是正、回復又は改善を図るとともに、必要な措置を講ずるよう関係部局長等に勧告します。
- ⑩ 全学防止対策委員会は、これら調査の経過について、申立人からの報告の要請に対して極力応じるよう努めるとともに、当該調査結果等について、申立人及び相手方に対し適宜・適切な方法で伝えます。
- (4) 申立ての取下げ手続き
- 申立人は、当該申立てが係属している間は、いつでも全学防止対策委員会に対して書面をもって申立てを取り下げることができます。

6 ハラスメント問題解決に関する留意事項

- ① ハラスメントの相談、申立てや問題解決の手続きに関わる者は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮しなければならず、厳格な守秘義務を負います。これに違反した者に対しては、厳正な措置を講じます。
- ② ハラスメントの相談、申立てや問題解決の手続きに関わった構成員が、不利益な扱いを受けることは許されません。相手方の報復行為や第三者の差別的な取扱い、嫌がらせなども当然禁止されます。これに違反した者に対しては、断固とした姿勢で厳正な措置を講じます。

- ③ ハラスメントに関する問題解決のあらゆる過程において、虚偽の申立てや証言を行ってはいけません。そのような行為が発覚した場合は、厳正な措置を講じます。
- ④ ハラスメントの相談、申立てや問題解決の手続きに関わった構成員が「二次被害」を被ることのないよう努めるとともに、「二次被害」の発生に対しては、厳正な措置を講じます。

7 その他

- (1) このガイドラインは、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。
なお、運用の状況をみて、必要が生じた場合にはその都度適切な見直し、改訂を行うものとします。
- (2) 東北大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン(平成 16 年 1 月 20 日評議会承認)は、廃止します。

8 改正経緯

- (1) このガイドライン(平成 18 年 7 月 19 日改正)は、改正日から実施します。
- (2) このガイドライン(平成 18 年 10 月 25 日改正)は、改正日から実施します。
- (3) このガイドライン(平成 26 年 3 月 18 日改正)は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(別紙 1)セクシュアル・ハラスメントの例示

- (1) 地位利用型・対価型のセクシュアル・ハラスメント
性的な言動を行ない、その言動に対する相手の対応によって、自己の影響力を行使し、修学・就労・教育・研究等において、一定の利益又は不利益を与えること、もしくは、与えようとする事
 - ① 個人的な性的要求への服従または拒否を、教育・研究上の指導や評価あるいは学業成績などに反映させること
 - ② 個人的な性的要求への服従または拒否を、人事および勤務条件の決定や業務指揮に反映させること
 - ③ 教育・研究上の指導や評価あるいは利益・不利益の与奪、人事権および業務指導権の行使等を条件とした性的働きかけをすること
 - ④ 相手への性的な関心の表現を業務遂行上に混交させること
- (2) 環境型、及びその他のセクシュアル・ハラスメント
修学・就労・教育・研究の環境を損なう性的な言動を行うこと
 - ① 相手の意に反して執拗に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること
 - ② 強引に接触したり、性的な行為を行なうことあるいは行なおうとすること
 - ③ 相手が性的不快感を催すような仕方、相手の身体を凝視したり一方的に接近したりすること
 - ④ 性的魅力を強調する服装や振る舞いを要求すること
 - ⑤ 正常な業務遂行を性に関わる話題や行動で妨害したり、相手が性的不快感を催すような状況を作り出すこと
・ 相手がいやがる性的で下品な冗談、からかい、質問等を行うこと
・ 職場等に性的なポスターや写真を貼ったりすること

- ・人格を傷つけかねない性的評価をしたり、相手の性に関する身体的特徴や風評を流すこと（特定個人の性に関する風評を流すこと。ある人の前でその人と同性の他者との性的魅力を比較すること。特に、いずれかを悪く言うこと等）
 - ・親睦会、終業後の付き合いなどで、下品な行動をとること
 - ・相手が不快感を表明しているにもかかわらず、相手がある場を離れるのを妨害すること
 - ・個人的な性体験などを尋ねること。または経験談を話したりすること
 - ⑥ 不当な性差別的意識に基づいた言動をなすこと
 - ・女性というだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
 - ⑦ 課外活動や親睦会等において異性的役割をことさらに強制すること
 - ・宴会等で隣りに座ることやお酌をすること、カラオケでデュエット等を強要すること
- ※ ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、あくまでも相手の受けとめ方（「不快」と感じるかどうか）によるのであって、その言動を行なう者の感覚で判断されるものではないことに注意して下さい。

(別紙2)教育研究ハラスメントの例示

- (1) 修学・教育上の権利の侵害
 - ① 教育的指導の不当な拒否及び放置
 - ・求められた教育的指導を正当な理由なく拒否する。
 - ・修学に必要な教育的関与を、修学に支障をきたす限度を超える期間にわたり一切行わない。
 - ② 修学上の不当な要求
 - ・常識的に不可能な課題達成を強要する。
 - ・長期にわたり休息不可能な、あるいは健康を害する可能性がある程度の努力の継続を強要する。
 - ③ 学位取得論文の提出に研究科内での申し合わせ等による基準を著しく逸脱した条件の要求
 - ・当該分野の学会誌等の査読付論文に関する基準を上回っていても学位論文の執筆をゆるさないと言う。
 - ④ 自由な進路選択の侵害及びそのおびやかし
 - ・学生に、他大学、他研究科、他研究室への進学や異動をゆるさないと発言する。あるいは、誓約を求める。
 - ・個人の選択による就職先に対して不当な介入を行う。あるいは影響を与えるとおびやかしの発言をする。
 - ⑤ 不当な評価及び発言
 - ・成績の不当な評価を行う。あるいは評価に無関係なことがらを成績に結びつける発言をする。
 - ・自分一人の権限の範囲外であるにもかかわらず、自分が評価を左右するとおびやかしの発言をする（“私が卒業させないぞ”など）。
 - ⑥ 教育上の権利の侵害
 - ・正当な理由なく授業を担当させない。
 - ・正当な理由なく学生の指導を行わせない。
 - ⑦ チームからの不当な排除
 - ・当然加わるべき研究や教育チームから不当に排除をする。

- ・研究室の他のメンバーに対して正当な理由なく関係の断絶をするように言う。

(2) 研究上の権利の侵害

① 研究活動の不当な制限や要求

- ・設備など研究資源の不当な利用制限をする。
- ・研究発表活動(論文や学会発表、その他の著述等)を不当に制限する。
- ・経済的に困難な程度の学会活動を要求する(経済的裏づけのない国際学会参加等の強要)。

② 業績やアイデアの不当な帰属等

- ・論文や学会発表等で貢献度とは著しく乖離した著者構成を強要する。
- ・個人的アイデアによってはじまった未発表の研究を了解なく他の者に行わせる。

(3) 就業上の権利の侵害

- ・身体的な攻撃(暴行・傷害行為)を行う。
- ・書類を投げつけたり他の教職員の前で一方的に恫喝するなど、人格的・精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言等の言動)を行う。
- ・回覧物を回さない、発言を無視するなど、職場内で孤立させ仲間外し(人間関係からの切り離し)を行う。
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制(過大な要求)したり、あるいは故意に必要な情報を与えないなどにより仕事の妨害をする。
- ・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる。あるいは合理的理由なく仕事を与えない(過小な要求)。
- ・私的なことに過度に立ち入る(個の侵害)。
- ・業務に関して著しく不公平・不当な評価を行う。あるいはそのおびやかしの発言を行う。
- ・昇進や評価を左右する権限を自分が持っているなどと、おびやかしの発言をする。

(4) 上記(1)、(2)、(3)に共通する権利の侵害・不適切な言動によるおびやかし

① 人格を否定する発言

- ・“お前のようなダメな(無能な)人間は大学をやめてしまえ(やめさせてやる)” など
- ・修学・教育・研究・業務とは関係のないことがらについて著しく精神的に傷つける発言を行う。

② 教育・研究・就業とは乖離した場での私的關係や負担の要求

- ・自分の支持する思想・宗教への関与を求める。
- ・自分の私生活、私的な活動への参加や協力を強く求める。

制定 平成18年2月22日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年1月25日規第1号。以下「規程」という。）第15条及び第16条の規定に基づき設置する、大学院国際文化研究科（以下「研究科」という。）におけるハラスメント相談窓口及びハラスメント防止対策組織の運営等について必要な事項を定める。

(ハラスメント相談窓口)

第2条 研究科に、研究科の職員、学生その他研究科に在籍するすべての者（以下「研究科構成員」という。）に係るハラスメントに関する相談に対応させるため、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設け、相談員を置く。

2 相談員は、研究科の教員4人及び事務職員1人をもって充てる。

3 相談員は、研究科長が指名し、委嘱する。

4 相談員の指名に当たっては、相談員の全員が同性のものとならないように努めなければならない。

5 相談員が欠けたとき若しくは相談員に事故があるとき、又は相談員が除斥若しくは忌避されたときは、更に指名して、これを補充しなければならない。

6 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠相談員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 相談窓口におけるハラスメントに関する相談は、面談によるほか、電話その他の方法で受け付けるものとする。

8 相談員は、相談に応ずるとともに、ハラスメントに関する問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行う。

9 相談員は、前項の職務の遂行に当たっては、適宜、研究科長又は規程第19条に規定するハラスメント相談顧問に相談し、必要な助言を受けるものとする。

10 相談員は、ハラスメントに関する相談内容を記録し、適宜、その概要を研究科長に報告するものとする。

(ハラスメント防止対策委員会)

第3条 研究科におけるハラスメントの防止対策等に当たるため、研究科にハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

(防止対策委員会の所掌事項)

第4条 防止対策委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

一 ハラスメントの防止・排除に関する対策について、企画立案し、及び実施すること。

二 第2条に規定する相談窓口の運営等に関すること。

三 ハラスメントに係る問題の解決に関すること。

四 その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第5条 防止対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 研究科長

二 副研究科長

三 研究科長補佐 2人

四 教育研究評議員

五 事務長

(委員長及び副委員長)

第6条 防止対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、研究科長をもって、副委員長は副研究科長をもって充てる。

2 委員長は、防止対策委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長は、ハラスメントに係る問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処するよう努めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、相談員又は委員以外の者（学外者を含む）を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(相談、申立て及び問題解決の手続き)

第8条 ハラスメントに関する相談、申立て及び問題解決の手続きについては、本学ガイドラインに即して取扱うものとする。

(プライバシー等への配慮及び守秘義務)

第9条 ハラスメントに関する問題解決に当たり、その手続きに関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 研究科構成員は、ハラスメントに関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはいけない。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成18年2月1日から施行する。

2 この内規の施行後最初に委嘱される相談員の任期は、第2条第6項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成19年2月21日改正）

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月19日改正）

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

ハラスメント・障害者差別解消相談窓口について

1. 相談窓口の相談員

1. 相談員は、国際文化研究科の教員4人及び事務職員1名をもって構成します。
2. 相談員の全員が同性のものとならないように努めます。
3. 相談員の任期は1年とし、更新を妨げないものとします。
4. 相談員は、相談に応ずるとともに、ハラスメント等に関する問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行います。
5. 相談員は、ハラスメント等に関する相談内容を記録し、適宜、その概要を研究科長に報告します。
6. ハラスメント等に関する相談、申立て及び問題解決の手続きについては、本学ガイドラインに即して取扱います。
7. 相談員は、関係者のプライバシーを最大限尊重する責務を有します。

2. 相談の方法

1. 相談員への連絡に際しては、面談・電話・電子メールなど、相談者の都合のよい方法を選ぶことができます。
2. 相談員の氏名、連絡先などは、学生便覧に掲載されるなど、学生に広く知られます。
3. 相談者は、東北大学学生相談所の相談窓口を利用することもできます。

3. 相談員の氏名と連絡先

※相談員の氏名と連絡先は掲示等でお知らせします。

学生支援相談窓口について

- 1 学生支援相談窓口は、学生の生活上の問題、学習や履修上の問題等についての相談を受け付けます。
- 2 相談員は、国際文化研究科の教員3名からなります。
- 3 相談員は、相談を求めた学生のプライバシーを尊重しながら、必要に応じて、東北大学学生相談所等と連携をとりながら問題の解決に当たります。
- 4 相談は、面談・電話・電子メールなど、相談者の都合のよい方法を選ぶことができます。
- 5 相談員の氏名と連絡先
※相談員の氏名と連絡先は掲示等でお知らせします。

ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進委員会相談窓口について

- 1 ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョンに関する悩み、要望、提案などがございましたらなんでも以下の委員にご相談ください。
- 2 相談員の氏名・連絡先
※相談員の氏名と連絡先は掲示等でお知らせします。

IX 諸 規 程

東北大学大学院通則

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第10条—第21条）
- 第3章 休学（第22条—第24条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第25条—第27条）
- 第5章 教育方法等（第28条—第30条）
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条—第31条の5）
- 第6章 課程修了及び学位授与（第32条—第37条）
- 第7章 懲戒（第38条）
- 第8章 授業料（第39条—第44条の2）
- 第9章 科目等履修生（第44条の3—第44条の10）
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11—第44条の17）
- 第10章 外国学生（第45条—第46条の2）
- 第11章 インターネット・スクール（第47条）

附則

第1章 総則

- 第1条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。
- （昭44規26・平16規86・平18規178・平30規54・一部改正）

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科 日文学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻

教育学研究科 総合教育科学専攻

法学研究科 総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻

経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻

理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻

医学系研究科 医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻

歯学研究科 歯科学専攻

薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻

工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料科学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻

農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻
環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻
工学研究科 工学専攻

2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。

(昭30年7月1日・昭36年5月23日・昭38規45・昭44規26・昭47規39・
平5規64・平6規21・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平1
7規31・平18規60・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・
平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令4規40・一部改正)

第2条の2 前条に定めるもののほか、本大学院の次条に定める博士課程に、履修上の区分として、
学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(平25規23・追加)

第3条 本大学院に、別表第1のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

(昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭47規39・
一部改正、昭50規9・全改、平15規8・平16規86・一部改正)

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課
程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する
課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）
とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）
とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

(昭30年7月1日・追加、昭50規9・全改、平6規21・平8規31・平14規34・
平16規86・平22規32・平24規31・平30規54・一部改正)

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

(平16規86・追加)

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な
学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担う
ための卓越した能力を培うことを目的とする。

(昭50規9・追加、平5規64・平15規8・一部改正、平16規86・旧第3条の3
繰下・一部改正)

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について
研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高
度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・一部改正、平
16規86・旧第3条の4繰下、平24規31・一部改正)

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越し
た能力を培うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(平16規86・追加)

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められ
る場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その
標準修業年限は、2年を超えるものとなることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教

育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

- 3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

（昭50規9・平2規7・一部改正、平11規90・全改、平14規34・平15規8・平16規86・平20規66・平30規54・一部改正）

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとする。とすることがある。

- 2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

（平11規90・追加、平16規86・平20規66・平30規54・一部改正）

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとする。とすることがある。

- 2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

（昭30年7月1日・昭38規45・昭47規39・一部改正、昭50規9・全改、昭54規7・平6規21・平8規31・平16規86・平20規66・平24規31・一部改正）

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

（平16規86・追加）

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

- 2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

- 3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

（平16規86・追加、平18規60・一部改正）

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の

短縮を許可することがある。

- 3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

（平15規8・追加、平16規86・旧第5条の2繰下、平30規54・令3規18・一部改正）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（昭38規46・一部改正）

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（昭38規45・一部改正）

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

- 3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

- 4 臨時休業日は、その都度定める。

（昭38規45・昭44規26・昭48規42・昭62規13・平5規64・令2規40・一部改正）

第9条 削除

（平16規86）

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

（昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・平14規34・平30規54・一部改正）

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

- 3 再入学の時期は、その都度定める。

（昭38規45・昭44規26・昭50規9・昭52規17・平11規90・平14規34・平30規54・一部改正）

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課

程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(昭29年4月27日・一部改正、昭30年1月1日・全改、昭30年7月1日・昭38規45・昭50規9・平2規7・平3規59・平6規79・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規8・平15規169・平16規86・平17規170・平18規60・平18規123・平20規66・平28規80・平31規60・一部改正)

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に４年以上在学した者、外国において学校教育における１６年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第１０２条第２項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの

（昭３０年１月１日・昭３０年７月１日・全改、昭３８規４５・昭４７規３９・昭５２規１７・平２規７・平６規２１・平８規３１・平１１規８６・平１３規８・平１３規１４６・平１４規３４・平１５規１６９・平１７規１７０・平２０規６６・平２４規３１・平２８規８０・一部改正）

第１３条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

（昭３８規４５・一部改正、昭４４規２６・全改、平１４規３４・平１８規１７８・平３０規５４・一部改正）

第１４条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

（昭３０年１月１日・全改、昭３８規４５・昭４４規２６・昭５０規９・平１４規３４・平１６規８６・平２４規３１・平３０規５４・一部改正）

第１５条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(昭30年1月1日・全改、昭38規45・昭44規26・昭47規94・昭50規9・昭52規17・平2規7・平11規86・平13規8・平13規146・平14規34・平15規169・平16規86・平17規31・平17規170・平22規97・平24規85・平30規54・一部改正)

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

(昭30年1月1日・昭33年4月1日・全改、昭33年7月23日・昭38規45・昭44規26・昭47規94・昭48規42・平14規34・平17規170・平20規66・平22規97・平30規54・一部改正)

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。

5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことがで

きる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数(第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて46単位までとする。

(平6規21・追加、平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平24規31・平24規85・平27規65・平28規55・平30規54・令3規18・令4規40・令5規1・一部改正)

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)において、審査の上、その一部又は全部を認める。

(昭44規26・追加、昭48規42・昭50規9・平5規64・一部改正、平6規21・旧第16条の2繰下、平12規29・平14規34・平30規54・一部改正)

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

(昭30年1月1日・全改、昭33年4月1日・昭33年7月23日・昭44規26・平14規34・平30規54・令3規18・一部改正)

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平3規53・平16規86・一部改正)

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭31年4月1日・昭33年4月1日・昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・昭52規17・平15規8・平16規86・一部改正)

第19条の2 入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(昭52規17・追加、平8規79・平15規8・一部改正)

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

(昭44規26・昭48規42・昭50規32・昭62規13・平16規86・平26規34・一部改正)

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

（昭29年4月27日・全改、昭30年1月1日・昭33年4月1日・令2規40・一部改正）

第3章 休学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

（昭30年1月1日・一部改正、昭30年7月1日・全改、昭38規45・昭50規9・昭54規7・平6規21・平8規31・平11規90・平15規8・平16規86・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正）

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

（昭30年7月1日・一部改正）

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

（昭30年7月1日・全改、昭38規45・一部改正）

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

（昭47規94・昭48規42・一部改正）

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

（昭30年7月1日・昭38規45・昭48規42・昭52規17・平11規90・平1

5規8・平16規86・令4規40・一部改正)

第5章 教育方法等

(昭50規9・全改)

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

(昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平16規86・平24規31・一部改正)

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

(平16規86・追加)

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(平5規64・追加、平6規21・平14規34・一部改正、平16規86・旧第28条の2繰下、平30規54・一部改正)

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

(平16規86・追加、平18規178・令6規15・一部改正)

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(平16規86・追加、令5規1・一部改正)

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(平16規86・追加、平25規90・平30規54・令5規1・一部改正)

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

(平16規86・追加、平18規178・平30規54・一部改正)

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(平16規86・追加)

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(平16規86・追加、平30規54・一部改正)

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平5規64・平12規29・一部改正、平16規86・旧第30条繰上・令5規1・一部改正)

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

(平16規86・追加)

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

(昭47規94・章名追加、昭50規9・全改)

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

(昭30年7月1日・一部改正、昭44規26・昭47規94・全改、昭50規9・平13規158・平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平28規55・平30規54・一部改正)

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

(昭50規9・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平15規8・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の2繰下、昭54規7・平13規158・平14規34・平16規86・平30規54・一部改正)

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、

第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第16条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(昭47規94・追加、昭50規9・旧第31条の3繰下・一部改正、平13規158・平14規34・平16規86・平24規31・平30規54・令3規18・一部改正)

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

- 4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第6章 課程修了及び学位授与

(昭50規9・全改)

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

(昭30年7月1日・昭38規45・昭44規26・一部改正、昭50規9・全改、平2規7・平5規64・平11規90・平12規29・平14規34・平15規8・平16規86・平18規178・平20規66・平24規85・平30規54・令3規18・一部

改正)

第32条の2 修士課程等においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(令3規18・追加)

第33条 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

(昭50規9・平5規64・平18規178・一部改正)

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以上
- 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることができる。

(昭50規9・追加、昭54規7、平2規7、平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平14規34・平16規86・平20規66・平22規32・平24規31・平30規54・一部改正)

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

(昭54規7・追加、平6規21・平8規31・平12規29・平20規66・平24規31・一部改正)

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

(令3規18・追加)

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければな

らない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあっては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

(昭30年1月1日・昭30年7月1日・昭35年12月15日・昭38規45・昭44規26・昭46規21・昭47規39・昭50規9・昭54規7・平5規64・平6規21・平8規31・平12規29・平16規86・平17規170・平20規66・平24規31・平30規54・一部改正)

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

(平16規86・全改)

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(平16規86・追加、令3規18・一部改正)

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

(平16規86・追加)

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

(平16規86・追加、平28規55・令3規18・令4規40・一部改正)

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）
医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科 修士（口腔科学）
薬学研究科 修士（薬科学）
工学研究科 修士（工学）
農学研究科 修士（農学）
国際文化研究科 修士（国際文化）
情報科学研究科 修士（情報科学）
生命科学研究科 修士（生命科学）
環境科学研究科 修士（環境科学）
医工学研究科 修士（医工学）

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）
教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 博士（法学）
経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
理学研究科 博士（理学）
医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）
歯学研究科 博士（歯学）
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）
工学研究科 博士（工学）
農学研究科 博士（農学）
国際文化研究科 博士（国際文化）
情報科学研究科 博士（情報科学）
生命科学研究科 博士（生命科学）
環境科学研究科 博士（環境科学）
医工学研究科 博士（医工学）

- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科 会計修士（専門職）

（昭36年5月23日・一部改正、昭44規26・第37条繰上・一部改正、昭47規39・昭50規9・昭54規7・一部改正、平3規53・全改、平5規64・平6規21・平6規79・平8規31・平13規8・平14規34・平15規8・平16規86・平17規31・平20規66・平22規32・平24規31・平27規65・平30規54・一部改正）

- 第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

（昭31年7月21日・一部改正、昭44規26・追加、昭54規7・平3規53・平16規86・一部改正）

第7章 懲戒

- 第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

(昭38規45・昭48規42・一部改正)

第8章 授業料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限(第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間)に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては5月、第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・全改、昭38規45・昭47規39・昭48規42・昭50規32・昭52規17・一部改正、昭62規13・全改、平3規8・平15規8・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正)

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改)

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月(4月に修了する見込みの者にあっては、4月)に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月(10月に修了する見込みの者にあっては、10月)に納付しなければならない。

(昭30年7月1日・昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭48規42・全改、令3規18・一部改正)

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

(平15規8・追加、平16規86・一部改正)

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(昭32年4月1日・全改)

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(昭31年4月1日・一部改正、昭32年4月1日・昭38規45・昭44規26・昭48規42・全改)

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る

授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

(昭32年4月1日・全改、昭44規26・昭48規42・昭62規13・平3規53・平16規86・平19規33・令3規18・一部改正)

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(昭32年4月1日・追加、昭48規42・一部改正)

第9章 科目等履修生

(昭35年12月15日・追加、平6規21・全改)

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(昭35年12月15日・追加、昭44規26・昭50規9・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(昭35年12月15日・追加、昭48規42・平6規21・一部改正)

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

(昭35年12月15日・追加、平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭41規20・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭35年12月15日・追加、昭38規45・昭47規39・昭50規32・平6規21・平16規86・一部改正)

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

(昭35年12月15日・追加、昭44規26・平6規21・平14規34・平30規54・一部改正)

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭35年12月15日・追加、平6規21・一部改正)

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

(昭47規94・追加、昭50規57・全改)

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、

研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(昭47規94・追加、昭48規42・昭50規9・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・令2規40・令4規40・一部改正)

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

(昭50規57・追加、昭54規7・平2規7・平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

- 2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の12繰下・一部改正、平14規34・平17規170・平22規97・平30規54・一部改正)

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の13繰下・一部改正)

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

(昭47規94・追加、昭50規32・一部改正、昭50規57・旧第44条の14繰下・一部改正、平3規53・全改、平9規5・平10規111・平16規86・平18規123・平28規55・令2規40・一部改正)

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の15繰下・一部改正、平3規53・平6規21・平9規5・平10規111・平16規86・令2規40・一部改正)

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

(昭47規94・追加、昭50規57・旧第44条の16繰下・一部改正)

第10章 外国学生

(昭29年7月1日・追加、昭35年12月15日・旧第9章繰下)

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することができる。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることができる。

(昭29年7月1日・追加、昭30年1月1日・昭33年4月1日・昭44規26・昭48規42・平16規86・平24規85・平30規54・一部改正)

第46条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料(実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。)は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭48規42・追加、昭50規32・昭53規40・昭54規7・平16規86・平20規66・一部改正)

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(平18規123・追加)

第11章 インターネット・スクール

(平16規284・追加)

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

(平16規284・追加)

附 則

この通則は、昭和28年11月16日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年4月27日改正)

この通則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則(昭和29年7月1日改正)

この通則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和30年1月1日改正)

この通則は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日改正)

この通則は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項の規定は、昭和30年度第2期分の徴収猶予から適用する。

附 則(昭和31年4月1日改正)

1 この通則は、昭和31年4月1日から施行する。

2 昭和30年度以前に入学及び編入学した者の授業料については、この通則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(昭和31年7月21日改正)

この通則は、昭和31年7月21日から施行する。

附 則(昭和32年3月26日改正)

この通則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日改正)

この通則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年7月23日改正）

この通則は、昭和33年7月23日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月15日改正）

この通則は、昭和35年10月1日から施行する。ただし、第34条第3項ただし書の改正規定は、昭和36年度の博士課程に進学する者から適用する。

附 則（昭和36年5月23日改正）

この通則は、昭和36年5月23日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年5月15日規第45号改正）

- 1 この通則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この通則施行の際現に在学する大学院学生に係る授業料の額については、この通則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この通則施行の際現に在学する大学院聴講生に係る授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和41年3月15日規第20号改正）

この通則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、改正後の入学検定料の額は、昭和42年度以後に入学、再入学、編入学又は転入学する者から適用する。

附 則（昭和44年3月18日規第26号改正）

この通則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日規第21号改正）

この通則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月18日規第39号改正）

- 1 この通則は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院学生に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において、再入学、編入学又は転入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した大学院学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第39条の規定にかかわらず、27,000円とし、第1学期にあつては9,000円を、第2学期にあつては18,000円を徴収する。
- 5 昭和47年4月1日前から引き続き在学している大学院聴講生に係る授業料の額は、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度において入学した大学院聴講生（昭和47年4月1日前から引き続き在学している者であつて、定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和47年4月1日以後であるものを含む。）から徴収する同年度に係る1単位分の授業料の額は、改正後の第44条の8の規定にかかわらず、第1学期にあつては600円とし、第2学期にあつては1,200円とする。ただし、単位の修得に第1学期及び第2学期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位分の授業料の額は、第1学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額及び第2学期の1単位分の授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。
- 7 昭和47年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、改正後の第19条第1項及び第44条の7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学、再入学、編入学又は転入学に係る入学検定料の額は、改正後の第18条及び第44条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47年10月17日規第94号改正）

この通則は、昭和47年10月17日から施行し、この通則による改正後の第31条の2及び第31条の3中留学に関する部分の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月15日規第42号改正）

この通則は、昭和48年5月15日から施行し、この通則による改正後の第8条第1項の規定は、昭和48年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年3月18日規第9号改正）

- 1 この通則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年3月31日において、現に経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程以外の修士課程又は博士課程に在学する者で、同年4月1日以降も在学するものは、この通則施行後は、それぞれ前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程又は後期3年の課程の学生となった者の従前の規定による修士課程又は博士課程における在学期間は、前期2年の課程又は後期3年の課程における在学期間とみなし、授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則（昭和50年4月1日規第32号改正）

この通則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月21日規第57号改正）

この通則は、昭和50年10月21日から施行する。

附 則（昭和51年4月20日規第36号改正）

- 1 この通則は、昭和51年4月20日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年4月1日前から経済学研究科経営学専攻及び薬学研究科製薬化学専攻の修士課程に在学している者は、この通則適用後は、前期2年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた学位論文の作成等に対する指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた学位論文の作成等に対する指導とみなす。

附 則（昭和52年3月15日規第17号改正）

この通則は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則（昭和53年5月16日規第40号改正）

この通則は、昭和53年5月16日から施行する。

附 則（昭和54年1月16日規第7号改正）

- 1 この通則は、昭和54年1月16日から施行する。
- 2 この通則施行の際現に医学研究科及び歯学研究科の博士課程に在学する者の授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導等の経過措置については、研究科の定めるところによる。

附 則（昭和62年3月17日規第13号改正）

この通則は、昭和62年3月17日から施行する。

附 則（平成2年2月20日規第7号改正）

この通則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月19日規第8号改正）

この通則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則（平成3年7月16日規第53号改正）

この通則は、平成3年7月16日から施行し、改正後の第36条及び第37条の規定は、平成3年7月10日から適用する。

附 則（平成3年9月17日規第59号改正）

この通則は、平成3年9月17日から施行する。

附 則（平成4年6月15日規第48号改正）

この通則は、平成4年6月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年4月1日規第64号改正）

この通則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第21号改正）

1 この通則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成6年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この通則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月20日規第79号改正）

この通則は、平成6年9月20日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規第33号改正）

この通則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規第31号改正）

この通則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月21日規第79号改正）

1 この通則は、平成8年5月21日から施行する。

2 改正後の第19条の2第1項の規定は、平成8年度に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則（平成9年1月21日規第5号改正）

この通則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月21日規第111号改正）

この通則は、平成10年4月21日から施行する。

附 則（平成11年10月19日規第86号改正）

この規程は、平成11年10月19日から施行する。

附 則（平成11年12月21日規第90号改正）

この通則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規第29号改正）

1 この通則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第34条第3項の規定は、平成13年4月1日以後に後期3年の課程に進学及び編入学する者並びに医学履修課程及び歯学履修課程に入学する者から適用する。

（東北大学大学院通則細則の一部改正）

3 東北大学大学院通則細則（昭和29年4月27日制定）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年2月20日規第8号改正）

この通則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の第11条第4号、第12条第3号及び第

15条第3号の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年6月19日規第146号改正）

この通則は、平成13年6月19日から施行する。

附 則（平成13年10月16日規第158号改正）

この通則は、平成13年10月16日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第34号改正）

この通則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第8号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の第19条、第19条の2及び第27条第3号の規定は、平成15年度に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則（平成15年10月14日規第169号改正）

この通則は、平成15年10月14日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第86号改正）

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科の国文学・日本思想史学専攻、日本語学専攻、英文学・英語学専攻、ドイツ文学・ドイツ語学専攻、フランス文学・フランス語学専攻、哲学専攻、実践哲学専攻、社会学専攻、心理学専攻、美学・美術史学専攻、印度学・仏教史学専攻、中国学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻及び西洋史学専攻、医学系研究科の生理学系専攻、病理学系専攻及び社会医学系専攻、工学研究科の材料加工学専攻並びに農学研究科の水産学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 医学系研究科の内科学系専攻並びに農学研究科の畜産学専攻、農芸化学専攻及び食料化学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 医学系研究科の外科学系専攻及び病態科学系専攻並びに薬学研究科の薬学専攻、製薬化学専攻及び分子生命薬学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 教育学研究科の教育学専攻及び教育心理学専攻並びに歯学研究科の歯学基礎系専攻及び歯学臨床系専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 理学研究科の生物学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 7 工学研究科の地球工学専攻及び材料化学専攻並びに農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、資源環境経済学専攻及び環境修復生物工学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 8 法学研究科の総合法制専攻及び公共法政策専攻並びに工学研究科の機械知能工学専攻、機械電子工学専攻、生物工学専攻、金属工学専攻、材料物性学専攻及び材料加工プロセス学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 9 平成11年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学した者に係る授業料の額は、第39条第1項の規定にかかわらず、この通則の施行の日の前日において国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところにより適用されていた授業料の額とする。

附 則（平成16年10月19日規第284号改正）

この通則は、平成16年10月19日から施行し、改正後の第47条の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日規第31号改正）

- 1 この通則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科の経済学専攻、経営学専攻及び現代応用経済科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成16年文部科学省令第15号）による廃止前の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和39年文部省令第11号）の定めるところにより適用されていた額とする。

附 則（平成17年9月26日規第170号改正）

この通則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規第60号改正）

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科のトランスナショナル法政策専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年7月26日規第123号改正）

この通則は、平成18年7月26日から施行し、改正後の第44条の15第1項第2号及び第46条の2の規定は、同日以後に特別聴講学生又は特別研究学生として受入れを許可された者及び外国学生として入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則（平成18年12月22日規第178号改正）

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規第33号改正）

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規第66号改正）

この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第2号及び第9号、第12条第7号並びに第16条第1項第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成21年3月30日規第55号改正）

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規第32号改正）

- 1 この通則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の区分課程の博士課程は、改正後の第3条の2第1項及び第4項並びに別表第1薬学研究科の項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成21年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の前期課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月7日規第97号改正）

この通則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規第40号改正）

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規第31号改正）

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程は、改正後の第2条及び第3条の2第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科の電気・通信工学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成23年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の後期課程に進学又は編入学した者の博士課程の修了要件及び学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第33条の2第1項及び第36条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月25日規第85号改正）

この通則は、平成24年6月25日から施行する。ただし、第45条第3項及び第4項を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規第23号改正）

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日規第90号改正）

この通則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第34号改正）

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第20条第2項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則（平成27年4月10日規第65号改正）

- 1 この通則は、平成27年4月10日から施行し、改正後の第2条第1項、第16条の2第5項、第36条第2項及び別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 国際文化研究科の国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻及び国際文化言語論専攻並びに環境科学研究科の環境科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年3月30日規第55号改正）

- 1 この通則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻及びバイオロボティクス専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年11月22日規第80号改正）

この通則は、平成28年11月22日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第38号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第54号改正）

- 1 この通則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の教育設計評価専攻、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻、教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東レ大学大学院通則（昭和28年11月26日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。
- 4 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規第60号改正）

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻及び人間科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年3月28日規第40号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第18号改正）

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規第40号改正）

- 1 この通則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなく

なる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和5年1月27日規第1号改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第15号改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

（平17規31・平18規60・平20規66・平21規55・平22規32・平23規40・平24規31・平26規34・平27規65・平28規55・平29規38・平30規54・平31規60・令2規40・令4規40・令6規15・一部改正）

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	日文学専攻	人 58	人 42	人 29	人 14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	—	32	—	博士課程
			30		10	
	医療薬学専攻	16		4		博士課程
工学研究科	機械機能創成専	84	30	42	10	博士課程

	攻					
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	33	54	11	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	24	43	8	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	36	49	12	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	33	53	11	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学	70	30	35	10	博士課程

	専攻					
環境科学研究科	先進社会環境学 専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学 専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条、第19条、第39条、第44条の6、第44条の7、第44条の8、第44条の16関係）

（平17規31・一部改正）

区分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門 職専攻の専門職学位課 程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては7,000円、第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

○東北大学大学院通則細則

昭和29年4月27日

制定

東北大学大学院通則細則

第1条 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可は、研究科長の申請により総長が行う。この場合には、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第1条の2 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可の取消しは、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第2条 休学及び復学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条 転学及び退学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条の2 除籍は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条の3 次の各号に掲げる協議は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第3条の4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

(省 略)

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 東北大学院通則の一部を改正する通則(平成 年規第 号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則(昭和29年4月27日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院国際文化研究科規程

第1章 総則

第1条 東北大学大学院国際文化研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法、課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、国際文化研究科長（以下「本研究科長」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ、国際文化研究科教授会（以下「本研究科教授会」という。）の議を経て、特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は、国際的な視野に立って、地域文化、共生社会及び言語に関する学際的かつ総合的な教育研究を行い、グローバル化の進展に対応して国内外で活躍し、国際的なリーダーシップを取り得る専門的知識及び高度な研究能力を有する人材を養成することを目的とする。

第2条 本研究科に国際文化研究専攻を置く。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第3条 通則第11条、第13条、第14条、第15条並びに第16条第1項及び第2項の規定により入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学を志願した者に対する選考方法は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第4条 通則第11条の規定により入学を許可された者が、本研究科に入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第16条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第4条の2 通則第13条の規定により再入学した者並びに通則第16条第1項及び第2項の規定により転科及び転入学した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の一部又は全部の認定は、本研究科教授会の議を経て、研究科長がその都度行う。

第3章 教育方法等

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 前期2年の課程（以下「前期課程」という。）の授業科目の区分は、グローバル展開基盤科目、専門科目及び演習科目とする。

第6条 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 前期課程の授業科目については、必要に応じ、夜間その他特定の時間又は時期に開設することがある。

第7条 本研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、本研究科教授会の議を経て、各学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、指導教員の指導及び助言の下に、毎学年の初めに、その履修しようとする授業科目を、本研究科長に届け出なければならない。

3 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに、研究の題目を本研究科長に届け出なければならない。

第8条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第9条 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあつては他の研究科の前期課程又は学部 of 授業科目を、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）にあつては前期課程、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、本研究科長の許可を得て、他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

3 前二項の場合には、その研究科又は学部の定める手続によらなければならない。

4 第1項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程(令和 年規第 号)に定める授業科目(以下この項において「大学院共通科目」という。))について、前期課程にあつては同規程別表第1に定めるものを、後期課程にあつては同規程別表第1又は別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第10条 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修又は本研究科において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、許可することがある。

第11条 授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験等により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等は、授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、本

研究科教授会の議を経て、本研究科長が定めるところにより他の教員が行う。

- 3 試験等を受けることができる授業科目は、授業を受けた科目に限る。
- 4 試験等の方法は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第12条 授業科目の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

AA 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

- 2 前項による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

- 3 第1項の成績は、公表しないことを原則とする。

第4章 他の大学院等における修学及び留学等

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において、研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第15条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると本研究科教授会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると本研究科教授会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。

- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により、本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、第4条第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 第1項の規定により、本研究科の後期課程において修得したものとみなすことができる単位数は、12単位までとする。

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第5章 課程修了

第18条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、グローバル展開基盤科目の単位数を10単位以上、専門科目の単位数を16単位以上及び演習科目4単位以上の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科教授会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 第9条第1項の規定により履修した授業科目（学部の授業科目を除く。）で教授会の議を経て、本研究科長が認めたものは、前項の専門科目の単位に含めることができるものとし、その単位数は、次項の規定によりグローバル展開基盤科目及び専門科目の単位に含める単位数と合わせて6単位を限度とする。

3 第9条第4項の規定により履修した授業科目で教授会の議を経て、本研究科長が認めたものは、第1項のグローバル展開基盤科目及び専門科目の単位に含めることができるものとし、その単位数は、前項の規定により専門科目の単位に含める単位数と合わせて6単位を限度とする。

4 第16条の規定により本研究科において修得したとみなされた単位は、第1項のグローバル展開基盤科目、専門科目及び演習科目の単位に含めることができる。

第18条の2 前期課程においては、第4条第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第19条 本研究科の博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、本研究科の後期課程の授業科目の単位数を12単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科教授会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

第20条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、グローバル展開基盤科目、専門科目及び演習科目の単位数を合わせて、20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 3月又は9月に修了予定の者で、修士論文の審査を受けようとするものは、それぞれ指定する期日までに、その論文の題目を指導教員の承認を得て本研究科長に届け出なければならない。ただし、休学のため、当該期日までにその論文の題目を届け出ることができなかった者は、復学した後に届け出ることができる。

3 修士論文は、指定の期間内に本研究科長に提出しなければならない。指定期間経過後に提出したときは、その学期内に審査を行わない。

4 第18条第1項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文の提出については、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第21条 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、授業科目の単位数を6単位以上修得し、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 3月又は9月に修了予定の者で、博士論文の審査を受けようとするものは、それぞれ指定する期日までに、その論文の題目を指導教員の承認を得て本研究科長に届け出なければならない。ただし、休学のため、当該期日までにその論文の題目を届け出ることができなかった者は、復学した後に届け出ることができる。

3 博士論文は、指定の期間内に本研究科長に提出しなければならない。指定期間経過後に提出したときは、その学期内に審査を行わない。

4 第19条ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第22条 最終試験は、前期課程にあつては、同課程を修了するのに必要な単位の全部を修得し、かつ、修士論文を提出した者に対して行い、後期課程にあつては、同課程を修了するのに必要な単位の全部を修得し、かつ、博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある専攻分野について口頭試問によって行う。

第23条 その年の3月又は9月に前期課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、本研究科教授会の議を経て、研究科長が必要と認めた場合に限り、学位論文の追審査又は最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験を受けようとする者は、所定の期日までに、本研究科長に願い出なければならない。

3 第1項の追審査及び追試験の時期は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

4 第1項の追審査及び追試験には、それぞれ第20条及び前条の規定を準用する。

第24条 学位論文及び最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

第25条 課程修了の認定は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

第26条 本研究科の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。

第27条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があ

ると認められた者とする。

第28条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに、本研究科長に願出しなければならない。

第29条 科目等履修生として入学を志願した者に対する選考方法は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

第30条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願出たときは、2年を超えない期間に限り、許可することがある。

第31条 科目等履修生は、履修した授業科目につき所定の試験等を受けて、単位を修得することができる。

第32条 科目等履修生が、修得した単位又は履修した授業科目について証明を願出たときは、本研究科長の証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第33条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第34条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第35条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則 (平成27年4月10日規第66号改正)

- 1 この規程は、平成27年4月10日から施行し、改正後の東北大学大学院国際文化研究科規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年度以前に入学、進学、編入学した者の転専攻、履修方法及び課程修了については、改正後の第2条、第3条、第4条の2、第5条第2項、第9条、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(省 略)

東北大学大学院国際文化研究科履修内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東北大学大学院国際文化研究科規程(平成 5 年規第 128 号。以下「規程」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、東北大学大学院国際文化研究科(以下「本研究科」という。)において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 2 条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)にあっては別表第 1 に、後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)にあっては別表第 2 による。

2 前項の規定にかかわらず、本研究科の教授会の議を経て、研究科長が認めた場合は、別に授業科目、単位数及び履修方法を定めることがある。

附 則

1 この内規は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目、単位数及び履修方法とする。

(省 略)

附 則(令和 7 年 2 月 26 日改正)

1 この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(前期課程)

専攻	系	専攻分野	グローバル展開基盤科目				専門科目		演習科目	
			専攻共通科目		系共通科目		授業科目	単位数	授業科目	単位数
			授業科目	単位数	授業科目	単位数				
国際文化研究専攻	地域文化研究系	ヨーロッパ・アメリカ研究	研究のための倫理（日本語）	2	異文化理解基礎論	2	ヨーロッパ政治社会論Ⅰ	2	ヨーロッパ・アメリカ研究総合演習 A	2
			研究のための倫理（英語）	2	地域研究のためのフィールドワーク	2	ヨーロッパ政治社会論Ⅱ	2	ヨーロッパ・アメリカ研究総合演習 B	2
			研究のための日本語スキル	2			言語芸術論Ⅰ	2		
			研究のための英語スキル	2			言語芸術論Ⅱ	2		
			統計学入門（日本語）	2			表象文化論Ⅰ	2		
			統計学入門（英語）	2			表象文化論Ⅱ	2		
							アメリカ政治社会論Ⅰ	2		
							アメリカ政治社会論Ⅱ	2		
							ラテンアメリカ社会文化論Ⅰ	2		
							ラテンアメリカ社会文化論Ⅱ	2		
		アジア・アフリカ研究					アメリカ文芸論Ⅰ	2		
							アメリカ文芸論Ⅱ	2		
							アメリカ文化形成論Ⅰ	2		
							アメリカ文化形成論Ⅱ	2		
							ヨーロッパ歴史文化論Ⅰ	2		
							ヨーロッパ歴史文化論Ⅱ	2		
							アジア社会文化論Ⅰ	2	アジア・アフリカ研究総合演習 A	2
							アジア社会文化論Ⅱ	2	アジア・アフリカ研究総合演習 B	2
							アジア思想文化論Ⅰ	2		
							アジア思想文化論Ⅱ	2		
							東アジア社会構造論Ⅰ	2		
							東アジア社会構造論Ⅱ	2		
							アジア・アフリカ世界システム論Ⅰ	2		
							アジア・アフリカ世界システム論Ⅱ	2		
							中東・アフリカ社会構造論Ⅰ	2		
							中東・アフリカ社会構造論Ⅱ	2		
							中東・アフリカ社会文化論Ⅰ	2		
							中東・アフリカ社会文化論Ⅱ	2		

国際文化研究専攻	地域文化研究系	現代日本メディア・ジェンダー研究				日本文化基層論Ⅰ	2	現代日本メディア	2
						日本文化基層論Ⅱ	2	ア・ジェンダー研	
						現代日本社会論Ⅰ	2	究総合演習 A	
						現代日本社会論Ⅱ	2	現代日本メディア	2
						比較社会文化論Ⅰ	2	ア・ジェンダー研	
						比較社会文化論Ⅱ	2	究総合演習 B	
						比較文化形成論Ⅰ	2	日本宗教・思想史	2
						比較文化形成論Ⅱ	2	研究総合演習 A	
						近代日本思想論Ⅰ	2	日本宗教・思想史	2
						近代日本思想論Ⅱ	2	研究総合演習 B	
						日本宗教史Ⅰ	2		
						日本宗教史Ⅱ	2		
	グローバル共生社会研究系	国際政治経済論		国際政治経済論	2	欧米国際関係史Ⅰ	2	国際政治経済論総合演習 A	2
				調査方法論（英語）	2	欧米国際関係史Ⅱ	2		
				共生社会論	2	東アジア国際関係論Ⅰ	2	国際政治経済論総合演習 B	2
				* ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス	2	東アジア国際関係論Ⅱ	2		
				* 巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス	2	国際社会論Ⅰ	2		
					国際社会論Ⅱ	2			
				* 水循環システム論	2	グローバル・ガバナンス論Ⅰ	2		
				* 防災システム論	2	グローバル・ガバナンス論Ⅱ	2		
				* 国際開発学	2	資源循環型環境システム論Ⅰ	2		
				* 食料経済学	2	資源循環型環境システム論Ⅱ	2		
				* 国際資源エネルギー戦略論	2	プロジェクトリスクマネジメントⅡ	2		
				* 環境とエネルギーの安全保障問題	2	地域の計画と開発Ⅰ	2		
			地域の計画と開発Ⅱ	2					
			国際経済政策論Ⅰ	2					
			国際経済政策論Ⅱ	2					
			法と国際問題	2					
	国際環境資源政策論		環境共生行動論Ⅰ	2	国際環境資源政策論総合演習 A	2			
		環境共生行動論Ⅱ	2						
		環境資源経済論Ⅰ	2	国際環境資源政策論総合演習 B	2				
		環境資源経済論Ⅱ	2						
		持続可能型開発論Ⅰ	2						
		持続可能型開発論Ⅱ	2						
		環境政策論Ⅰ	2						
		環境政策論Ⅱ	2						
		環境教育論Ⅰ	2						
		環境教育論Ⅱ	2						
		プロジェクトリスクマネジメントⅠ	2						
		国際協力論	2						

国際文化研究専攻	グローバル共生社会研究系	多文化共生論				多元文化構造論Ⅰ 多元文化構造論Ⅱ 多元文化動態論Ⅰ 多元文化動態論Ⅱ 多文化共生思想論Ⅰ 多文化共生思想論Ⅱ 多文化社会形成論Ⅰ 多文化社会形成論Ⅱ 多文化比較思想論Ⅰ 多文化比較思想論Ⅱ 多文化交流史Ⅰ 多文化交流史Ⅱ 多民族社会論Ⅰ 多民族社会論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	多文化共生論総合 演習 A 多文化共生論総合 演習 B	2 2
	言語総合研究系	言語科学研究		言語研究法 言語科学概論（英語） 言語科学概論（日本語）	2 2 2	生成統語論Ⅰ 生成統語論Ⅱ 認知言語学Ⅰ 認知言語学Ⅱ 言語文化論Ⅰ 言語文化論Ⅱ 語用論Ⅰ 語用論Ⅱ 言語認知科学論Ⅰ 言語認知科学論Ⅱ 心理言語学Ⅰ 心理言語学Ⅱ 日本語史Ⅰ 日本語史Ⅱ コーパス言語学Ⅰ コーパス言語学Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	言語科学研究総合 演習 A 言語科学研究総合 演習 B	2 2
		応用言語研究				第二言語音声習得論Ⅰ 第二言語音声習得論Ⅱ 対照言語学Ⅰ 対照言語学Ⅱ 言語データ解析論Ⅰ 言語データ解析論Ⅱ 第二言語習得論Ⅰ 第二言語習得論Ⅱ 第二言語語彙習得論Ⅰ 第二言語語彙習得論Ⅱ 第二言語教授法Ⅰ 第二言語教授法Ⅱ 神経言語学Ⅰ 神経言語学Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	応用言語研究総合 演習 A 応用言語研究総合 演習 B	2 2

備考

授業科目の履修方法

グローバル展開基盤科目

グローバル展開基盤科目のうち、専攻共通科目から 4 単位以上(「研究のための倫理」(必修)を含む)及び系共通科目から 6 単位以上を選択履修すること。

*印の授業科目は、「グローバルガバナンスと持続可能な開発プログラム」在籍の学生及び SDGs 学修認定証を希望する学生専用のものとする。ただし、SDGs 学修認定証を希望する学生がこれらの科目を履修しても、修了要件の科目とはみなさない。

専門科目

専門科目から、16 単位以上を選択履修すること。

演習科目

所属する専攻分野の総合演習 4 単位を履修すること。

ただし、本研究科教務委員会が認めた場合は、大学院共通科目及び他の研究科の授業科目を、6 単位を限度にグローバル展開基盤科目及び専門科目の単位に含めることができる。

別表第2(後期課程)

専攻	系	専攻分野	授業科目	単位数
国際文化研究専攻	地域文化研究系	ヨーロッパ・アメリカ研究	ヨーロッパ・アメリカ研究特別演習A	2
			ヨーロッパ・アメリカ研究特別演習B	2
			ヨーロッパ・アメリカ研究特別研究A	2
			ヨーロッパ・アメリカ研究特別研究B	2
			ヨーロッパ・アメリカ研究特別講義A	2
			ヨーロッパ・アメリカ研究特別講義B	2
		アジア・アフリカ研究	アジア・アフリカ研究特別演習A	2
			アジア・アフリカ研究特別演習B	2
			アジア・アフリカ研究特別研究A	2
			アジア・アフリカ研究特別研究B	2
			アジア・アフリカ研究特別講義A	2
			アジア・アフリカ研究特別講義B	2
		現代日本メディア・ジェンダー研究	現代日本メディア・ジェンダー研究特別演習A	2
			現代日本メディア・ジェンダー研究特別演習B	2
			現代日本メディア・ジェンダー研究特別研究A	2
			現代日本メディア・ジェンダー研究特別研究B	2
			現代日本メディア・ジェンダー研究特別講義A	2
			現代日本メディア・ジェンダー研究特別講義B	2
		日本宗教・思想史研究	日本宗教・思想史研究特別演習A	2
			日本宗教・思想史研究特別演習B	2
			日本宗教・思想史研究特別研究A	2
			日本宗教・思想史研究特別研究B	2
			日本宗教・思想史研究特別講義A	2
			日本宗教・思想史研究特別講義B	2
	グローバル共生社会研究系	国際政治経済論	国際政治経済論特別演習A	2
			国際政治経済論特別演習B	2
			国際政治経済論特別研究A	2
			国際政治経済論特別研究B	2
			国際政治経済学特別講義A	2
			国際政治経済学特別講義B	2
		国際環境資源政策論	国際環境資源政策論特別演習A	2
			国際環境資源政策論特別演習B	2
			国際環境資源政策論特別研究A	2
			国際環境資源政策論特別研究B	2
			環境資源政策論特別講義A	2
			環境資源政策論特別講義B	2
		多文化共生論	多文化共生論特別演習A	2
			多文化共生論特別演習B	2
			多文化共生論特別研究A	2
			多文化共生論特別研究B	2
			多文化共生論特別講義A	2
			多文化共生論特別講義B	2

	言語総合研究系	言語科学研究	言語科学研究特別演習A	2
			言語科学研究特別演習B	2
			言語科学研究特別研究A	2
			言語科学研究特別研究B	2
			言語科学研究特別講義A	2
			言語科学研究特別講義B	2
		応用言語研究	応用言語研究特別演習A	2
			応用言語研究特別演習B	2
			応用言語研究特別研究A	2
			応用言語研究特別研究B	2
			応用言語研究特別講義A	2
			応用言語研究特別講義B	2

備考

授業科目の履修方法

所属する専攻分野の授業科目の特別演習 4 単位、特別研究 4 単位及び特別講義 4 単位を履修すること。

○「日本学国際共同大学院プログラム」の履修方法等に関する申合せ

制定 平成30年 3月14日 教授会

1. この申合せは、東北大学大学院国際文化研究科規程（平成5年規第128号）第6条第1項の規定に基づき、「日本学国際共同大学院プログラム」の履修科目、単位数及び履修方法等について定めるものである。

《博士課程前期2年の課程（前期課程）》

2. 博士課程前期2年の課程（前期課程）を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、別表1により、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士資格第一次審査、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

《博士課程後期3年の課程（後期課程）》

3. 博士課程後期3年の課程（後期課程）を修了しようとする者は、同課程に3年以上在学し、別表2により合計20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士資格第二次審査、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表1

科目群			授業科目		必修	選択必修	備考
国際 共同 大学 院 ブ ロ グ ラ ム	基盤科目		日本学メソドロジー-基盤A	2			Aは前期2年の課程1年次、Bは同課程2年次に履修すること。基盤科目は本研究科のグローバル展開基盤科目として認定する
			日本学メソドロジー-基盤B	2			
	日本学学域 基盤科目	表象基盤科目	*		2		プログラムにおいて指定される自分の学域の外から、4単位を選択して履修すること。日本学学域基盤科目は本研究科の専門科目として認定する
		共感基盤科目	*		2		
		資本基盤科目	*		2		
	コミュニケーション科目		日本学研究のための英語・日本語演習	2			コミュニケーション科目は本研究科の専門科目として認定する。
海外連携教育科目		日本学特別講義	2			海外連携教育科目は本研究科の演習科目として認定する。	
グローバル展開基盤科目				6		研究科内で開講する授業科目から20単位修得すること。	
専門科目				10			
演習科目				4			

- ※ 1. 授業科目欄の“*”について、具体的な授業科目名は別に定める。
2. 前期2年の課程1年次から、日本学ワークショップに毎年参加すること。

別表 2

科目群			授業科目	必修	選択 必修	備考
国際 共同 大学 院 ブ ロ グ ラ ム	実践科目		日本学メソドロジー実践	2		
	日本学学域実践 科目	表象実践科目	*		2	プログラムにおいて指定 される自分の学域の外か ら、4単位を選択して履修 すること。
		共感実践科目	*		2	
		資本実践科目	*		2	
	コミュニケーション科目		日本学研究のための英 語・日本語演習	2		
	海外研修科目		日本学国際研修	4		海外提携大学への半年以 上の研修
海外連携教育科目		日本学特別講義	2			
特別演習				2		研究科内で開講する授業 科目から6単位修得する こと。
特別研究				2		
特別講義				2		

- ※ 1. 授業科目欄の “*”について、具体的な授業科目名は別に定める。
2. 日本学ワークショップ及び日本学公募型カンファレンスに毎年参加すること。

附 則

この申合せは、平成30年6月27日から施行する。

制定 令和4年1月21日 教授会

1 国際文化研究科授業科目の成績評価区分は、次の表のとおりとする。

成績評価 区分	点数	評価
AA	90点 ～ 100点	合格
A	80点 ～ 89点	合格
B	70点 ～ 79点	合格
C	60点 ～ 69点	合格
D	59点以下	不合格

2 成績評価に対する問い合わせについては、以下のとおりとする。

- (1) 成績評価に対し、当該教員へ問い合わせ（疑問・質問等を含む）をしたい学生は、第1学期に履修した科目については9月下旬から9月末日まで、第2学期に履修した科目については2月下旬から2月末日までに、教務係に備え付けの所定の用紙（成績評価問い合わせ書）に必要事項を記入のうえ教務係へ申し出ることにより、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

なお、集中講義の成績評価に対して問い合わせを行う場合は、その都度教務係に確認する。

- (2) 教務係は、「成績評価問い合わせ書」にしたがい、当該教員へ連絡する。
- (3) 教務係からの連絡を受けた当該教員は、学生に問い合わせ内容について説明する。
- (4) 上記（3）の対応結果を当該教員から教務係へ連絡する。

3 成績評価異議申し立てに対する対応は、以下のとおりとする。

- (1) 成績評価に対し、不服がある学生は、第1学期に履修した科目については9月下旬から9月末日まで、第2学期に履修した科目については2月下旬から2月末日までに、教務係に異議申し立てを行うことができる。
- (2) 教務係で受け付けた申し立てについて、教務委員会が審査する。
- (3) 教務委員会が学生から意見を聴取したうえで、当該教員と協議する。
- (4) (3)の結果を元に、教務委員会で審査を行い、審査結果を教務係へ連絡する。
- (5) 教務係から学生へ審査結果を通知する。

附則

- 1 この申合せは、令和4年1月21日から施行する。

○東北大学大学院共通科目規程

令和4年3月29日

規第41号

改正 令和5年1月27日規第2号

令和6年1月30日規第16号

令和7年1月23日規第3号

東北大学大学院共通科目規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）

第30条の規定に基づき、大学院共通科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 東北大学大学院は、通則第28条第1項及び第2項の授業科目として、大学院共通科目を開設する。

(授業科目及び単位数)

第3条 大学院共通科目の授業科目、単位数等は、修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程にあつては別表第1のとおりとし、後期3年の課程、医学を履修する課程、歯学を履修する課程及び薬学を履修する課程にあつては別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 大学院共通科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実習は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長に届け出なければならない。

(試験等)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験等を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験等及び再試験等)

第7条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかった者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験等を行うことがある。

- 2 不合格となった授業科目については、再試験等を行わない。

(成績区分)

第8条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

AA 成績が特に優秀であるもの

- A 成績が優秀であるもの
- B 成績が良好であるもの
- C 成績が可であるもの
- D 成績が不可であるもの

- 2 前項による評価 AA、A、B 及び C は合格とし、評価 D は不合格とする。
- 3 第 4 条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の授業科目の成績は、D の区分とみなす。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 2 7 日規第 2 号改正)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 1 月 3 0 日規第 1 6 号改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 月 2 3 日規第 3 号改正)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナーⅠ	30	2	
知的財産セミナーⅡ	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教員のための ICT 活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
AI・XR で拓くグローバル・コミュニケーション	30	2	

AI・XR グローバル PBL	30	2	
異文化交流演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
修士インターンシップ・キャリア実習 A	30～45	1	
修士インターンシップ・キャリア実習 B	60～90	2	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI 応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別講義 C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
融合領域研究合同講義	30	2	

別表第 2

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナーⅠ	30	2	
知的財産セミナーⅡ	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
カーボンニュートラル基礎論	30	2	
カーボンニュートラル特論	30	2	
大学教授法開発論	30	2	
大学教員のための ICT 活用演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演	30	2	

習			
異文化交流演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
英語によるプレゼンテーション演習	30	2	
AI 応用学習方法論演習	30	2	
科学リテラシー養成基礎	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別講義 C	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
学際研究特別講義 I	15	1	
学際研究特別講義 II	15	1	
学際研究特別研修 I	15	1	
学際研究特別研修 II	15	1	
学際研究特別研修 III	15	1	
学際研究特別研修 IV	15	1	
学際フロンティア特別研修	15	1	
博士リテラシーの基礎	30	2	
博士インターンシップ研修	30～45	1	
	60～90	2	

○学位規則

(昭和二十八年四月一日)

(文部省令第九号)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

学位規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 大学が行う学位授与(第二条―第五条の三)

第三章 短期大学が行う学位授与(第五条の四)

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与(第六条・第七条)

第五章 雑則(第八条―第十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位の授与に係る審査への協力)

第五条 前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の二 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位	修士(専門職)
専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第四百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章 短期大学が行う学位授与

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第四百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第四百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者
- 二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高部等を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二(法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第四百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第七条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章 雑則

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第十二条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(省 略)

附 則 (平成二八年三月三〇日文部科学省令第一〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式〔略〕

○東北大学学位規程

昭和30年1月1日

制定

東北大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)及び東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士(農学)

国際文化研究科 修士(国際文化)

情報科学研究科 修士(情報科学)

生命科学研究科 修士(生命科学)

環境科学研究科 修士(環境科学)

医工学研究科 修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

（専門職学位の学位授与の要件）

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員(国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則(平成21年規則第26号)第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員(同規則第6条第2項に定める者をいう。))を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱すること

ができる。

- 3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

- 2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

- 2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程(大正10年4月4日制定)は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年

3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）までは、なお、効力を有する。

（省 略）

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規定による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により教育情報学部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式（省 略）

修士論文に関する申合せ

制定 平成10年 3月 5日 教授会

改正 令和6年11月13日 教授会

I 修士論文の要件

修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修得し、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを証示するに足るものであること。

II 修士論文の提出資格

- 1 修士論文は、本研究科前期2年の課程に1年以上（国際文化研究科規程第18条の2の規定により在学したものとみなす期間を除く。）在学し、国際文化研究科履修内規第2条第1項による必要の授業科目20単位以上を修得し、かつ、必要の履修指導、研究活動指導及び論文作成指導（以下「研究指導」という。）を受けた者でなければ提出することができない。
- 2 国際文化研究科規程第18条ただし書の規定に基づき在学期間の短縮による課程修了を目指して修士論文を提出しようとする者は、あらかじめ教務委員会の議を経て、研究科長から、その者のこれまでの研究業績が優れていることの認定を受けなければならない。

III 研究指導

1 研究指導体制

- (1) 各学生に、主指導教員1人及び副指導教員1人以上を定める。

主指導教員は、本研究科教授会構成員の教授、准教授又は講師から定める。

副指導教員は、本研究科教授会構成員の教授、准教授又は講師から定める。

主指導教員は、研究指導を行うものとする。

副指導教員は、主指導教員の研究指導を補佐するものとする。

履修指導とは、課程修了に必要な授業科目を適切に履修するように指導することとする。

研究活動指導とは、研究題目に沿った研究のための支援及びそれに必要な教育指導とする。

なお、研究活動の指導には、論文題目設定のための調査・研究活動の指導、学会発表、学会誌への論文投稿の指導及び学会活動の支援等を含めるものとする。

論文作成指導とは、学位論文完成のために必要な具体的な執筆指導であり、おおむね論文題目の届け出時から、論文完成時までの実践的指導をいう。

- (2) 指導教員が決定するまでの間の研究指導を行うため、各学生に、アドバイザー1人を定める。アドバイザーは、講座代表者（東北大学大学院国際文化研究科教授会運営内規第18条第3項による。以下同じ。）が、本研究科教授会構成員の教授又は准教授の中から候補者を推薦書（別記様式 修-Ⅲ-1-(2)）により推薦し、教務委員会において定める。

アドバイザーは、3月の教務委員会で決定し、4月の新入生オリエンテーション時に発表する。

2 研究指導の方式

- (1) 研究指導は、次の方式により行う。

①教員の間での研究交流や意見交換をベースに、学生の研究題目に即した個別具体的指導

②総合演習における講座教員チームによる総合的指導

③各種の研究・論文関連発表会における本研究科教員全員による全体的指導

- (2) 必要と認められる場合は、学内の他の研究科等又は他の大学院、研究所等に研究指導の一部を委託することができる。その場合、教務委員会の承認を得るものとする。

3 研究指導の日程

- (1) 講座代表者の推薦に基づき、第1年次入学前の3月の教務委員会で、アドバイザーを決定する。

- (2) 第1年次学生には、アドバイザーの指導のもと、指導教員予定者全員の承認を得て、6月末日までに「研究題目届」（別記様式 修-Ⅲ-3-(2)-①）を提出させる。

主指導教員予定者は、第1年次学生と協議の上、研究指導計画を策定し、6月末日までに「研究指導計画書」（教務委員会が別に定める様式）によって学生に明示する。

なお、研究指導計画は毎年策定するものとし、2年次以降は、主指導教員が5月末日までに「研究指導計画書」によって学生に明示することとする。

なお、学生が在学中に研究題目を変更する場合には、「研究題目変更届」（別記様式 修-Ⅲ-3-(2)-②）を指導教員全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会で承認を得なければならない。

また、研究題目変更に伴う指導教員の変更がある場合には、併せて次項の手続きを取らなければならない。

- (3) 7月の教務委員会で、研究題目、主指導教員及び副指導教員を決定する。

なお、学生が在学中に指導教員を変更する場合には、主指導教員若しくは主指導教員予定者が、「指導教員変更届」（別記様式 修-Ⅲ-3-(3)）を新たに指導教員となる者全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会で承認を得なければならない。

- (4) 第1年次の7月下旬に研究題目発表会を行う。

日本語による口頭発表を行う。（1人10分、質疑応答5分併せて15分）

レジュメには、日本語を用いる。（A4判2頁とし、所定様式（別記様式 修-Ⅲ-3-(4)）によるものとする。）

- (5) 第1年次学生は1月末日までに「修士論文作成計画書」（教務委員会が別に定める様式）を指導教員に提出する。

- (6) 第2年次学生でその学年末に修了しようとする者は、6月末日までに「修士論文仮題目届」

（別記様式 修-Ⅲ-3-(6)-①）を提出する。この届に基づき、修士論文仮題目を7月の教務委員会で決定する。

11月末日までに「修士論文題目届」（別記様式 修-Ⅲ-3-(6)-②）を提出し、12月の教務委員会で承認する。

この承認を受けた者について、Ⅳ以下の手続きが進行する。

- (7) 第2年次の7月に修士論文構想発表会を行う。

日本語による口頭発表を行う。（1人10分、質疑応答5分併せて15分）

レジュメには、日本語を用いる。（A4判2頁とし、所定様式（別記様式 修-Ⅲ-3-(4)）によるものとする。）

- (8) 修業年限短縮により修了しようとする者について

翌年3月に修了しようとする者は6月末日までに、翌年9月に修了しようとする者は12月末日までに「修士論文仮題目届」（別記様式 修-Ⅲ-3-(6)-①）及び「研究業績認定書」

(別記様式 修－Ⅲ－3－(8))を研究科長に提出する。

教務委員会において修業年限短縮による適用が承認された後、修士論文仮題目を決定する。修士論文構想発表会は、翌年3月に修了しようとする者は7月に、翌年9月に修了しようとする者は1月に行う。

論文提出等については、通常の日程を準用する。

(9) 第2年次学生で翌年9月に修了しようとする者は、翌年5月末日までに「修士論文題目届」

(別記様式 修－Ⅲ－3－(6)－②)を提出する。この届に基づき、修士論文題目を教務委員会で決定する。この承認を受けた者について、Ⅳ以下の手続きが進行する。

(10) 長期履修学生は以上の研究指導の日程のうち(1)～(4)の第1年次分を入学後初年度に、(5)を在学第1～3年度まで毎年度、(6)～(9)の第2年次分を在学最終年度に行う。

Ⅳ 修士論文の提出

1 論文提出期限は、3月に修了する場合は1月9日、9月に修了する場合は6月末日とし、当該年度の前年に定める。

2 修士論文は本研究科長に提出するが、その受付は教務係で行う。提出に際し必要な書類は次のとおりとする。

(1) 修士論文

正本（製本）……1部（研究科保存）

副本（仮製本）… 論文審査委員数部

修士論文に用いる言語は、日本語を原則とする。ただし、指導教員の許可があれば、そのほかの言語でもよい。

論文は単著とする。ただし、次の2つの条件を満たす場合に限り、既発表の共著論文を学位論文の一部として用いることが認められることがある。この場合、共著者全員の同意書（別記様式 修－Ⅳ－2－(1)）を提出するものとする。

①論文提出者が主として研究を行い、当該論文を作成したものであること。

②論文提出者以外の共著者が、当該論文を学位論文として学位授与申請に使用しないものであること。

(2) 論文内容要旨（A4判縦長・横書）4頁以内…正本、副本に添付すること。

3 修士論文提出後、審査の過程で指摘された誤りのうち、文字の誤記や脱字、差別用語等にかかわる不適切な表現の修正に限り、正誤表を作成して論文末尾に追加できるものとする。なお、正誤表の内容は、それが許容された範囲のものであることを主査が確認しなければならない。

Ⅴ 論文審査委員の選出

1 審査委員は、本研究科の教授、准教授又は講師の中から2人を含む3人以上（教授又は准教授のうち1人を主査とする。）とし、講座代表者が推薦書（別記様式 修－Ⅴ－1）により推薦し、教務委員会で決定する。

なお、やむを得ない場合は、本研究科の教授1人を含む2人としてすることができる。

また、審査委員は、論文提出者の講座の教員に限らず、論文題目にかかわる隣接講座の教員を含めて選出することが望ましい。

2 教務委員会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び最終試験」の委員に委嘱することができる。

3 教務委員会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。

4 「論文審査及び最終試験委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、講座代表者は、当該者の履歴書（学歴・職歴）及び業績表（著書又は論文3点程度）を提出して、教務委員会の承認を得なければならない。

なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申合せ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

VI 学位に付記する専攻分野の名称

授与する学位に付記する専攻分野の名称は、修士（国際文化）とする。ただし、審査委員会が特に必要と認めたときは、学位に付記する専攻分野の名称を修士（学術）とすることがある。この場合、審査委員会（主査）は、その理由を明記した申立書を、教務委員会が別に定める様式にとりまとめ、1月に論文を提出した者に対しては原則として2月20日までに、6月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。

VII 最終試験、修士論文発表会及び論文審査報告書

1 最終試験

(1) 1月に論文を提出した者に対しては1月に、また6月に提出した者に対しては7月に最終試験を行う。

(2) 最終試験の日程及び場所は、主査が決定する。

(3) 最終試験は、提出された論文に関する口頭試問とする。

2 修士論文発表会

1月に最終試験を受けた者に対しては、1月に修士論文発表会を行う。

7月に最終試験を受けた者に対しては、7月に修士論文発表会を行う。

日本語による口頭発表を行う。（1人10分、質疑応答5分併せて15分）

レジュメには、日本語を用いる。（A4判2頁とし、所定様式（別記様式 修一Ⅲ－3－(4)）によるものとする。

3 論文審査等報告

審査委員会の主査は、論文審査、最終試験及び修士論文発表会の結果を「論文審査及び最終試験成績報告書」（別記様式 修一Ⅶ－3）にとりまとめ、1月に論文を提出した者に対しては2月20日までに、6月に論文を提出した者に対しては8月20日までに研究科長に提出するものとする。

VIII 議 決

1 議決を行う時期

1月に論文を提出した者については3月の教授会で、また6月に論文を提出した者については、9月の教授会で学位授与の可否に関する議決を行う。

2 審査結果の報告

教授会での学位授与審議においては、議決に先立ち、教務委員長が報告するものとする。

3 議 決

教授会での学位の授与を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

議決は、挙手により行う。

IX 追試験について

- 1 修了予定の者で、病気その他やむを得ない理由により最終試験を受けることができなかった者は、研究科長に修士論文追審査及び追試験願（別記様式 修－IX－1）を提出することができる。
追試験の実施の決定は教務委員会が行う。
- 2 追試験が認められた者の「最終試験」、「修士論文発表会」及び「論文審査及び最終試験報告書」（別記様式 修－VII－3）については、通常の場合を準用する。
- 3 追審査及び追試験合格者の修了時期は、3月又は9月とする。

X 論文の取り下げについて

- 1 論文提出者が論文を取り下げる場合は、研究科長に修士論文取り下げ願（別記様式 修－X－1）を提出しなければならない。
- 2 「論文審査及び最終試験成績報告書」の提出以後は、取り下げを願い出ることはできない。

附 則

- 1 改正後の申し合わせは、平成15年2月28日から施行する。
- 2 「学位（修士・博士）論文審査委員等を研究科外の教員等に委嘱する場合の手続きに関する申し合わせ」（平成9年10月24日教授会制定）は廃止する。

（省 略）

附 則

この申合せは、令和6年11月13日から施行する。

国際文化研究科長 殿

専攻	
講座・コース	
講座・コース 代表者氏名	

博士課程前期2年の課程入学予定者のアドバイザーの推薦について

このことについて、下記のとおり推薦します。

入学予定者		アドバイザー候補者	
受験番号	氏名	所属講座	氏名

記

国際文化研究科長 殿
To Dean, Graduate School of International Cultural Studies

学籍番号 Student ID Number	
専攻 (講座・コース) Division (Department)	専攻 ()
ふりがな 氏 名 Name	

研究題目届 (博士課程前期2年の課程)
“Research Title” Form (Master’s Program)

研究題目を下記のとおり届出いたします。

記

研究題目 Research Title	
—副題— Subtitle	

主指導教員 (Supervisor)	氏名
副指導教員 (Sub-Supervisor)	氏名
副指導教員 (Sub-Supervisor)	氏名
副指導教員 (Sub-Supervisor)	氏名
副指導教員 (Sub-Supervisor)	氏名

(記入上の注意)

- 1. 各欄には氏名のみを記入し、主指導教員、副指導教員に氏名を併せて記入してください。
- 2. 日本国の研究題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終りに「(左角ヘイフツツのダシシム)」を付けてください。
- 3. 英語の研究題目に副題を付ける場合は、主題の後に「(コロン)」を付け、副題には何も付ける必要はありません。

新主指導教員 氏 名

指導教員変更届(博士課程前期2年の課程)

指導教員を下記のとおり変更しましたので、届出いたします。

学籍番号	専攻 ()		年 月 日
氏 名	事務担当 記入欄	新指導教員 指導開始日	

[illegible]

	主指導教員 氏名	加田博教員 氏名	旧
	指導教員 氏名	加田博教員 氏名	
	指導教員 氏名	加田博教員 氏名	
	指導教員 氏名	加田博教員 氏名	

記入上の注意)

Date: 年 月 日

國際文化研究科長 殿

To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名 Supervisor	
-----------------------	--

登録番号 Student Number			
専攻 (講座・コース) Division (Department)	専攻 ()		
ふりがな Name			

研究題目變更届(博士課程前期2年の課程)
“Research Title Change” Form (Master's Program)

研究題目を下記のとおり変更しましたので、届出いたします。

記

新
New
Title

研究論文
Research Article

一題兩用
Subtitle

田	研究題目 Research Title
0.0 Title	— 標題 — Subtitle

(記入上の注意)

1. 各欄は学生が記入し、主指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
2. 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一（半角ハイフン2つのダッシュ）を付けてください。
3. 英語の題目に副題を付ける場合はは（コロン）を付け、副題には何もつける必要はありません。

国際文化研究科長 殿

To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名

Supervisor

学籍番号
Student ID
Number

専攻（講座・コース）
Department

氏 名
Name

専攻（ ）

修士論文題目届

“Master’s Thesis Title Registration” Form

修士論文題目を下記のとおり届出いたします。

記

修士論文 題 目 Master's Thesis Title	英 訳
一前期一 Subtitle	
.....	

- (記入しもの注意)
1. 各欄は赤字で記入し、主指導教員、助指導教員に了解を得て、提出してください。
 2. 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに「（専修ハイフンツのダッシュ）」を付けてください。
 3. 英語の題目に副題を付ける場合は、主題の後に「（コロン）」を付け、副題には何もつける必要はありません。

国際文化研究科長 殿

専攻（講座・コース）	専攻（ ）
主指導教員 職名・氏名（署名）	
助指導教員 職名・氏名（署名）	
助指導教員 職名・氏名（署名）	
助指導教員 職名・氏名（署名）	

研究業績認定書

下記の者の研究業績は、審査の結果、下記のとおり優れた研究業績と認定したので、報告します。

記

専攻（講座・コース）	専攻（ ）
入 学 年 度	年 月 日
研 究 業 績 認 定 日	年 月 日
審 査 結 果 の 要 旨	

※主指導教員職名・氏名欄は、各教員が署名し、その他の欄は、主指導教員が記入欄います。

書
意
同

年 月 日

東北大學大学院國際文化研究科長 殿

共著者
(署名)

下記論文を修士論文の一部として提出することを同意します。

- [illegible]

別記様式 修-V-1

年 月 日

このことについて、下記のとおり推薦します。

[illegible]

国際文化研究科長 殿
To Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名 (署名)
Supervisor's Signature

修士論文審査及び最終試験成績報告書

学 位	修士(国際文化)	専攻	講座・コース
学籍番号	学生氏名		
修士論文 題 目			
論文審査の結果の要旨			
論文成績 (点数)	最終試験 (口頭試問成績 (A, B, C, D))	総合成績 (点数)	判 定 (合格・不合格)

年 月 日

審査委員 職名・氏名	(主査)	審査委員 職名・氏名
審査委員 職名・氏名		審査委員 職名・氏名
審査委員 職名・氏名		審査委員 職名・氏名

※ 主指導教員が記入願います。

※ 提出期限・・・ 月 日 () :

※ 提出場所・・・教務係

国際文化研究科長 殿

To Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名 (署名)
Supervisor's Signature

学籍番号 Student ID Number			
専攻 (講座・コース) Division (Department)	専攻 ()		
ふりがな Name-Syllabary			
氏名 (署名) Name-Signature			

修士論文追審査及び追試験願

"Master's Thesis Additional Review and Additional Examination" Form

修士論文の追審査及び最終試験の追試験をお願いします。
ついでには、修士論文題目を下記のとおり提出いたします。

記

修士論文 題 目 Master's Thesis Title	見 本
一節題一 Subtitle	

理由 Reason (a)

追審査等の理由の欄には追審査等の理由を記入してください。

(記入上の注意)

1. 主指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
2. 各欄は学生自身が記入し、主指導教員氏を欄は、主指導教員が署名してください。
3. 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりは「(英名・イフツツのダシシ)」を付けてください。
4. 英語の題目に副題を付ける場合は、主題の後に「(コロン)」を付け、副題には何も付ける必要はありません。

年 月 日
Date / /

国際文化研究科長 殿
The Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名(署名) Supervisor's Signature

学籍番号 Student's Number		
専攻(講座・コース) Department (Department)	専攻 ()	
ふりがな 氏名(署名) Signature		

修士論文取り下げ願
"Master's Thesis Withdrawal" Form

下記理由により、修士論文を取り下げたいので、よくしとお断いします。
記

修士論文 題 Master's Thesis Title ---副題--- Subtitle	
---	--

理由 Reason(s) for withdrawal

- (記入上の注意)
1. 主指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
 2. 各欄は学生が記入し、主指導教員氏名欄は、主指導教員が署名してください。
 3. 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに「(半角ハイフン2つのダッシュ)」を付けてください。
 4. 英語の題目に副題を付ける場合は、主題の後に「(コロン)」を付け、副題には何も付ける必要はありません。

制定 平成 8 年 7 月 1 9 日 教授会
改正 令和 6 年 1 1 月 1 3 日 教授会

I 博士論文の要件

博士論文は、独創的視野に立って当該専攻分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであること。

II 博士論文の提出資格

- 1 博士論文（課程博士）は、本研究科後期3年の課程に2年以上在学し、必要な履修指導、研究活動指導及び論文作成指導（以下「研究指導」という。）を受けた者でなければ提出することができない。

ただし、平成15年度以降に国際地域文化論専攻又は国際文化交流論専攻へ進学・編入学した者及び平成18年度以降に国際文化言語論専攻へ進学・編入学した者は、このほかに国際文化研究科履修内規第2条第1項による必要な授業科目4単位以上、平成27年度以降に国際文化研究専攻へ進学・編入学した者は、6単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に加え、次の条件を満たした者でなければ提出することができない。

- (1) 2編以上の研究論文が審査付きの学術雑誌等に発表されていること。
- (2) 2編のうち少なくとも1編は、その研究論文が該当する学術分野において定評のある学術雑誌等に発表されていること。
- (3) 未発表の研究論文であっても、発行者が掲載を保証する文書が提出された場合には、既発表と見なすことができる。

- 3 本研究科後期3年の課程に3年（長期履修学生については6年）以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、在学中に博士論文を提出しないで退学した者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文（課程博士）を提出することができる。この場合において、研究論文の公表条件は、前項と同様とする。

- 4 国際文化研究科規程第19条ただし書の規定に基づき在学期間の短縮による課程修了を目指して博士論文を提出しようとする者は、あらかじめ教務委員会の議を経て、研究科長から、その者のこれまでの研究業績が優れていることの認定を受けなければならない。

III 研究指導

1 研究指導体制

- (1) 各学生に、主指導教員1人及び副指導教員1人以上を定める。

主指導教員は、本研究科教員会構成員の教授、准教授又は講師から定める。

副指導教員は、本研究科教員会構成員の教授、准教授又は講師から定める。

主指導教員は、研究指導を行うものとする。

副指導教員は、主指導教員の研究指導を補佐するものとする。

履修指導とは、課程修了に必要な授業科目を適切に履修するように指導することとする。

研究活動指導とは、研究題目に沿った研究のための支援及びそれに必要な教育指導とする。

なお、研究活動の指導には、論文題目設定のための調査・研究活動の指導、学会発表、学会

誌への論文投稿の指導及び学会活動の支援等を含めるものとする。

論文作成指導とは、学位論文完成のために必要な具体的な執筆指導であり、おおむね論文題目の届け出時から、論文完成時までの実践的指導をいう。

- (2) 指導教員が決定するまでの間の研究指導を行うため、各学生に、アドバイザー1人を定める。アドバイザーは、講座代表者（東北大学大学院国際文化研究科教授会運営内規第18条第3項による。以下同じ。）が、本研究科教授会構成員の教授又は准教授の中から候補者を推薦書（別記様式 博在Ⅲ－1－1－(2)）により推薦し、教務委員会の議を経て、研究科長が定める。

アドバイザーは、3月の教務委員会の議を経て、研究科長が決定し、4月の新入生オリエンテーション時に発表する。

2 研究指導の方式及び認定

- (1) 研究指導は、次の方式により行う。

- ①教員の間での研究交流や意見交換をベースに、学生の研究題目に即した個別具体的指導
- ②特別演習における講座教員チームによる総合的指導
- ③各種の研究・論文関連発表会における本研究科教員全員による全体的指導

- (2) 必要と認められる場合は、学内の他の研究科等又は他の大学院、研究所等に、研究指導の一部を委託することができる。その場合、教務委員会の議を経て、研究科長の承認を得るものとする。

- (3) 研究指導の認定は、「研究指導報告書」（別記様式 博在Ⅲ－2－(3)）による。

3 研究指導の日程

- (1) 講座代表者の推薦に基づき、第1年次進学・編入学前の3月の教務委員会の議を経て、研究科長が、アドバイザーを決定する。

- (2) 第1年次学生には、アドバイザーの指導のもと、「博士論文作成計画書（第一次）」（教務委員会が別に定める様式）及び指導教員予定者全員の承認を得て、5月末日までに「研究題目届」（別記様式 博在Ⅲ－3－(2)－①）を提出させる。

主指導教員予定者は、第1年次学生と協議の上、研究指導計画を策定し、5月末日までに「研究指導計画書」（教務委員会が別に定める様式）によって学生に明示する。

なお、研究指導計画は毎年策定するものとし、2年次以降は、主指導教員が前年度の2月末日までに「研究指導計画書」によって学生に明示することとする。

学生が在学中に研究題目を変更する場合には、「研究題目変更願」（別記様式 博在Ⅲ－3－(2)－②）に指導教員全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会の議を経て、研究科長の承認を得なければならない。

おって、研究題目変更に伴う指導教員の変更がある場合には、併せて次項の手続きを取らなければならない。

- (3) 7月の教務委員会で、研究題目、主指導教員及び副指導教員を決定する。

なお、学生が在学中に指導教員を変更する場合には、主指導教員若しくは主指導教員予定者が、「指導教員変更届」（別記様式 博在Ⅲ－3－(3)）を新に指導教員となる者全員の承認を得て研究科長に提出し、直近の教務委員会で承認を得なければならない。

- (4) 第1年次の7月下旬に研究題目発表会を行う。

日本語による口頭発表を行う。（1人10分、質疑応答5分併せて15分）

レジュメには、日本語を用いる。（A4判2頁とし、所定様式（別記様式 博在Ⅲ－3－(4)）によるものとする。）

- (5) 第1年次学生は2月末日までに「博士論文作成計画書（第二次）」（教務委員会が別に定める様式）を指導教員に提出する。
- (6) 第2年次の6月末日までに「博士論文中間発表会題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(6)）を提出させる。この届に基づき、博士論文中間発表会題目を7月の教務委員会で承認する。
- (7) 第2年次の7月下旬に博士論文中間発表会を行う。
日本語による口頭発表を行う。（1人25分、質疑応答15分併せて40分）
レジュメには、日本語を用いる。（A4判4頁以内とし、所定様式（別記様式 博在－Ⅲ－3－(4)）によるものとする。）
- (8) 第2年次学生は2月末日までに「博士論文作成計画書（第三次）」（教務委員会が別に定める様式）を指導教員に提出する。
- (9) 第3年次学生でその学年末に修了しようとする者には、6月末日までに「博士論文題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(9)）を提出させる。この届に基づき、博士論文提出予定者、その論文題目を教務委員会で決定する。この承認を受けた者について、Ⅳ以下の手続きが進行する。なお、Ⅱ－3による退学者の手続きは、「博士論文（博士課程退学者）に関する申合せ」によるものとする。
- (10) 第3年次学生でその学年末に修了しようとする者は9月末日までに、翌年度の9月に修了しようとする者は3月末日までに博士論文草稿発表会（個別的に公開）を行う。
- (11) 在学期間短縮による課程修了を目指して博士論文を提出しようとする者には、3月修了を目指す場合は6月末日まで、9月修了を目指す場合は1月16日までに「博士論文題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(9)）を提出させ、博士論文中間発表会は7月（1月）の教務委員会後速やかに行うものとする。また、博士論文草稿発表会（個別的に公開）も9月（3月）末日までに行う。論文提出等については、通常の場合を準用する。
なお、「博士論文題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(9)）に「研究業績認定書」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(11)）を添付させるものとする。研究業績の認定に際しては、公開された資料に基づいて判断するものとする。
- (12) 第3年次学生で翌年度の9月に修了しようとする者には、1月16日までに「博士論文題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(9)）を提出させる。この届に基づき、博士論文提出予定者、その論文題目及び指導教員を教務委員会の議を経て、研究科長が承認する。この承認を受けた者について、Ⅳ以下の手続きを取るものとする。
- (13) 博士論文を提出した者で、「Ⅶの2」に規定された「論文審査等報告書」の提出期限までに当該論文を取り下げた者については、「Ⅲの3(9)及び(11)」の規定にかかわらず、3月に修了しようとする者は9月末日までに、9月に修了しようとする者は3月末日までに「博士論文題目届」（別記様式 博在－Ⅲ－3－(9)）を提出することができるものとする。その後の手続きについては、「Ⅲの3(9)及び(11)」と同様とする。
- (14) 長期履修学生は以上の研究指導の日程のうち(1)～(4)を第1年次分を入学後初年度に、(5)、(8)を在学第1～5年度まで毎年度、(6)、(7)の第2年次分を在学第2～5年度のいずれかの年度に、(9)～(13)の第3年次分を在学最終年度に行う。

Ⅳ 博士論文の提出

- 1 博士課程を修了する場合の論文提出期間は、各年度の11月末日又は5月末日までの10日間とする。
- 2 博士論文は本研究科長に提出するが、その受付は教務係で行う。提出に際し必要な書類は次の

とおりとする。

(1) 研究指導報告書（別記様式 博在－Ⅲ－2－(3)）

(2) 博士論文

正本…1部（審査用）

副本…論文審査委員数部

正本データ（PDF 形式・インターネット公表用）

正本データは、学位授与を議決する教授会前の指定日までに提出すること。

ただし、当該博士論文をインターネットで公表できないやむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、その内容の要約データ（PDF 形式）もあわせて提出すること。

博士論文に用いる言語は、日本語を原則とする。

ただし、指導教員の許可があれば、そのほかの言語でもよい。

論文は単著とする。

ただし、次の2つの条件を満たす場合に限り、既発表の共著論文を学位論文の一部として用いることが認められることがある。この場合、共著者全員の同意書（別記様式 博在－Ⅳ－2－(2)）を提出するものとする。

① 論文提出者が主として研究を行い、当該論文を作成したものであること。

② 論文提出者以外の共著者が、当該論文を学位論文として学位授与申請に使用しないものであること。

(3) 参考論文（必ず提出を要するものではない）

(4) 論文内容要旨データ（PDF 形式）

(5) 履歴書（「研究科委員会において修士又は博士の学位を授与できる者と議決した場合の申請又は報告等について」（昭和50年4月22日庶教二234号。以下「昭和50年4月22日庶教二234号」という。）に定める様式2の(5)）…1部

(6) 論文目録（昭和50年4月22日庶教二234号）に定める様式2の(6)）…1部

3 正本データ提出の際、審査の過程で指摘された誤りのうち、文字の誤記や脱字、差別用語等にかかわる不適切な表現の修正に限り、論文本文を修正できるものとする。その場合、修正箇所については「修正済み箇所一覧表」として論文末尾に追加する。なお、上記の本文書き換えと「修正済み箇所一覧表」の内容は、それが許容された範囲のものであることを主査が確認しなければならない。

V 論文審査委員の選出

1 審査委員には、論文提出者の指導教員（Ⅲ－3－(7)で承認）全員（教授又は准教授のうち1人を主査とする。）のほかに、本研究科の他講座の博士課程後期3年の課程の指導を担当する本研究科教授会構成員、他の研究科等の教員又は他の大学院等の教員等から1人とし、講座代表者が推薦書（別記様式 博在－Ⅴ－1）により推薦し、教務委員会で決定する。

なお、審査委員は、原則として教授2人を含むものとし、本研究科教授会構成員には「論文審査及び最終試験」を委嘱する。

2 教務委員会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び最終試験」の委員に委嘱することができる。

3 教務委員会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。

4 「論文審査及び最終試験委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、講座代表者は、当該者の履歴書（学歴・職歴）及び業績表（著書又は論文3点程度）を提出して、教務委員会の承

認を得なければならない。

なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申合せ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

- 5 6月に博士論文題目を届け出た者に係る論文審査委員は、11月の教務委員会で決定する。1月に届け出た者に係る審査委員は、5月の教務委員会で決定する。

VI 学位に付記する専攻分野の名称

授与する学位に付記する専攻分野の名称は、博士（国際文化）とする。ただし、審査委員会が特に必要と認めたときは、学位に付記する専攻分野の名称を博士（学術）とすることがある。この場合、審査委員会（主査）は、その理由を明記した申立書を、教務委員会が別に定める様式にとりまとめ、11月に論文を提出した者に対しては原則として翌年の2月20日までに、5月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。

VII 最終試験及び論文審査等報告

1 最終試験

- (1) 11月に論文を提出した者に対しては翌年の2月10日までに、また5月に提出した者に対しては8月10日までに最終試験を行う。
- (2) 最終試験の日程及び場所は、主査が決定し、本研究科長に報告する。
報告を受けた研究科長は、本研究科全教員に周知する。
- (3) 最終試験は、提出された論文に関する口頭試問とする。
- (4) 最終試験には、「論文審査及び最終試験」を委嘱された委員全員が出席するものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、主査を除き1名に限り文書による論文審査の報告をもって替えることを認める。

なお、最終試験は一般に公開とする。

2 論文審査等報告

審査委員会の主査は、論文審査及び最終試験の結果を「論文審査等報告書」（別記様式 博在—VII—2—①）にとりまとめ、また、論文審査の要旨を「論文審査の結果の要旨」（別記様式 博在—VII—2—②—A、B）にとりまとめ、11月に論文を提出した者に対しては原則として翌年の2月20日までに、5月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。

- 3 公開する「論文審査結果の要旨」及び「論文審査等報告書」の論文審査の結果の要旨は、1,000字程度にまとめ、「論文審査結果の要旨」及び「論文目録」を本研究科教授会構成員に配付する。なお「論文審査等報告書」の論文審査結果の要旨は「別紙のとおり」と記入し、「論文審査結果の要旨」を別紙とすることができる。

VIII 議 決

1 議決を行う時期

11月に論文を提出した者については翌年の3月の教授会で、また5月に論文を提出した者については9月の教授会で学位授与の可否に関する議決を行う。

2 審査結果の報告

教授会での学位授与審議においては、議決に先立ち、審査委員会の主査が論文審査及び最終試験の結果について簡潔に報告するものとする。

3 議 決

教授会での学位の授与を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席

者の3分の2以上の賛成を必要とする。投票は無記名投票により行う。

IX 博士論文の公表

- 1 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に当該論文の全文を公表しなければならない。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）」と明記する。

ただし、学位授与の前に公表した場合は、その限りでない。

- 2 やむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記する。

また、本研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

X 論文の取り下げについて

- 1 論文提出者が論文を取り下げる場合は、研究科長に博士論文取り下げ願（別記様式 博在-X-1）を提出しなければならない。
- 2 「論文審査等報告書」及び「論文審査の結果の要旨」の提出以後は、取り下げを願い出ることはいできない。

附 則

- 1 改正後の申合せは、平成15年2月28日から施行する。
- 2 「学位（修士・博士）論文審査委員等を研究科外の教員等に委嘱する場合の手続きに関する申合せ」（平成9年10月24日教授会制定）は廃止する。

（省 略）

附 則

この申合せは、令和6年11月13日から施行する。

年 月 日
Date: / /

国際文化研究科長 殿
To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

学籍番号 Student ID Number	専攻 (コース) Division (Department)		専攻 ()
ふりがな 氏 名 Name			

研究題目届 (博士課程後期 3 年の課程)

“Research Title” Form (Doctoral Program)

研究題目を下記のとおり届出いたします。

記

研究題目 Research Title	見本
一 副題 Subtitle	

指導教員 予 定 者 氏 名 Prospective Supervisors	主任指導教員 (Supervisor)
	氏名
	副指導教員 (Sub-Supervisor)
	氏名
	副指導教員 (Sub-Supervisor)
	氏名
	副指導教員 (Sub-Supervisor)
	氏名

(記入上の注意)

- 各欄は学生自身が記入し、主任指導教員、副指導教員に了解を得て提出してください。
- 日本部の研究題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一 (半角ハイフン2つのダッシュ) を付けてください。
- 英語の研究題目に副題を付ける場合は、主題の後に: (コロン) を付け、副題には何も付ける必要はありません。

年 月 日
Date: / /

国際文化研究科長 殿
To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主任指導教員氏名 Supervisor			
学籍番号 Student ID			
専攻 (コース) Division (Department)	専攻 ()		
ふりがな 氏 名 Name			

研究題目変更届 (博士課程後期 3 年の課程)

“Research Title Change” Form (Doctoral Program)

研究題目を下記のとおり変更しましたので、届出いたします。

記

新 研究題目 New Research Title	見本
一 副題 Subtitle	

旧 研究題目 Old Research Title	見本
一 副題 Subtitle	

(記入上の注意)

- 各欄は学生自身が記入し、主任指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
- 日本部の研究題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一 (半角ハイフン2つのダッシュ) を付けてください。
- 英語の研究題目に副題を付ける場合は、主題の後に: (コロン) を付け、副題には何も付ける必要はありません。

レジュメの様式

○○発表会(Presentation of ○○

(日付 Date)○○.○○.○○

新主指導教員
氏 名

指導教員変更届(博士課程後期3年の課程)

指導教員を下記のとおり変更しましたので、届出いたします。

記

学籍番号			
専攻 (領域・コース)	専攻 ()		
氏 名	事務担当 記入欄	新指導教員 指導開始日	年 月 日

新	主指導教員	氏名	
	副指導教員	氏名	
	指導教員 名	氏名	
		氏名	
		氏名	
		氏名	

旧	主指導教員	氏名	
	副指導教員	氏名	
	指導教員 名	氏名	
		氏名	
		氏名	
		氏名	

(記入上の注意)
1. 各欄は新主指導教員が記入・届出してください。

○○題目届と同じ題目
The same title as ○○ Form

※発表する当日の日付
The Assigned Date

(題目 Title) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

—○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○—

(講座名 Department)○○○○講座
(学籍番号 Student ID Number) ○○KD○○○○ (氏名 Name) □□ □□□

【留意事項】

- 1. 各ページとも上下左右2. 5cm 程度の余白を設ける。
- 2. 本文の文字のポイントは1.0ポイント程度とする。1行当たりの文字数、1ページ当たりの行数は、任意とする。

【Caution】

- 1. The margins of vertical and horizontal are around 2.5cm.
- 2. Font size is around 12 points. The number of words per a sentence and the number of sentences per a page is arbitrary.

※必須 Input Required

Date: 年 月 日 / /

国際文化研究科長 殿

To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名 Supervisor

学籍番号 Student ID Number	専攻 (講座・コース) Division (Department)	専攻 () ()
氏名 Name	ふりがな Furigana	

博士論文中間発表会題目届

“Doctoral Dissertation Interim Presentation Title” Form

博士論文中間発表会題目を下記のとおり届出いたします。

記

中間発表会 題目 Doctoral Dissertation Interim Presentation Title	一副題— Subtitle
---	------------------

(記入上の注意)

- 各欄は学生が記入し、主指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
- 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一 (半角ハイフン二つのダッシュ) を付けてください。
- 英語の題目に副題を付ける場合は、主題の後に： (コロン) を付け、副題には何もつける必要はありません。

Date: 年 月 日 / /

国際文化研究科長 殿

To: Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員氏名 Supervisor

学籍番号 Student ID Number	専攻 (講座・コース) Division (Department)	専攻 () ()
氏名 Name	ふりがな Furigana	

博士論文題目届

“Doctoral Dissertation Title Registration” Form

博士論文題目を下記のとおりに届出いたします。

記

博士論文 題目 Doctoral Dissertation Title	一副題— Subtitle
英訳 (題目が英語の場合 は日本語訳を括 弧書きで記入)	

(記入上の注意)

- 各欄は学生が記入し、主指導教員、副指導教員に了解を得て、提出してください。
- 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一 (半角ハイフン二つのダッシュ) を付けてください。
- 日本語の題目に副題を付ける場合は、日本語訳を括弧書きしてください。なお、英語の題目に副題を付ける場合は、主題の後に： (コロン) を付け、副題には何もつける必要はありません。

年 月 日

国際文化研究科長 殿

専攻(課程・コース)	専攻 ()
職名・氏名(署名)	
職名・氏名(署名)	
職名・氏名(署名)	
職名・氏名(署名)	
職名・氏名(署名)	
職名・氏名(署名)	

研究業績認定書

下記の者の研究業績は、審査の結果、下記のとおり優れた研究業績と認定したので、報告します。

専攻(課程・コース)	専攻 ()		
進学・編入学年度	年度	学 氏 名	
研究業績認定日	年 月 日		

審査結果の趣旨

各担当教員職名・氏名欄は、各教員が署名し、その地の欄は、主担当教員が記入願います。

年 月 日

同意書

東北大学大学院国際文化研究科長 殿

共著者
(署名)

下記論文を博士論文の一部として提出することを同意します。

記

1. 博士論文提出者氏名
(博士論文題目)

2. 論文著者
掲載雑誌
発刊巻数
発刊年月

3. 論文著者
掲載雑誌
発刊巻数
発刊年月

博士論文（博士課程退学者）に関する申合せ

制定 平成14年 1月25日 教授会
改正 令和6年2月28日 臨時教授会

I 博士論文の要件

博士論文は、独創的視野に立って当該専攻分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであること。

II 博士論文の提出資格

- 1 博士論文（課程博士）は、本研究科後期3年の課程に2年以上在学し、必要な履修指導、研究活動指導及び論文作成指導（以下「研究指導」という。）を受けた者でなければ提出することができない。

ただし、平成15年度以降に国際地域文化論専攻又は国際文化交流論専攻へ進学及び編入学した者及び平成18年度以降に国際文化言語論専攻へ進学・編入学した者は、このほかに国際文化研究科履修内規第2条第1項による必要な授業科目8単位以上、平成27年度以降に国際文化研究専攻へ進学・編入学した者は、12単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に加え、次の条件を満たした者でなければ提出することができない。

- (1) 2編以上の研究論文が審査付きの学術雑誌等に発表されていること。
- (2) 2編のうち少なくとも1編は、その研究論文が該当する学術分野において定評のある学術雑誌等に発表されていること。
- (3) 未発表の研究論文であっても、発行者が掲載を保証する文書が提出された場合には、既発表と見なすことができる。

- 3 本研究科後期3年の課程に3年（長期履修学生については6年）以上在学し、必要な研究指導を受け、博士論文を提出しないで退学する者については、退学時に指導教員が「研究指導報告書」（別記様式 博退－Ⅱ－2）を提出すること。
- 4 本研究科後期3年の課程に3年（長期履修学生については6年）以上在学し、必要な研究指導を受け、博士論文を提出しないで退学した者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文（課程博士）を提出することができる。この場合において、研究論文の公表条件は、第2項と同様とする。

Ⅲ 博士論文の提出

- 1 博士課程を修了する場合の論文提出期間は、各年度の11月末日又は5月末日までの10日間とする。
- 2 博士論文は本研究科長に提出するが、その受付は教務係で行う。提出に際し必要な書類は次のとおりとする。

(1) 博士論文

正本…1部（審査用）

副本…論文審査委員数部

正本データ（PDF形式・インターネット公表用）

正本データは、学位授与を議決する教授会前の指定日までに提出すること。

ただし、当該博士論文をインターネットで公表できないやむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容の要約データ（PDF形式）もあわせて提出すること。

博士論文に用いる言語は、日本語を原則とする。

ただし、指導教員の許可があれば、そのほかの言語でもよい。

論文は単著とする。

ただし、次の2つの条件を満たす場合に限り、既発表の共著論文を学位論文の一部として用いることが認められることがある。この場合、共著者全員の同意書（別記様式 博退一Ⅲ-2-(1)）を提出するものとする。

①論文提出者が主として研究を行い、当該論文を作成したものであること。

②論文提出者以外の共著者が、当該論文を学位論文として学位授与申請に使用しないものであること。

(2) 参考文献（必ず提出を要するものではない）

(3) 論文内容要旨データ（PDF形式）

(4) 履歴書（「研究科委員会において修士又は博士の学位を授与できる者と議決した場合の申請又は報告等について」（昭和50年4月22日庶教二234号。以下「昭和50年4月22日庶教二234号」という。）に定める様式2の(5)）…1部

(5) 論文目録（昭和50年4月22日庶教二234号に定める様式2の(6)）…1部

(6) 博士論文の提出について（別記様式 博退一Ⅲ-2-(6)）…1部

- 3 正本データ提出の際、審査の過程で指摘された誤りのうち、文字の誤記や脱字、差別用語等にかかわる不適切な表現の修正に限り、論文本文を修正できるものとする。その場合、修正箇所については「修正済み箇所一覧表」として論文末尾に追加する。なお、上記の本文書き換えと「修正済み箇所一覧表」の内容は、それが許容された範囲のものであることを主査が確認しなければならない。

Ⅳ 論文審査委員の選出

- 1 審査委員会は、本研究科博士課程後期3年の課程の指導を担当している教員のうちから、教授2人を含む3人以上の審査委員をもって組織する。本研究科教授会構成員には「論文審査及び最終試験」を委嘱する。
- 2 審査委員は、論文提出者が所属した講座の教員2人以上のほか、本研究科の他講座の博士課程後期3年の課程の指導を担当する本研究科教授会構成員、他の研究科等の教員又は他の大学院等の教員等から1人とし、講座代表者（東北大学大学院国際文化研究科教授会運営内規第18条第3項による。）が推薦書（別記様式 博退一Ⅳ-2）（うち1人を主査とする。）により推薦し、教務委員会で決定する。
- 3 教務委員会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び最終試験」の委員

に委嘱することができる。

4 教務委員会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。

5 「論文審査及び最終試験委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、講座代表者は、当該者の履歴書（学歴・職歴）及び業績表（著書又は論文3点程度）を提出して、教務委員会の承認を得なければならない。

なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申合せ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

V 学位に付記する専攻分野の名称

授与する学位に付記する専攻分野の名称は、博士（国際文化）とする。ただし、審査委員会が特に必要と認めたときは、学位に付記する専攻分野の名称を博士（学術）とすることがある。この場合、審査委員会（主査）は、その理由を明記した申立書を、教務委員会が別に定める様式にとりまとめ、11月に論文を提出した者に対しては原則として翌年の2月20日までに、5月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。

VI 最終試験及び論文審査等報告

1 最終試験

(1) 11月に論文を提出した者に対しては翌年の2月10日までに、また5月に提出した者に対しては8月10日までに最終試験を行う。

(2) 最終試験の日程及び場所は、主査が決定し、本研究科長に報告する。

報告を受けた研究科長は、本研究科全教員に周知する。

(3) 最終試験は、提出された論文に関する口頭試問とする。

(4) 最終試験には、「論文審査及び最終試験」を委嘱された委員全員が出席するものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、主査を除き1名に限り文書による論文審査の報告をもって替えることを認める。

なお、最終試験は一般に公開とする。

2 論文審査等報告

審査委員会の主査は、論文審査及び最終試験の結果を「論文審査等報告書」（別記様式 博退－VI－2－①）にとりまとめ、また、論文審査の要旨を「論文審査の結果の要旨」（別記様式 博退－VI－2－②－A、B）にとりまとめ、11月に論文を提出した者に対しては原則として翌年の2月20日までに、5月に論文を提出した者に対しては原則として8月20日までに研究科長に提出するものとする。

3 公開する「論文審査結果の要旨」及び「論文審査等報告書」の論文審査の要旨は1,000字程度にまとめ、「論文審査結果の要旨」は本研究科教員会構成員に配付する。なお、「論文審査等報告書」の論文審査結果の要旨は「別紙のとおり」と記入し、「論文審査結果の要旨」を別紙とすることができる。

VII 議 決

1 議決を行う時期

11月に論文を提出した者については翌年の3月の教授会で、また5月に論文を提出した者については9月の教授会で学位授与の可否に関する議決を行う。

2 審査結果の報告

教授会での学位授与審議においては、議決に先立ち、審査委員会の主査が論文審査及び最終試験の結果について簡潔に報告するものとする。

3 議 決

教授会での学位の授与を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。投票は無記名投票により行う。

VIII 博士論文の公表

1 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に当該論文の全文を公表しなければならない。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）」と明記する。

ただし、学位授与の前に公表した場合は、その限りでない。

2 やむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記する。

また、本研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

IX 論文の取り下げについて

1 論文提出者が論文を取り下げる場合は、研究科長に博士論文取り下げ願（別記様式 博退一IX-1）を提出しなければならない。

2 「論文審査等報告書」及び「論文審査の結果の要旨」の提出以後は、取り下げを願い出ることはいできない。

附 則

1 この申し合わせは、平成15年2月28日から施行する。

2 「学位（修士・博士）論文審査委員等を研究科外の教員等に委嘱する場合の手続きに関する申し合わせ」（平成9年10月24日教授会制定）は廃止する。

（省 略）

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以後に博士の学位を授与する場合から適用する。

年 月 日

研究指導報告書

国際文化研究科長 殿

専攻 _____ 講座・コース _____
指導教員（署名） _____

下記の学生は、東北大学大学院規則第34条第3項に規定する必要な研究指導を受けた者と認めためて報告します。

記

専攻	進学	令和	年	月	日	（講席・コース）
編入生						進学・編入学編
指導期間		令和	年	月	日	
学籍番号						
氏名						
研究題目						
備考						
（休学期間等）						

※ 指導教員は名欄は、各教員が署名し、その他の欄は、主指導教員が記入・提出願います。

同意書

年 月 日

東北大学大学院国際文化研究科長 殿

共著者
（署名）

下記論文を博士論文の一部として提出することを同意します。

記

1. 博士論文提出者氏名
（博士論文題目）

2. 論文著者名
掲載雑誌名

発刊巻数
発刊年月

3. 論文著者名

掲載雑誌名
発刊巻数
発刊年月

氏名 (署名)
signature

博士學位論文の提出について
Submission of Doctoral Dissertation

別添のとおり博士學位論文等を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

博士論文 題 目	Doctoral Dissertation title	一 副題 — Subtitle	英 訳
			(題目名英訳の場合には日本語 訳を右括弧書きで記入)

主指導教員（署名）
Supervisor's Signature

「記入上の注意」

1. 各欄に提出者が記入し、主指導教員が記入し、主指導教員が署名を²押印してください。
2. 日本語の題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一（半角）ハイフンをつのダッシュを付けてください。
3. 題が英語の場合は、日本語を括弧書きしてください。なお、英語の題目に副題を付ける場合は、主語の後に（コロネ）を付ける必要はありません。

別記様式 博退-IV-2 蔵
国際文化研究科長

このことについて、下記のとおり推薦します。

博士論文の審査委員の推薦について

姓名	性别	出生年月	学历	专业	职称	现任职务		是否兼职	备注
						姓名	职务		
王士强	男	1970.05	博士	数学	教授	系主任	系主任		
李强	男	1975.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
张强	男	1978.01	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
赵强	男	1980.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	1982.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	1985.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	1988.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	1990.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	1992.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	1995.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	1998.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2000.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2002.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2005.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2007.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2009.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2011.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2013.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2015.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2017.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2019.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2021.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2023.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2025.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2027.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2029.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2031.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2033.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2035.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2037.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2039.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2041.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2043.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2045.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2047.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2049.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2051.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2053.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2055.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2057.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2059.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2061.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2063.07	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2065.10	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2067.03	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
吴强	男	2069.06	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
孙强	男	2071.09	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
陈强	男	2073.12	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
林强	男	2075.04	硕士	数学	副教授	系主任	系主任		
周强	男	2077.07	硕士						

※論文審査委員会・最終試験委員欄については「○」を記入してください。

年 月 日
Date / /

国際文化研究科長 殿
To Dean, Graduate School of International Cultural Studies

主指導教員(署名) Supervisor's Signature

ふりがな 氏名(署名) Signature

博士論文取り下げ願
"Doctoral Dissertation Withdrawal" Form

下記理由により、博士論文を取り下げたいので、よろしくお願いいたします。

記

博士論文 題 目 Doctoral Dissertation Title —副題— Subtitle	見本
--	----

理由 Reason(s) for withdrawal

(記入上の注意)

- 1. 各欄は理由を記入し、主指導教員は各欄は、主指導教員の署名してください。
- 2. 日本国の領土に適用を付する場合、申請の枠内を丸く囲い、「(円角インデントのデザイン)」を付けてください。
- 3. 英語が適用に適用を付する場合、主語の後に「(コロン)」を付け、副題には何も付する必要はありません。

東北大学大学院国際文化研究科論文博士審査内規

制定 平成10年 2月20日

改正 平成18年 6月21日 教授会

第1条 東北大学大学院国際文化研究科（以下「本研究科」という。）における東北大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条第2項の規定による博士課程を経ない者の学位審査に関する細則については、この内規の定めるところによる。

第2条 東北大学大学院国際文化研究科教授会（以下「教授会」という。）は、学位規程第6条第3項の規定により、研究科長が学位の申請を受理したときは、審査会を設置するものとする。

2 審査会は、本研究科の博士課程後期3年の課程（以下「後期課程」という。）を指導している教員のうちから、教授2人を含む3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査委員は、構成員（外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない理由があると認めた者を除く。以下同じ。）の3分の2以上が出席した教授会において選挙によって選出する。

4 選挙は、3名連記の無記名投票によって行う。

5 審査委員のうち教授1名を主査とし、審査委員の互選によって定める。

第3条 教授会は、審査会から申し出があった場合は、前条の規定にかかわらず、前条の審査委員以外の本学大学院研究科担当教員を、学位論文の審査及び学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

2 教授会は、審査会からの申し出があった場合は、前条の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

第4条 学位論文審査の成績表示は、合格又は不合格とする。

第5条 学力の確認は、博士論文の関連ある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

2 学力の確認の成績表示は、合格又は不合格とする。

第6条 本研究科の後期課程に所定の期間在学し、必要な研究指導を受けて退学した者については、前条第1項の規定にかかわらず、後期課程在学中の成績等により、学力の確認を行うことができる。

2 本研究科の後期課程に2年以上在学して退学した者（前項に該当する者を除く。）及び本研究科の博士課程前期2年の課程（以下「前期課程」という。）を修了した者で、本研究科の後期課程修了者と同等以上の学力を有するものについては、前条第1項の規定にかかわらず、後期課程又は前期課程在学期間中の成績及び退学後又は修了後の公表された研究業績により、学力の確認を行うことができる。

3 前2項に該当しない者で、本研究科の後期課程修了者と同等以上の研究歴を有する者については、公表された業績等により、学力の確認を行うことができる。

第7条 前条の規定による学力確認をもって学力の確認の全部とするか又は一部とするかの認定は、審査会が行う。

第8条 主査は、学位論文の審査及び学力の確認が終了した時は、直ちに教授会に報告しなければならない。

第9条 教授会は、前条の報告を受けたときは、学位を授与できる者か否かについて議決するものとする。

第10条 教授会が学位を授与できる者と議決するには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 議決は、無記名投票の方法による。

第11条 この内規に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位授与に関する必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則

改正後の内規は、平成18年4月1日から施行する。

国際文化研究科論文博士学位審査に関する申合せ

制定 平成10年 2月20日 教授会

改正 令和6年2月28日 臨時教授会

I 博士論文の要件

博士論文は、独創的視野に立って当該専攻分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであること。

II 博士論文の提出資格

1 次の各号の一に該当する者であること。

(1) 博士課程前期2年の課程修了後、3年以上の研究歴を有する者

(2) 大学卒業後、5年以上の研究歴を有する者

(3) 本教授会が前2号と同等の研究歴を有すると認定した者

2 前項の研究歴とは、次の各号の一に該当する研究期間とする。

(1) 大学の教員等として研究に従事した期間

(2) 国立大学共同利用機関等及びこれに準ずる研究機関において研究に従事した期間

(3) 本教授会が前2号と同等以上と認める研究に従事した期間

3 原則として、審査付きの学術論文2編以上を、当該学術分野において定評のある学術雑誌等に発表した（投稿受理されたものを含む。）者であること。

III 博士論文の提出について

1 審査を受けようとする者の論文提出期間は、随時とする。

2 博士論文は本研究科長に提出するが、その受付は教務係で行う。提出に際し必要な書類は次のとおりとする。

(1) 申請書（東北大学学位規程（以下「学位規程」という。）第20条に定める別記様式第6号）

…1部

(2) 博士論文

正本…1部（審査用）

副本…論文審査委員数部

正本データ（PDF形式・インターネット公表用）

ただし、当該博士論文をインターネットで公表できないやむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容の要約データ（PDF形式）もあわせて提出すること。

博士論文に用いる言語は、日本語又は英語とする。

論文は単著とする。

ただし、次の2つの条件を満たす場合に限り、既発表の共著論文を学位論文の一部として用いることが認められることがある。

この場合、共著者全員の同意書（別記様式 論博－Ⅲ－2－(2)）を提出するものとする。

①論文提出者が主として研究を行い、当該論文を作成したものであること。

②論文提出者以外の共著者が、当該論文を学位論文として学位授与申請に使用しないものであること。

(3) 参考論文（必ず提出を要するものではない）

(4) 論文内容要旨データ（PDF形式）

(5) 履歴書（学位規程第20条に定める別記様式第8号）…1部

(6) 論文目録（学位規程第20条に定める別記様式第7号）…1部

(7) 学位論文審査手数料…150,000 円

ただし、本学の正規の課程に在学していた者又は本学の職員若しくは職員であった者の学位論文審査手数料は 75,000 円

(8) 最終出身学校の卒業（修了）証明書…1部

(9) 研究歴等に関する証明書

(10) 博士論文の提出について（別記様式 論博－Ⅲ－2－(10)）…1部

3 正本データ提出の際、審査の過程で指摘された誤りのうち、文字の誤記や脱字、差別用語等にかかわる不適切な表現の修正に限り、論文本文を修正できるものとする。その場合、修正箇所については「修正済み箇所一覧表」として論文末尾に追加する。なお、上記の本文書き換えと「修正済み箇所一覧表」の内容は、それが許容された範囲のものであることを主査が確認しなければならない。

IV 学位に付記する専攻分野の名称

授与する学位に付記する専攻分野の名称は、博士（国際文化）とする。ただし、申請時に本人から希望があった場合は、学位に付記する専攻分野の名称を博士（学術）とすることがある。この場合、申請者はその理由を明記した申立書を、教務委員会が別に定める様式にて作成し、研究科長に提出するものとする。

V 論文審査委員の選出

1 審査会は、本研究科博士課程後期3年の課程の指導を担当している教員のうちから、教授2人を含む3人以上の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、構成員（外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない理由があると認めた者を除く。以下同じ。）の3分の2以上が出席した教授会において選挙によって選出する。

3 選挙は、3人連記の無記名投票によって行う。

4 審査委員のうち1人を主査とし、審査委員の互選によって定める。

5 教授会は、必要と認めたときは、他の研究科等の教員を「論文審査及び学力の確認」の委員に委嘱することができる。

6 教授会は、必要と認めたときは、他の大学院等の教員等に「論文審査」を委嘱することができる。

7 「論文審査及び学力の確認委員」又は「論文審査委員」を委嘱する場合には、審査会の主査は、

当該者の履歴書（学歴・職歴）及び業績表（著書又は論文3点程度）を提出して、教授会の承認を得なければならない。

なお、履歴書及び業績表の書式及び記入要領は、「東北大学大学院国際文化研究科教員選考報告書の書式・記載要領等に関する申合せ」及び「教員選考報告書記載要領」に準じるものとする。

VI 学力の確認及び論文審査等報告

1 学力の確認

(1) 博士論文を提出した者に対しては、研究科長が博士論文を受理した日から1年以内に、学位授与の可否に関する議決を行えるよう、学力の確認を行う。

(2) 学力の確認の日程及び場所は、主査が決定し、本研究科長に報告する。

報告を受けた研究科長は、本研究科全教員に周知する。

(3) 学力の確認は、博士論文の関連ある専攻分野の科目及び外国語について、日本語により口頭又は筆答により行う。

なお、学力の確認方法の特例については、東北大学大学院国際文化研究科論文博士審査内規第6条及び第7条の規定によるものとする。

(4) 学力の確認には、「論文審査及び学力の確認」を委嘱された委員全員が出席するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、主査を除き1名に限り文書による論文審査の報告をもって替えることを認める。

なお、学力の確認は一般に公開とする。

2 論文審査等報告

審査委員会の主査は、論文審査及び学力の確認の結果を「論文審査等報告書」（別記様式 論博－VI－2－①）にとりまとめ、また、論文審査の要旨を「論文審査の結果の要旨」（別記様式 論博－VI－2－②－A、B）にとりまとめ、提出するものとする。

3 公開する「論文審査結果の要旨」及び「論文審査等報告書」の論文審査の結果の要旨は、1,000字程度にまとめ、「論文審査結果の要旨」は本研究科教員構成員に配付する。なお、「論文審査等報告書」の論文審査結果の要旨は「別紙のとおり」と記入し、「論文審査結果の要旨」を別紙とすることができる。

VII 審査結果の報告及び議決

1 審査結果の報告

教授会での学位授与審議においては、議決に先立ち、審査委員会の主査が論文審査及び学力の確認の結果について簡潔に報告するものとする。

2 議決を行う時期

審査報告を行った教授会で、学位授与の可否に関する議決を行う。

3 議決

教授会での学位の授与を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。投票は無記名投票により行う。

VIII 博士論文の公表

1 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に当該論文の全文を公表しなければ

ならない。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）」と明記する。

ただし、学位授与の前に公表した場合は、その限りでない。

- 2 やむを得ない理由がある場合には、本研究科長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合は「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記する。

また、本研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

IX 論文の取り下げについて

- 1 論文提出者が論文を取り下げる場合は、研究科長に博士論文取り下げ願（別記様式 論博－IX－1）を提出しなければならない。
- 2 「論文審査等報告書」及び「論文審査の結果の要旨」の提出以後は、取り下げを願い出ることはいできない。

附 則

- 1 改正後の申し合わせは、平成15年2月28日から施行する。
- 2 「学位（修士・博士）論文審査委員等を研究科外の教員等に委嘱する場合の手続きに関する申し合わせ」（平成9年10月24日教授会制定）は廃止する。

（省 略）

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以後に博士の学位を授与する場合から適用する。

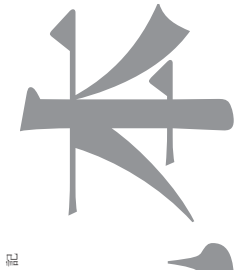
同 意 書

年 月 日

東北大学大学院国際文化研究科長 殿

共 著 者
(署名)

下記論文を博士論文の一部として提出することを同意します。



記

1. 博士論文提出者氏名
(博士論文題目)

2. 論 文 著 者 氏 名

掲載雑誌名
発 行 卷 数
発 行 年 月

3. 論 文 著 者 氏 名

掲載雑誌名
発 行 卷 数
発 行 年 月

年 月 日

国際文化研究科長 殿

住 所	姓
ふりがな 氏名 (署名)	

博士論文の提出について

別添のとおり博士論文等を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

博士論文題目	
一 副 題 一	

紹介教員	講座・コース	紹介教員氏名(署名)
------	--------	------------

(記入上の注意)

- 1. 題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに一 (半角ハイフン) のダッシュ) を付けてください。
- 2. 題目が英語の場合は、日本語訳を括弧書きしてください。なお、英語の題目に副題を付ける場合は、注1に記わらず、主題の後に： (コロン) を付け、副題には何も付ける必要はありません。
- 3. 紹介教員欄は、紹介教員が署名し、その他の欄は提出者自身が記入・署名願います。

年 月 日

国際文化研究科長 殿

〒	住 所	国
ふりがな 氏 名 (署名)		

博士論文取り下げ願

下記理由により、博士論文を取り下げたいので、よろしく願います。

記

博士論文 題 目 一 副 題 一	
理 由	

(記入上の注意)
1. 題目に副題を付ける場合は、副題の始めと終わりに「(ダクシマ)」を付けてください。
2. 題目が英語の場合は、日本語訳を括弧書きしてください。

○東北大学学生表彰規程

平成 14 年 4 月 16 日
規第 127 号

東北大学学生表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北大学(以下「本学」という。)の学生を表彰する場合の取扱いについて定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 総長賞
- 二 総長優秀学生賞
- 三 総長特別学生賞

(表彰対象者)

第 3 条 表彰対象者は、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める学生とする。

- 一 総長賞 学部並びに大学院の修士課程、博士課程(前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分する課程にあっては、当該課程)及び専門職学位課程の最終年次の学生のうち、本学の教育目標にかなひ、かつ、学業成績が優秀な者
- 二 総長優秀学生賞 日本学術振興会育志賞を受賞した学生
- 三 総長特別学生賞 課外活動又は社会貢献活動において、特に優秀な成績又は特に顕著な功績が認められる学生

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 表彰候補者(前条第 2 号に掲げる者を除く。)の推薦は、同条第 1 号に掲げる者にあつては毎年、所定の期日までに、同条第 3 号に掲げる者にあつては随時に、各学部長又は各研究科長から、総長に行うものとする。

(表彰者の決定)

第 5 条 表彰者の決定は、表彰候補者及び第 3 条第 2 号に該当する者のうちから、総長が行う。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰者には、総長が、賞状及び賞品を授与する。

(表彰の時期)

第 7 条 表彰は、原則として、毎年 3 月に行う。

(事務)

第 8 条 表彰に関する事務は、教育・学生支援部において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 16 日から施行する。

(省 略)

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規第 16 号改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

昭和 52 年 3 月 15 日
規第 18 号

東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北大学学部通則(昭和 27 年 12 月 18 日制定。以下「学部通則」という。)第 15 条の 2 第 2 項及び東北大学大学院通則(昭和 28 年 11 月 16 日制定)第 19 条の 2 第 3 項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第 2 条 本学の学部に入學、再入學(第 1 学期又は第 2 学期の初めにおける再入學に限る。)、転入學又は編入學(以下この条及び第 6 条において「入學」という。)を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願出により、入学料の免除を許可することがある。

- 一 特に優れた者(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)第 8 条第 1 項の特に優れた者をいう。)であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの
- 二 入学前 1 年以内において、入學を許可された者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。))が死亡し、又は入學を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。))を受けた場合その他これに準ずる理由により、入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

第 3 条 本学の大学院の研究科に入學、再入學(第 1 学期又は第 2 学期の初めにおける再入學に限る。)、転入學又は編入學(以下次項及び第 6 条において「大学院入學」という。)を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、その願出により、入学料の免除を許可することがある。

- 2 前項に規定する者のほか、大学院入學を許可された者で、前条第 2 号に該当するものに対しては、その願出により、入学料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第 4 条 入学料の免除の額は、全額、3 分の 2 の額、半額又は 3 分の 1 の額とする。

(免除の許可の願出)

第 5 条 第 2 条又は第 3 条の規定による入学料の免除の許可を願出しようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 入学料免除願書
 - 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
 - 三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願出する者に限る。)
 - 四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願出する者に限る。)
 - 五 その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留學生が願出の場合には、前項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第 6 条 本学への入學又は大学院入學を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願出により、入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- 二 入學又は大学院入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、又は入學若しくは大学院入學を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第9条第1項の申請をした者が既に入学金を納めていた場合を除く。)。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学金を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

(入学料の返付)

第11条 入学料の免除を許可された者のうち、既に入学金を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学料の免除を願い出た者のうち、既に入学金を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学料のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

(死亡による免除等)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第2項の規定により入学料を返付される者は、第9条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額又は3分の1の額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第 17 条 入学科の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、入学科の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 52 年 3 月 15 日から施行する。

(省 略)

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規第 14 号改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

昭和 48 年 5 月 15 日

規第 43 号

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 授業料の免除

第 1 節 経済的理由による授業料の免除(第 2 条—第 7 条の 2)

第 2 節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除(第 8 条—第 13 条)

第 3 節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除(第 14 条—第 17 条)

第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納(第 18 条—第 27 条)

第 4 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し(第 28 条—第 31 条)

第 5 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続(第 32 条—第 34 条)

第 6 章 雑則(第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北大学学部通則(昭和 27 年 12 月 18 日制定)第 34 条第 2 項及び東北大学大学院通則(昭和 28 年 11 月 16 日制定)第 43 条第 2 項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第 2 章 授業料の免除

第 1 節 経済的理由による授業料の免除

(免除の許可)

第 2 条 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

(免除の実施方法)

第 3 条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第 4 条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3 分の 2 の額、半額又は 3 分の 1 の額とする。

(許可の願い出)

第 5 条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留學生が願い出の場合には、前項第 2 号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。)。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内(入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日(以下単に「入学した日」という。)の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期(入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期)に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 授業料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。)

四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。)

五 その他総長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留學生が願ひ出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

- 第12条 授業料の免除の許可を願ひ出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

- 第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願ひ出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

- 第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であつて、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、休学期間の初日の属する月の翌月(休学期間の初日が月の初日であるときは、その月)から休学期間の末日の属する月の前月(休学期間の末日が月の末日であるときは、その月)までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

- 2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(休学を許可された者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(死亡等による免除)

- 第15条 学生が死亡し、又は行方不明となつたことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(除籍による免除)

- 第16条 入学科又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

- 第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であつて、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

- 2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(退学を許可された者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

- 第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生(当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者)の願ひ出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- 二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- 三 行方不明の者
- 四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第 19 条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第 1 学期分の授業料については 9 月の口座引落日として本学が指定した日とし、第 2 学期分の授業料については 3 月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第 20 条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は 3 分の 2 の額、半額若しくは 3 分の 1 の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して 14 日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第 21 条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第 22 条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第 23 条 第 18 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第 24 条 授業料の月割分納を許可された者の 1 月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第 25 条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第 26 条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第 27 条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第 4 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第 28 条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第 29 条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

- 3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。
- 4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第30条 授業料の免除を許可されている者であつて、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第31条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であつて、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

- 3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

- 2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和48年5月15日から施行する。

(省 略)

附 則(令和2年3月24日規第15号改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東北大学研究生規程

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学部研究生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの
- 三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
 - 二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 三 大学院の研究科において、前二号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学科を納付しなければならない。

2 前項の入学科を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学科の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学科は、返還しない。

第11条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第15条 在学期間の中途で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学科及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する従前の規定による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。
- 3 前項の規定による研究生にかかる研究料及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成29年4月25日規第85号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第111号改正）

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定（「又は」を「、」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンタ―等」の次に「、材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の第2条及び第6条第3号の規定（「、教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。）並びに改正後の第7条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日規第32号改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日規第73号改正）

この規程は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

区分	金額	備考
検定料	9,800円	
入学料	84,600円	
第16条第1項に定める授業料	月額 29,700円	
第16条第3項に定める授業料	1単位につき 14,800円	

昭和38年5月15日

規第50号

東北大学研究生規程細則

(入学の許可、除籍等)

第1条 入学、在学期間の延長若しくは退学の許可、入学の許可の取消し又は除籍は、教授会（教授会が置かれていない場合は、これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長（以下「部局長」という。）が行う。

(懲戒)

第2条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の議を経て、部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第3条 研究証明書の交付は、部局長が行う。

(聴講の許可等)

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は、研究科長が行う。

附 則

この細則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日規第86号改正）

この細則は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第112号改正）

この細則は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第1条の規定（「又は」を「、」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同条の規定（「、教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。）並びに改正後の第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月23日規第74号改正）

この細則は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月26日規第78号改正）

この細則は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

東北大学大学院

国際文化研究科防災マニュアル

東北大学安全衛生管理指針に基づき、東北大学大学院国際文化研究科の防災対策について以下のとおり定める。

① 防災意識の普及

研究科長は、教職員及び学生に災害及び防災に関する知識の啓発及び安全教育を行う。

② 防災活動

研究科長は、災害から教職員及び学生の生命及び身体を保護するため、次のとおり防災活動を実施する。

①防災訓練を定期的に行う。

②救護・救援訓練を専門家の指導により、教職員及び学生に知識と技術を修得させる。

③施設、設備及び土地並びに危険物等について安全対策の措置を講じる。

ア. 建物及び付属施設内外の安全点検を定期的実施し、異常を発見した場合は、速やかに補強、修復する。

イ. 建物内のロッカー、書棚の転倒、落下等を防止するための措置を講じる。

ウ. 危険物の保管等においては、適正な管理のもとに表示も明確にしておく。

エ. 危険薬品等の在庫数量を的確に把握しておき、管理を徹底させる。

オ. 危険状況（気候等）の的確な把握に務める。

④情報の伝達方法を整備させる。

ア. 教職員及び学生間の伝達体制を整備する。

イ. 教職員及び学生の自宅等の連絡方法を整備する。

ウ. 学内他部局との情報連絡網を整備する。

⑤第1避難場所の周知徹底と避難対策を実施する。（別表1）

ア. 廊下等には物を置かない。

イ. 避難経路を明確にしておく。

⑥屋内防災装置・消火栓等の配置を明確にする。（別表2）

⑦災害時において必要な応急処置用薬品等を研究科事務部に常備しておく。

③ 災害発生時の対応・指定

(1) 重大な災害が勤務時間内に発生した場合

①避難

- ア. 教職員及び学生は、火気等を使用中の場合は、直ちに安全措置を講じ安全な場所へ避難する。
- イ. 教職員及び学生は、二次災害の発生に注意を払い、建物、通路等の安全を確認し、避難する。

②災害対策本部の設置及び職務要員の確保

- ア. 研究科長は、直ちに災害対策本部長(以下「本部長」という。)として災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。
- イ. 対策本部の組織及び担当業務内容及び連絡体制は、別表3参照。
- ウ. 対策本部は、研究科棟内(研究科長室)に設置(建物が倒壊等により危険な場合は、別の場所に設置)し、その場所を直ちに教職員及び大学本部に連絡する。
- エ. 本部長は、家族、家屋等の安全が確認できた教職員を中心に対策本部の要員とする。
- オ. 本部長は、対策本部の業務が、24時間体制となる可能性が大きいことから、教職員の心身の健康に留意する。
- カ. 本部長は、教職員家族の負傷等の状況に応じて必要な場合は当該教職員を帰宅させる。この場合、交通、道路事情の情報を的確に把握した後、安全のもとに対応させる。帰宅した者は、自宅等の応急措置を講じた後、可能な限り早期に職務復帰する。

(2) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合

①研究科長は、直ちに本部長として対策本部を設置する。

②対策本部の組織及び担当業務内容は別に定める。これによりがたい場合は、本部長は出勤した教職員に対し担当業務の決定を行う。

③対策本部は、研究科棟内(研究科長室)に設置(建物が倒壊等により危険な場合は、別の場所に設置)し、その場所を直ちに教職員及び大学本部に連絡する。

④出勤する場合の注意

- ア. 教職員は、家族、家屋等の安全を確認した後、速やかに出勤する。
- イ. 出勤にあたっては、交通、道路事情の情報をよく確認し途中の被災状況を可能な限り把握し報告する。
- ウ. 24時間体制となることも考えられるので、生活に必要な物を準備しておく。
- エ. 出勤不可能な教職員は、本部長に報告する。
- オ. 本部長は、スタッフが揃った段階で業務分担の整理を行い分担内容に添って業務が遂行されるよう指示調整する。

④ 災害発生後の対応・措置

(1) 授業中断等の対応策

授業中に地震等の予測不可能な災害が発生した場合、教員の判断において以下の安全な方法により学生を避難誘導する。

- ① 学生を窓ガラスから離れさせる。
- ② ドアを開けて出口を確認する。
- ③ 実験の場合、ガスの元栓を締め火の始末をする。
- ④ 火が天井に移る前であれば初期消火にあたる。
- ⑤ 落下物に注意する。
- ⑥ エレベーターは使用しない。
- ⑦ 屋外に出た場合、建物等から離れて行動する。
- ⑧ けが人が発生した場合は、協力して安全な場所へ避難誘導させ応急処置が出来る対策を講じる。
避難後は、状況判断を的確に行うため正しい情報を得てから行動する。

(2) 研究活動の再開

危険物を扱う研究施設は、専門家が安全と確認した時から研究活動を再開するものとする。
また、研究室の内部も危険物を確実に除いて安全な状態で使用開始するものとする。

⑤ 火元責任者の指定

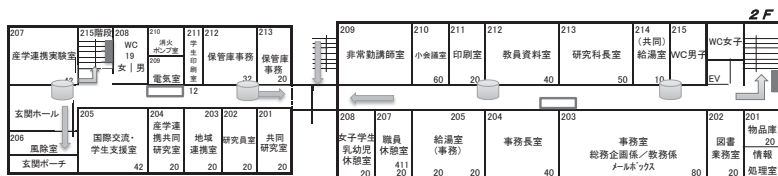
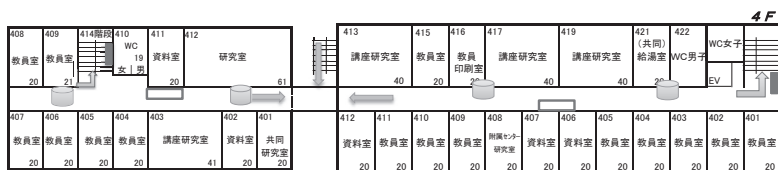
- (1) 火元責任者は、個人研究室は各教員とし、講座共有の部屋は講座代表者とする。
その他の共有箇所は事務部の各係が分担し、責任者は各係長とする。
- (2) 火元責任者はチェックシートにより部屋の点検をし、安全確保に務める。
(別表4)

屋内防災装置 消火栓等配置図

別表2

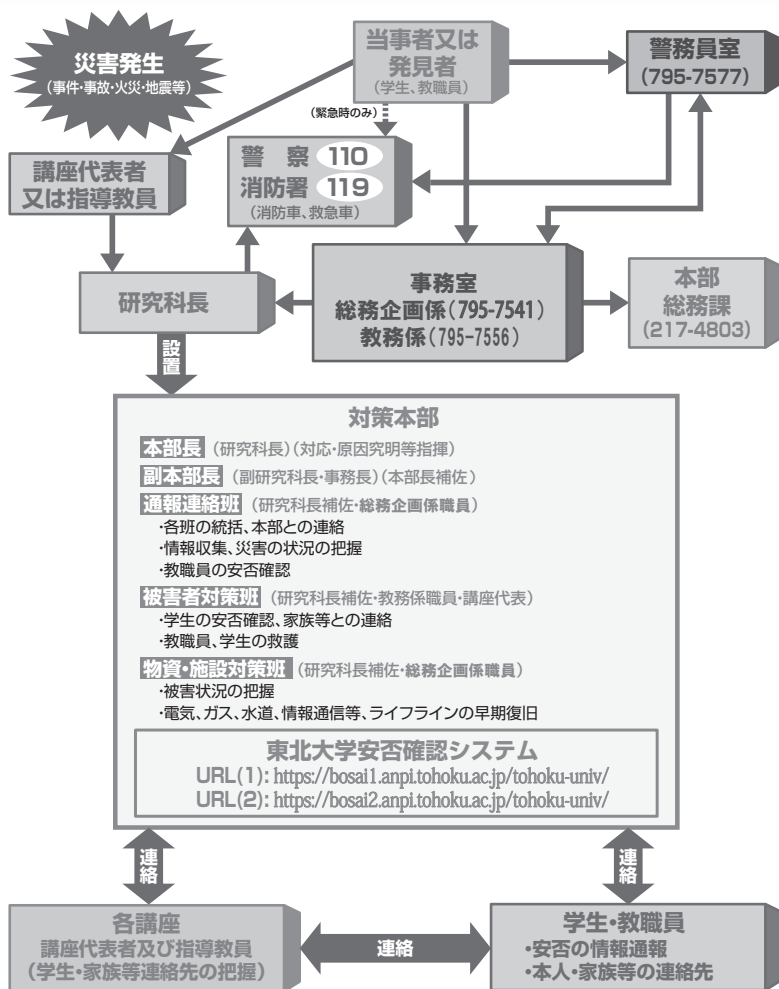
西 棟

国際文化研究棟



国際文化研究科 災害発生時の連絡体制

別表3



部屋使用状況等 チェックシート

別表4



国際文化 ○棟	部屋番号	部屋名称
記入者	所属講座	
	氏 名	
記入期間	令和○○年○○月～○○年○○月	

- できるだけ毎月初めに実施すること。
- 講座で共有して使用する部屋の記入・保管・提出
→講座代表教員が管理すること。

- (1)全項目に○×記入。
該当しない項目には「-」を記入のこと。
- (2)チェックシートを各研究室で保管。
- (3)チェックシートを提出。(※○○年○○月○○日(○)まで)

項 目		○×を記入			
		○月	○月	○月	○月
全 体	A1	室内は整理整頓されている。			
出入口・通路	A2	部屋の出入り口に物品を置いていない。			
	A3	室内の避難通路として十分な幅が確保されている。			
高所対策	A4	ロッカー・書棚は固定されている。			
	A5	ロッカー・書棚など高い所に不安安全に物品を置いていない。			
床上・窓際	A6	床は、段差がなく滑りにくくなっている。			
	A7	床に置いた物品は通路を妨害していない。			
	A8	暖房機は不安安全に置かれていない。			
	A9	暖房機の周辺に可燃物を置いていない。			
	A10	窓際に不安安全に物品を置いていない。			
	A11	机の周辺は整理されている。			
	A12	機器類の配線ケーブルが歩行時の障害となっていない。			
	A13	コンセント、テーブルタップ等は、タコ足配線になっていない。			
そ の 他	A14	都市ガス用ホースは、不適合品や古いものを使っていない。			
	A15	帰宅時にはガスの元栓をしめている。			
	A16	帰宅時は、使用中の機器を除く全機器の電源を切っている。			
	A17	無人運転機器がある場合、帰宅時には必要な安全措置をとり、緊急時の連絡先を部屋の入り口に掲示している。			
	A18	不在時(帰宅時)には部屋の施錠をしている。			
	A19	以上の項目を部屋の使用者(学生含む)全員に指導している。			

○○～○○月の目標

(例)整 理

(例) 要る物と要らない物に分け、不要物を処分しましょう。

X 建 物 等

国際文化研究科・研究室等配置図

国際文化研究科 西棟

国際文化研究棟

5F

525階段

508	佐藤 (透)	20	21	515階段	510	WC 男/女	19	511	資料室 多文化	20	512	資料室 多文化	20	513	研究室 多文化共生	41
509	目黒	20	21													
507	坂巻 佐藤 (雪)	20	20	505	統合 日本学 センター	504	共通 資料室	503	統合 日本学 センター	20	502	青木	20	501	講座研究室 多文化共生	41

524 廊下

513	講座研究室 現代日本メディア ジェンダー	40	515	資料室 日本宗教・ 思想史	20	516	資料室 現代日本 メジ	20	517	講座研究室 日本宗教・ 思想史	40	519	講座研究室 アジア・アフリカ	40	521	給湯室	20	522	WC男	20	523	WC女	11	4	EV
-----	----------------------------	----	-----	---------------------	----	-----	-------------------	----	-----	-----------------------	----	-----	-------------------	----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	----	---	----

屋外階段

302

455

4F

408	ジョン	20	21	414階段	410	WC 女	19	411	資料室 IGPLS	20	412	研究室IGPLS	61				
409	内原																
407	高橋	20	20	405	常本	404	コーナー	403	講座研究室 応用言語	41	402	資料室 応用言語	20	401	共同 研究室	20	302

413廊下

413	講座研究室 言語科学	40	415	ジスク 教員 印刷室	20	416	教員 印刷室	20	417	講座研究室 ヨーロッパ・アメリカ	40	419	講座研究室 ヨーロッパ・アメリカ	20	421	給湯室	20	422	WC男	11	4	EV
-----	---------------	----	-----	------------------	----	-----	-----------	----	-----	---------------------	----	-----	---------------------	----	-----	-----	----	-----	-----	----	---	----

屋外階段

424 廊下

425階段

412	資料室 言語科学	20	411	江藤	20	410	中山	20	409	中本	20	408	附属センター 研究室	20	407	資料室 ヨーロッパ・アメリカ	20	406	資料室 ヨーロッパ・アメリカ	20	405	中津	20	404	大河原	20	403	寺本	20	402	小原	20	401	山内	20	455
-----	-------------	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	---------------	----	-----	-------------------	----	-----	-------------------	----	-----	----	----	-----	-----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----

3 F

307 言語科学 実験室		314階段 309 WC 男/女		310	311	312	325階段	
20		21		20	20	41	323 WC女 11	
20		20		20	20	20	322 WC男 4	
313廊下		314階段 309 WC 男/女		310	311	312	321 給湯室	
20		21		20	20	41	320 【空き室】	
20		20		20	20	20	319 講間	
20		20		20	20	20	318 大窪	
20		20		20	20	20	317 資料室	
20		20		20	20	20	315 講座研究室	
20		20		20	20	20	314 【空き室】	
20		20		20	20	20	313 劉	
20		20		20	20	20	312 講座研究室	
20		20		20	20	20	311 資料室	
20		20		20	20	20	310 国際環境資源政策	
20		20		20	20	20	309 国際環境資源政策	
20		20		20	20	20	308 国際環境資源政策	
20		20		20	20	20	307 松本	
20		20		20	20	20	306 講座研究室	
20		20		20	20	20	305 佐藤	
20		20		20	20	20	304 資料室	
20		20		20	20	20	303 国際政治経済	
20		20		20	20	20	302 国際政治経済	
20		20		20	20	20	301 国際政治経済	

2 F

218階段		216		215		214		213		212		211		210		209		208		207		206		205		204		203		202		201		200	
産学連携実験室		WC女		WC女		給湯室		研究科長室		教員資料室		印刷室		小会議室		非常勤講師室		女子学生 ・乳幼児 休憩室		職員 休憩室		共同 研究室		産学連 携共同 研究室		国際交流・ 学生支援室		事務室		図書		物品庫		情報 処理室	
42		11		4		10		50		40		20		20		40		20		20		20		20		20		20		20		20		45	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下		224廊下		225廊下		226廊下		227廊下		228廊下		229廊下		230廊下		231廊下		232廊下		233廊下	
214廊下		217廊下		218廊下		219廊下		220廊下		221廊下		222廊下		223廊下																					

川 北 合 同 研 究 棟 (国文研)

	523 中村 高等教育機構	524	525 講座資料室 応用言語 国際 20	526 講座研究室 応用言語 国際 40	527	528 講座研究室 言語科学 国際 40	530 講座資料室 言語科学 国際 20	531 講義室⑥ 国際 40	533 学生 印刷室 国際 20		
522 菅谷 高等教育機構	521	520	519	518	517	516	515	514	513	512	511

マルチメディア教育研究棟 (国文研)

										6 F									
										M601									
電気室																			
ルーフ (屋外機置場)										女子トイレ									
										男子トイレ									
										大ホール									

5 F

534	536	537	538	WC (男)	EV PS
-----	-----	-----	-----	-----------	--------------

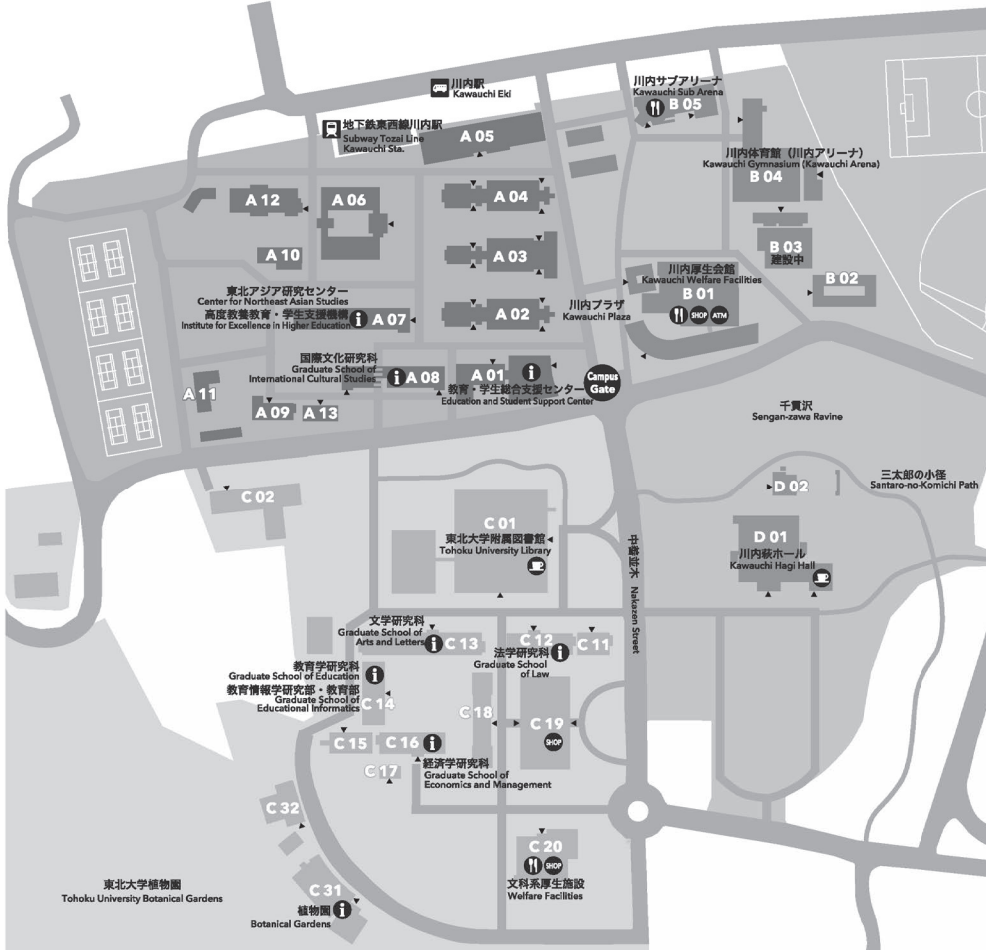
510	509	508	507	505	503	501
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

180



東北大学 川内キャンパス

TOHOKU UNIVERSITY Kawauchi Campus



キャンパス内全面禁煙
No smoking on campus



0 10 30 50 100 200m



インフォメーション
Information



レストラン・カフェ
Restaurant・Cafe



カフェ
Cafe



物販店舗
Shop



ATM
Automated Teller Machine



地下鉄東西線国際センター駅
Subway Tozai Line
International Center Sta.

バス停
Bus Stop
地下鉄
Subway

- A 01 教育・学生総合支援センター
Education and Student Support Center
- A 02 講義棟A棟
Lecture Rooms A
- A 03 講義棟B棟
Lecture Rooms B
- A 04 講義棟C棟
Lecture Rooms C
- A 05 マルメディア教育研究棟 (教育情報基盤センター)
Multimedia Education and Research Complex (Center for Information Technology in Education)
- A 06 学生実験棟
Student Laboratories
- A 07 川北合同研究棟
Kawakita Research Forum
(高度後進教育・学生支援機構/東北アジア研究センター)
(Institute for Excellence in Higher Education / Center for Northeast Asian Studies)
- A 08 国際文化研究棟
Graduate School of International Cultural Studies
- A 09 保健管理センター
Student Health Care Center
- A 10 教育研究基盤支援棟 4
Education and Research Base Support Building 4
- A 11 教育研究基盤支援棟 5
Education and Research Base Support Building 5
- A 12 国際交流棟
International Exchange Building
- A 13 学生相談所
University Counseling Center

- B 01 川内厚生会館
Kawauchi Welfare Facilities
- B 02 川内サークル部室棟
Kawauchi Circle and Club Building
- B 03 川内課外活動共用施設 (川内ホール)
Kawauchi Extracurricular Activity Shared Facilities (Kawauchi Hall)
- B 04 川内体育館 (川内アリーナ)
Kawauchi Gymnasium (Kawauchi Arena)
- B 05 川内サブアリーナ
Kawauchi Sub Arena

- C 01 東北大学附属図書館
Tohoku University Library
- C 02 入試センター
Admission Center
- C 11 文・法合同研究棟
Arts and Letters / Law Joint Building
- C 12 法学研究科棟
Graduate School of Law
- C 13 文学研究科棟
Graduate School of Arts and Letters
- C 14 文科系総合研究棟 (教育学研究科)
New Humanities Building (Graduate School of Education)
- C 15 文科系合同研究棟
Humanities Building
- C 16 経済学研究科棟
Graduate School of Economics and Management
- C 17 経済学研究科演習室
Seminar Rooms
- C 18 中講義棟
Lecture Rooms
- C 19 文科系総合講義棟
Lecture Rooms
- C 20 文科系厚生施設 (メイプルパーク川内)
Welfare Facilities (Maple Park Kawauchi)

- D 01 百周年記念会館 (川内萩ホール)
Centennial Hall (Kawauchi Hag'i Hall)
- D 02 弓道場
Japanese Archery Field

- C 31 植物園本館
Botanical Gardens (Garden Hall)
- C 32 植物園津田記念館
Tsuda Memorial Herbarium

国際文化研究科教職員名簿

〒980-8576 仙台市青葉区川内41

FAX 022-795-7583(事務部)

研究科長(併)	劉 庭 秀	7618
教 授	jeongsoo.yu.d7@	
副研究科長(併)	池 田 亮	7615
教 授	ryo.ikedad2@	
副研究科長(併)	江 藤 裕 之	7606
教 授	hiroyuki.eto.d6@	

国際文化研究専攻

ヨーロッパ・アメリカ研究講座

教 授	寺 本 成 彦	7608
	naruhiko.teramoto.c1@	
"	小 原 豊 志	7600
	toyoshi.obara.d1@	
准 教 授	山 内 玲	7614
	ryo.yamauchi.b4@	
講 師	中 津 匡 哉	
講 師 (非)	間 瀬 幸 江	
	(宮城学院女子大学教授)	

アジア・アフリカ研究講座

教 授	勝 山 稔	7590
	minoru.katsuyama.e3@	
"	大 河 原 知 樹	7609
	tomoki.okawara.c5@	
准 教 授	朱 琳	7613
	lin.zhu.e7@	
"	木 村 可 奈 子	7659
	kanako.kimura.a3@	
講 師 (非)	岡 崎 弘 樹	
	(亜細亜大学准教授)	

現代日本メディア・ジェンダー研究講座

教授(兼任)	江 藤 裕 之	7606
	hiroyuki.eto.d6@	
"	劉 庭 秀	7618
	jeongsoo.yu.d7@	
准 教 授	妙 木 忍	7591
	shinobu.myoki.a7@	
講 師 (非)	柳 原 恵	
	(立命館大学准教授)	
"	佐 野 正 人	

日本宗教・思想史研究講座

教授(兼任)	池 田 亮	7615
	ryo.ikedad2@	
教 授	GODART, Clinton	7602
	(ゴダール, クリントン)	
	godart.gerard.rainier.clinton.c4@	
准 教 授	KLAUTAU, Orion	7597
	(クラウタウ, オリオン)	
	klautau.orion.a1@	
講 師 (非)	碧 海 寿 広	
	(武蔵野大学教授)	
"	桐 原 健 真	
	(金城学院大学教授)	

国際政治経済論講座

教 授	劉 庭 秀	7618
	jeongsoo.yu.d7@	
"	池 田 亮	7615
	ryo.ikedad2@	
准 教 授	勝 間 田 弘	7595
	hiro.katsumata@	
"	大 窪 和 明	7653
	kazuaki.okubo.d5@	
講 師	松 本 明 日 香	7612
	asuka.matsumoto.c6@	
助 教	眞 子 岳	7625
	gaku.manago.e4	
"	LIU XIAOYUE	7687
	liu.xiaoyue.a5	
講 師 (非)	倉 田 洋	
	(東北学院大学教授)	

国際環境資源政策論講座

教 授	青 木 俊 明	4689
	toshiaki.aoki.a1@	
"	泉 貴 子	022-752-2073
(協力教員)	izumi@irides.tohoku.ac.jp	
准 教 授	佐 藤 正 弘	7596
	masahiro.sato.b8@	
講 師 (非)	福 嶋 慶 三	
	(明石市役所 理事)	
"	西 宮 宜 昭	
	(オリエンタルコンサルタンツグローバル非常勤職員)	
"	阿 部 治	
	(公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長)	

多文化共生論講座

教 授	佐 藤 透	7594
	toru.sato.c6@	
"	坂 巻 康 司	7688
	koji.sakamaki.a8@	
准 教 授	佐 藤 雪 野	7663
	yukino.sato.b3@	
"	目 黒 志 帆 美	7654
	shihomi.meguro.b2@	
講 師 (非)	藤 田 恭 子	
	(東北大学名誉教授)	
"	石 川 真 作	
	(東北学院大学教授)	
"	島 貫 悟	
	(芝浦工業大学非常勤講師)	

言語科学研究講座

教 授	江 藤 裕 之	7606
	hiroyuki.eto.d6@	
"	高 橋 大 厚	7639
	daiko.takahashi.e1@	
"	中 山 真 里 子	7662
	mariko.nakayama.d5@	
准 教 授	中 本 武 志	7611
	takeshi.nakamoto.e3@	
"	ZISK, Matthew	7628
	(ジस्क, マシュー)	
	matthew.zisk.a6@	
講 師	真 家 峻	7589
	ryo.maie.e5@	
講 師 (非)	上 原 聡	
"	宮 川 創	
	(筑波大学准教授)	

応用言語研究講座

教 授	菅 谷 奈 津 恵	7842
	(高度教養教育・学生支援機構)	
	natsue.sugaya.e1@	
"	鄭 嬌 婷	7607
	jeong@	
准 教 授	WANNER, Peter John	7619
	(ワーナー, ピーター・ジョン)	
	wanner.peter.john.e3@	
"	中 村 渉	7838
	(高度教養教育・学生支援機構)	
	wataru.nakamura.a8@	
"	常 本 亜 希	
"	内 原 卓 海	7593
	takumi.uchiara.a2@	
講 師 (非)	江 口 政 貴	
	(株式会社エキュメノポリスリサーチサイエンティスト)	

研究科共通科目

講 師 (非)	新 保 奈 穂 美	
	(東京大学准教授)	

附属言語脳認知総合科学研究センター

センター長	中山 真里子	7662
教授	mariko.nakayama.d6@	
(兼務教員)		
"	江 藤 裕 之	7606
(")	hiroyuki.eto.d6@	
"	小 泉 政 利	5981
(")	(文学研究科)	
	koizumi@sal.	
"	邑 本 俊 亮	4538
(")	(情報科学研究科)	
	muramoto@cog.is.	
"	杉 浦 元 亮	
(")	(加齢医学研究所)	
	motoaki.sugiura.d6@	
"	鄭 嬌 婷	7607
(")	hyeonjeong.jeong.b8@	
"	高 橋 大 厚	7639
(")	daiko.takahashi.e1@	
准 教 授	Wanner, Peter John	7619
(")	(ワーナー, ピータージョン)	
	wanner.peter.john.e3@	
"	中 本 武 志	7611
(")	takeshi.nakamoto.e3@	
"	木 山 幸 子	5984
(")	(文学研究科)	
	skiyama@	
"	ZISK, Matthew	7628
(")	(ジスク, マシュー)	
	matthew.zisk.a6@	
"	内 原 卓 海	7593
(")	takumi.uchihara.a2@	
"	常 本 亜 希	
(")		
講 師	真 家 峻	7589
(")	ryo.maie.e5@	
	センター事務室	7550

事 務 部

事 務 長		
総務企画係	int-som@grp.	7541/3524
教 務 係	int-kkdk@grp.	7556

MEMO

MEMO

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The word "MEMO" is printed in a bold, black, sans-serif font at the top left corner. The rest of the page is filled with evenly spaced horizontal lines, providing a template for writing.



東北大学広報活動キャラクター・研一